

令和6年第2回鮫川村議会定例会会議録目次

第 1 号 （3月5日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	4
地方自治体法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議事日程の報告	5
諸般の報告	5
村長挨拶	6
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	8
議案第2号～議案第9号の上程、説明	8
議案第10号～議案第15号の上程、説明	10
議案第16号～議案第24号の上程、説明	16
議案第25号の上程、説明	24
議案第26号～議案第28号の上程、説明	25
議案第29号の上程、説明	26
議案第30号～議案第33号の上程、説明	27
一般質問	28
北 條 利 雄 君	28
緑 川 茂 君	47
森 隆 之 君	55
青 戸 義 之 君	63
森 田 重 男 君	69
窪 木 浩 一 君	70

会議時間の延長	7 5
一般質問	7 6
本 郷 弘 義 君	7 6
遠 藤 貴 人 君	7 9
散会の宣告	9 2

第 2 号 （3月11日）

議事日程	9 3
本日の会議に付した事件	9 5
出席議員	9 6
欠席議員	9 6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	9 6
職務のため出席した者の職氏名	9 6
開議の宣告	9 7
諸般の報告	9 7
議事日程の報告	9 7
議案第2号～議案第9号の質疑、討論、採決	9 7
議案第10号～議案第15号の質疑、討論、採決	1 0 7
議案第16号～議案第24号の質疑、討論、採決	1 0 9
議案第25号の質疑、討論、採決	1 1 5
議案第26号～議案第28号の質疑、討論、採決	1 1 5
議案第29号の質疑、討論、採決	1 1 6
議案第30号～議案第33号の質疑、討論、採決	1 1 7
請願第1号の審査結果の報告、質疑、討論、採決	1 1 8
閉会中の継続調査申出について	1 1 9
日程の追加	1 2 0
議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 0
発議第1号の上程、採決	1 2 2
閉会の宣告	1 2 2
署名議員	1 2 3

第 2 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

令和6年第2回鮫川村議会定例会

議 事 日 程（第1号）

令和6年3月5日（火曜日）午前10時開会

日程第 1 村長挨拶

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

日程第 4 議案第 2号 鮫川村体育施設条例

提案理由の説明

日程第 5 議案第 3号 鮫川村犯罪被害者等支援条例

提案理由の説明

日程第 6 議案第 4号 鮫川村公営企業資金運用基金条例

提案理由の説明

日程第 7 議案第 5号 鮫川村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第 8 議案第 6号 鮫川村指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第 9 議案第 7号 鮫川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第10 議案第 8号 鮫川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第11 議案第 9号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例

提案理由の説明

日程第12 議案第10号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）

提案理由の説明

日程第 13 議案第 11 号 令和 5 年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算第（第 4 号）

提案理由の説明

日程第 14 議案第 12 号 令和 5 年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 3 号）

提案理由の説明

日程第 15 議案第 13 号 令和 5 年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

提案理由の説明

日程第 16 議案第 14 号 令和 5 年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

提案理由の説明

日程第 17 議案第 15 号 令和 5 年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

提案理由の説明

日程第 18 議案第 16 号 令和 6 年度鮫川村一般会計予算

提案理由の説明

日程第 19 議案第 17 号 令和 6 年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

提案理由の説明

日程第 20 議案第 18 号 令和 6 年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算

提案理由の説明

日程第 21 議案第 19 号 令和 6 年度鮫川村村営バス事業特別会計予算

提案理由の説明

日程第 22 議案第 20 号 令和 6 年度鮫川村介護保険特別会計予算

提案理由の説明

日程第 23 議案第 21 号 令和 6 年度鮫川村学校給食センター特別会計予算

提案理由の説明

日程第 24 議案第 22 号 令和 6 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算

提案理由の説明

日程第 25 議案第 23 号 令和 6 年度鮫川村簡易水道事業会計予算

提案理由の説明

日程第 26 議案第 24 号 令和 6 年度鮫川村集落排水事業会計予算

提案理由の説明

日程第 27 議案第 25 号 和解について

提案理由の説明

日程第 28 議案第 26 号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村社会福祉協議会）

提案理由の説明

日程第 29 議案第 27 号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村農産物加工・直売所運営協議会）

提案理由の説明

日程第 30 議案第 28 号 公の施設の指定管理者の指定について（特定非営利活動法人さがわスポーツクラブ）

提案理由の説明

日程第 31 議案第 29 号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の変更について

提案理由の説明

日程第 32 議案第 30 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西山辺地）

提案理由の説明

日程第 33 議案第 31 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（遠ヶ竜辺地）

提案理由の説明

日程第 34 議案第 32 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（戸草辺地）

提案理由の説明

日程第 35 議案第 33 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（渡瀬辺地）

提案理由の説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1 番 窪 木 浩 一 君

2 番 本 郷 弘 義 君

3 番 青 戸 義 之 君

5 番 森 田 重 男 君

6 番 森 隆 之 君

7 番 遠 藤 貴 人 君

8 番	北 條 利 雄 君	9 番	緑 川 茂 君
10 番	前 田 武 久 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	宗 田 雅 之 君	副 村 長	鈴 木 大 介 君
教 育 長	藤 田 充 君	総 務 課 長	渡 邊 敬 君
住 民 福 祉 課 長	鈴 木 隆 寛 君	農 林 商 工 課 長	舟 木 正 博 君
地 域 整 備 課 長	齋 藤 利 己 君	教 育 課 長	星 徹 君
村 づ く り 推 進 室 長	矢 吹 かおり 君	代 表 監 査 委 員	森 洋 君
会 議 事 務 局 管 理 者 兼 出 納 室 長	鈴 木 千 鶴 子 君		

職務のため出席した者の職氏名

議 事 務 局 会 長	古 舘 甚 子	書 記	我 妻 正 紀
-------------	---------	-----	---------

◎開会の宣告

○議長（前田武久君） ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、ただいまから令和6年第2回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（前田武久君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（前田武久君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

○議長（前田武久君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

本議会に村長、教育委員会教育長及び代表監査委員に出席を求めました。

2月21日、東白衛生組合第1回定例会が開催され、組合議会議員の森田重男議員より、別紙のとおり議会結果の報告がありましたので、その写しを配付しました。

次に、2月21日、白河地方広域市町村圏整備組合議会定例会が開催され、組合議会議員の議長、副議長より、別紙のとおり議会結果の報告がありましたので、その写しを配付しました。

受理しました請願・陳情は、配付してあります請願・陳情等文書表のとおりであります。

出張関係であります。お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

また、村長より行政報告書が提出されましたので、その写しを配付しました。

以上であります。

○議長（前田武久君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（前田武久君） 日程第1、村長から挨拶の申出がありましたので、これを許します。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 皆さん、おはようございます。

令和6年鮫川村議会3月定例会を開催いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私にわたり何かとご多用なところご参集賜り誠にありがとうございます。

まず、初めに、本年1月1日に発生した能登半島地震により多くの建物の倒壊や津波に加えて、大規模な火災が発生し、かけがえのない多くの命が失われた方々の気持ちを思うと、哀惜の念に堪えません。改めて、衷心より哀悼の意を捧げます。

また、被災された全ての皆様に心からお見舞いを申し上げますとともに、一日でも早い復旧・復興を願います。

今後も、さらなる災害が予想される中でありますので、本村においても情報網の点検、整備、食材などの備蓄の状況、避難所などの点検など、鮫川村防災マップに沿って、日頃の点検、また防災訓練などにより各自が備えの一步を踏み出し、有事の際の判断力、行動力を養っていただいているものと伺っていますので、防災訓練などのさらなる徹底を図って参りたいと思っております。

新型コロナウイルスに関しましては、昨年5月から感染症分類が5類に移行し、感染者の外出自粛や医療機関への受診など、これまでとは大きく対策が変わり、マスク着用も個人の判断によるものと変更されましたが、昨年末からインフルエンザと併せて感染症が増加傾向にありましたが、最近では減少傾向に向かっているものと考えます。

今後も、気を緩めることなく、村民の皆さんに情報の提供など、注意喚起などを図ってまいります。

さらには、ロシアによるウクライナ侵攻により資材の高騰など、広く村民の経済活動に影響を及ぼし、住民生活を直撃いたしました。本村といたしても、村民生活を守ることを一番に様々な手だてを講じていきます。

このことを念頭に、令和6年度予算は、関係人口の創出、村の美しい景観の維持整備、新規就農、新規創業を含めた産業振興の3つに重点を置き、編成いたしました。

まず、1つは、関係人口の創出と2つ目の村の美しい景観の維持整備についてです。

全国的な少子高齢化に伴い、本村においても年々定住人口が減少し、その対応、対策は緊

急な問題であり、関係人口、定住人口の創出を図ることは、特に重要だと捉えております。

そのためにも、村が持つ美しい館山景観や多様な資源に磨きをかけ、関係人口を呼び込みたいと考えております。

6年度早々に、さざり荘周辺にモミジやショウブなどの植栽の計画と強滝のツタフジなどの伐採に取りかかり、景観整備を図っています。

また、食に関しても、村が推奨する大豆を活用した新たな商品開発や、現在ある核を芯に更なる磨きをかけるとともに、安全安心の食材の生産を推奨していきます。

また、村内建設会社の協力により村道などの草刈りを実施してまいります。人は、美しい景観、おいしい物、安全安心な食材を求めて、必ずや来てくれるものと考えておりますので、今後も農業の振興はもとより、先代から受け継がれた美しい里山、既存の観光施設、安全安心の食材の生産と新たな商品の開発を図っていきます。

さらには、令和6年度より経済効果や関係人口の創出にもつながると考えております県内初となる保育園留学に取り組みたいと考えております。保育園留学の内容については、一般質問の中で説明いたします。

次に、3つ目の新規就農、新規創業を含めた産業振興についてです。

村では、鮫川村未来へつなぐ多様な農業の担い手応援事業といたしまして、新たに50歳以上65歳以下のシニア世代の就労支援や農業機械の導入支援など実施していきます。

また、村内で新たに創業、起業される方を対象とした補助事業も新設いたします。

さて、本議会で御審議いただく案件は、条例8件、補正予算6件、新年度予算関係が9件、施設の指定管理者の指定が3件、変更計画が5件であります。

議員の皆様には、慎重審議を賜りご賛同いただきますことをお願いいたしまして、挨拶いたします。

○議長（前田武久君） これで村長の挨拶が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（前田武久君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

3番 青 戸 義 之 君 及び

5番 森 田 重 男 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（前田武久君） 日程第3、会議の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、森隆之君。

〔6番 森 隆之君 登壇〕

○6番（森 隆之君） 去る2月27日午後3時より、議会運営委員会を開催し、令和6年第2回鮫川村議会定例会の運営について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。

本定例会に提出されます案件は、村長提出議案32件、請願のありました福島県最低賃金の引上げと早期発効を求める意見書提出の請願については、所轄の総務文教常任委員会へ付託いたします。このほか陳情書等は、鮫川村議会の運営に関する基準第129条の規定により、その写しを議員配付することにいたしました。

また、一般質問ですが、8名20件の通告がありました。いずれも通告どおり質問を許可すべきものと認めました。

会期については、本日3月5日から11日までの7日間とし、日程としては、お手元に配付してあります日程表のとおりでございます。

この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

○議長（前田武久君） お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から3月11日までの7日間と決定いたしました。

◎議案第2号～議案第9号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第4、議案第2号 鮫川村体育施設条例から日程第11、議案第9

号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例までの8議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第2号から議案第9号までの8議案につきまして、提案理由のご説明申し上げます。

議案書の1ページをご覧ください。

初めに、議案第2号 鮫川村体育施設条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、個別に制定された体育施設の設置条例について、その施設全てを網羅するとともに、西野グラウンドを新たに加え、併せて使用料の徴収について、各施設の統一を図るため、新たな条例を制定しようとするものであります。

次に、議案書の7ページをご覧ください。

議案第3号 鮫川村犯罪被害者等支援条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、犯罪被害者等基本法に基づき、本村における犯罪被害者等の支援に関し必要な事項を定め、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に寄与するため、条例を制定しようとするものであります。

次に、議案書の10ページをご覧ください。

議案第4号 鮫川村公営企業資金運用基金条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、簡易水道事業及び集落排水事業について、公営企業会計移行後の健全な経営を維持するため、これまでの両事業において、個別に設置していた基金条例を廃止するとともに一括して管理するため、新たな条例を制定するものであります。

次に、議案書の12ページをご覧ください。

議案第5号 鮫川村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、上位法である行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律が題名を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に改めつつ、行政等のデジタル化を推進する整備が行われたことを受け、本村においては、令和6年4月からオンライン化を開始するに当たり、文言を修正するとともに、条例名を鮫川村情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例とするため、条例の一部を改正するものであります。

次に、議案書の16ページをご覧ください。

議案第 6 号 鮫川村指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例
につきましてご説明申し上げます。

本案は、議案第 2 号で提案いたしました、鮫川村体育施設条例の制定に併せ、指定管理者
が管理できる公の施設の名称を改めるとともに、西野グラウンドを新たに加えるため、条例
の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案書の 17 ページをご覧ください。

議案第 7 号 鮫川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する
法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例行
政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正された
ため、これを引用していた本条例について、その一部を改正しようとするものであります。

次に、議案書の 18 ページをご覧ください。

議案第 8 号 鮫川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例につきましてご説
明申し上げます。

本案は、本条例で引用しておりました法律名が改正されたことにより、所要の改正をする
ため、条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、議案書の 19 ページをご覧ください。

議案第 9 号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例につきましてご説明申し上げます。

本案は、鮫川村第 10 期高齢者福祉計画、第 9 期介護保険事業計画の策定及び介護保険法施
行令の改正による保険料の算定に関する基準の見直しなどにより、令和 6 年度から令和 8 年
度における介護保険料率を改正するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

以上で、議案第 2 号から議案第 9 号の説明とさせていただきます。

提案に賛同賜りますようお願い申し上げまして、説明を終わります。

◎議案第 10 号～議案第 15 号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第 12、議案第 10 号 令和 5 年度鮫川村一般会計補正予算（第 7 号）
から日程第 17、議案第 15 号 令和 5 年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）までの
6 議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第10号から議案第15号までの6議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の令和5年度一般会計及び各特別会計の補正予算各科目の減額補正につきましては、主に事業の完了に伴い、予算を整理するためのものありますので、詳細な説明を省略させていただきます。

各会計の補正予算の事業費、内訳等につきましては、議案書及び歳入歳出、補正予算、事項別明細書をご覧ください。

なお、これらを用いた議案の詳細につきましては、鈴木副村長からご説明申し上げます。

○議長（前田武久君） 鈴木大介副村長。

〔副村長 鈴木大介君 登壇〕

○副村長（鈴木大介君） 初めに、議案第10号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の20ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額34億5,991万6,000円に対し、今回3,733万9,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を34億9,725万5,000円とするものであります。

以下、事項別明細書でご説明いたします。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

3ページをご覧ください。

10款地方交付税、1項1目1節地方交付税1億1,708万3,000円を増額につきましては、令和5年度普通交付税の交付額の決定によるものであります。

4ページをご覧ください。

次に、14款国庫支出金、1項2目衛生費国庫負担金2節新型コロナウイルス接種対策交付金215万1,000円を増額につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種に係る経費の国庫負担額確定により増額するものであります。

同じく2項1目1節総務費補助金56万5,000円を増額につきましては、国庫補助金の額の確定によるものであります。

同じく3目1節保健衛生費補助金709万3,000円の減額につきましては、合併処理浄化槽の設置に対する補助金61万2,000円の減額及び新型コロナウイルスワクチン接種業務に係る人件費等の減額によるものであります。

5ページをご覧ください。

15款県支出金、2項1目1節総務管理費補助金240万6,000円の減額につきましては、それぞれの事業の終了により、県補助金を減額するものであります。

続きまして、6ページをお開き願います。

17款寄附金、1項1目1節地域振興費寄附金150万3,000円の増額につきましては、ふるさと納税ほかを受け入れるものであります。

18款繰入金、2項1目1節財政調整基金繰入金5,500万円の減額につきましては、一般財源で賄うことができたことから減額するものであります。

7ページをご覧ください。

21款1項村債、各目の減額につきましては、事業費の確定によるものでございます。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

9ページをお開き願います。

2款総務費、1項5目財産管理費、24節積立金1億1,808万円の増額につきましては、財政調整基金、公有施設整備基金、教育施設整備基金ほかに積み立てるものであります。

同じく6目企画書、10ページに移りまして、12節委託料841万円の減額につきましては、それぞれ事業費の確定により減額するものであります。

11ページをご覧ください。

同じく2款3項1目戸籍住民基本台帳費、12節委託料155万7,000円の増額につきましては、マイナンバーカードの氏名等へのふりがな及びローマ字表記などの住民基本台帳システム改修業務、戸籍附票システム改修業務の契約変更により増額するものであります。

なお、これらに要する財源には、全額国庫支出金を充当するものであります。

次に、15ページをお開きください。

4款1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、19節扶助費51万円の増額につきましては、社会保険分に係る診察件数の増加により増額が見込まれることによるものであります。

同じく4目環境衛生費、16ページをお開きいただきまして、27節繰出金641万円の減額につきましては、簡易水道事業特別会計におきまして、水道使用量収入の増額及び消費税納付金の減額等により財源不足額が圧縮される見込みであることから、一般会計からの繰り出金を減額するものであります。

同じく5目診療所費、27節繰出金580万円の減額につきましては、国民健康保険特別会計直診勘定の予算額の確定により減額するものであります。

21ページをお開き願います。

11款災害復旧費、1項1目現年度土木施設災害復旧費、12節委託料2,068万1,000円の増額につきましては、大字赤坂東野字内ヶ竜地内で発生しております村道内ヶ竜・滝ノ下線の地滑り災害に対する測量調査及び現場管理などに要する経費を計上するものであります。

議案書の25ページをお開きください。

第2表、繰越明許費につきましてご説明申し上げます。

記載の11事業につきましては、令和6年度に繰り越す見込みのある事業となっております。右側に記載の金額は、それぞれの事業の上限額として決定していただくものでございます。

次に、議案書の26ページをご覧ください。

第3表、地方債補正につきましてご説明申し上げます。

各地方債につきましては、事業費の確定などにより補正するものであります。

続きまして、各特別会計の補正予算の説明をさせていただきます。

議案第11号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の27ページ、事項別明細書、こちらも同じく27ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額4億2,394万9,000円に対しまして、今回107万3,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を4億2,287万6,000円とするものでございます。

初めに、歳入の主なものについてご説明いたします。

事項別明細書の28ページをご覧ください。

3款県支出金、1項1目保険給付費等交付金、2節特別交付金219万4,000円の減額につきましては、ヘルスアップ事業に係る交付金確定、保険者努力支援分58万1,000円の減額、特別調整交付金161万3,000円の減額によるものであります。

5款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金112万1,000円の増額につきましては、システム改修に係る県補助金が令和6年度に交付されることになったための補填など、一般会計から繰り入れるものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

29ページをご覧ください。

5款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費、12節委託料38万5,000円の減額につきましては、30ページをご覧くださいまして、2目疾病予防費に組み替えて、データヘルス計画データ分析業務に充てるものであります。

8款諸支出金、2項1目直診診療施設勘定繰出金、27節繰出金90万8,000円の減額につき

ましては、県からの交付金額の確定により減額するものであります。

続きまして、議案第12号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の29ページ、事項別明細書の31ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算算総額5,815万9,000円に対しまして、今回561万2,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を5,254万7,000円とするものであります。

初めに、歳出につきましてご説明いたします。

事項別明細書の32ページをご覧ください。

1款診療収入、1項外来収入につきましては、各、ここに記載のとおり増減はございますが、合計で47万円、同じく2項その他の診療収入につきましては38万9,000円、それぞれ見込みよりも増収となるための増額補正でございます。

3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金580万円の減額につきましては、予算額の確定により減額するものであります。

同じく2項1目1節事業勘定繰入金90万8,000円の減額につきましては、福島県からの特別調整交付金が減額となったことから同額を減額するものであります。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。

34ページをお開き願います。

各科目におきまして、事業費の確定などにより不用額を減額するものでございます。

続きまして、議案第13号 令和5年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の31ページ、事項別明細書の35ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額8,938万9,000円に対しまして、今回427万1,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を8,511万8,000円とするものであります。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

事項別明細書の36ページをお開きください。

2款使用料及び手数料、1項1目施設使用料、1節水道使用料213万9,000円の増額につきましては、見込みよりも増収となるため増額補正でございます。

3款繰入金、1項1目1節一般会計繰入金641万円の減額につきましては、事業費の確定により減額するものであります。

次に、歳出についてご説明いたします。

37ページをご覧ください。

各科目におきまして、事業費の確定などにより不用額を減額するものでありますが、2款施設費、1項1目施設管理費、10節事業費の修繕料111万9,000円の増額は、水道施設の老朽化に伴う修繕につきまして増額して対応するものであります。

続きまして、議案第14号 令和5年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の33ページ、事項別明細書の38ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額4,328万円に対しまして、今回20万9,000円を減額し、補正後の歳入歳出予算総額を4,307万1,000円とするものでございます。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

事項別明細書、39ページをお開きください。

2款使用料及び手数料、1項1目1節集落排水使用料20万9,000円の減額につきましては、当初の見込額よりも減収となるための補正であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

1款施設費、1項施設管理費、1目一般管理費、11節役務費55万2,000円の増額につきましては、排水処理施設の汚泥採取手数料を増額するものであります。

他の各科目におきましても、事業費の確定などにより事業額を減額するものであります。

続きまして、議案第15号 令和5年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）につきましてご説明申し上げます。

議案書の35ページ、事項別明細書の40ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額5億927万8,000円に対しまして、今回1,225万3,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を5億2,153万1,000円とするものであります。

初めに、歳入につきましてご説明いたします。

事項別明細書の41ページをお開き願います。

1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料、1節現年度分特別徴収保険料90万9,000円の増額及び2節現年度分普通徴収保険料100万8,000円の減額につきましては、実績見込みによる補正であります。

2款国庫支出金、1項国庫負担金及び2項国庫補助金の各科目の補正につきましては、国からの交付額の確定によるものであります。

42ページをご覧ください。

3 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、各目の減額は、交付額の確定によるものであります。

4 款県支出金、1 項県負担金及び3 項県補助金の各科目の補正につきましては、県からの交付額の確定によるものでございます。

6 款繰入金、1 項1 目一般会計繰入金4 節事務費繰入金85万5,000円の減額につきましては、事務費の確定によるものでございます。

同じく2 項基金繰入金、1 目1 節介護給付費準備基金繰入金1,660万4,000円の増額につきましては、歳出予算の保険給付金に充てるため増額するものでございます。

次に、歳出について説明いたします。

43ページから45ページをご覧ください。

2 款保険給付費の各項各目におきます増減額は、給付費の見込みにより補正するものあります。

今回の補正予算におけます保険給付費の増額の合計は1,407万2,000円となっております。

4 款地域支援事業費、2 項1 目介護予防生活支援サービス事業費137万9,000円の減額につきましては、事業費の見込みによる補正するものであります。

以上、議案第10号から議案第15号までの6 議案の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

◎議案第16号～議案第24号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第18、議案第16号 令和6年度鮫川村一般会計予算から日程第26 議案第24号 令和6年度鮫川村集落排水事業会計予算までの9 議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第16号から議案第24号までの9 議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

令和6年度当初予算の編成に当たりましては本村の施策として、根幹をなすべき交流人口、関係人口の創出、新規就農者を含む担い手、農業者への支援の拡充など、持続可能な鮫川村の創造を目指す予算編成を行ったところであります。

当初予算の事業費内訳等につきましては、議案書及び令和6年度一般会計、特別会計、公

営企業会計予算書及び予算説明書をご覧願います。

これらを用いた議案の詳細につきましては、鈴木副村長からご説明を申し上げます。

○議長（前田武久君） 副村長、鈴木大介君。

〔副村長 鈴木大介君 登壇〕

○副村長（鈴木大介君） 説明に当たりましては、令和6年度一般会計、特別会計、公営企業会計予算書及び予算説明書でご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

議案第16号 令和6年度鮫川村一般会計予算につきましてご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、第1条に記載のとおり30億4,500万円であります。前年度比1億5,600万円の増額となっております。

次に、7ページをお開きください。

第2表、地方債についてご説明いたします。

なお、各地方債の詳細につきましては、26ページをお開きいただきまして、21款1項村債をご覧願います。26ページの下のほうであります。

まず、1目辺地対策事業債4,110万円につきましては、農業用水路修復事業など5事業に充てるものであります。

次に、2目過疎対策事業債7,570万円につきましては、デマンド交通車両整備事業など3事業に充てるものであります。

次に、3目緊急防災減災事業債800万円につきましては、福島県の防災ネットワークシステムの更新事業に充てるものであります。

次に、4目防災対策事業債1,300万円につきましては、整備後10年を経過した村防災行政無線の更新事業に充てるものであります。

27ページをご覧ください。

4目臨時財政対策債につきましては、350万円を計上し、財源の不足に対応するものであります。

8ページにお戻りください。

一般会計の歳入歳出予算事項別明細書でございます。

令和6年度の当初予算総額につきましては、前年度当初予算額と比較いたしますと、歳入歳出の各合計欄のとおり1億5,600万円の増、率にして約5.4%の増となっております。歳入予算における村税、分担金、負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越

金、諸収入のいわゆる自主財源につきましては6億5,420万3,000円、予算総額の約21.5%を占めており、昨年度よりも約3,400万円の増となっております。また、地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、県支出金、村債などのいわゆる依存財源につきましては23億9,079万7,000円、予算総額の約78.5%を占めており、昨年度比較約1億2,200万円の増となっております。

次に、歳入の主なものについてご説明申し上げます。

10ページをお開き願います。

1款村税、1項村民税は、合計1億1,240万7,000円を計上しており、令和5年度当初予算とほぼ同額を見込んでおります。

また、2項固定資産税におきましては、前年度比308万4,000円の増で1億3,360万9,000円を見込んでおります。

3項軽自動車税から5項入湯税までは、昨年度とほぼ同額を見込んでおります。

11ページをご覧願います。

2款地方譲与税につきましては、各項の税目とも昨年度とほぼ同額を見込んでおります。

13ページをお開き願います。

10款地方交付税につきましては15億7,375万1,000円を見込んでおり、前年度と比較いたしまして4,305万5,000円の増額となっております。

16ページをお開き願います。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、3目衛生費国庫補助金におきましては、新型コロナウイルスワクチンの接種に関する補助金の皆減により約1,100万円の減額となっておりますが、4目土木費国庫補助金におきまして、道路橋りょうの整備に対する交付金の増額を見込んでおり、項全体で昨年度比5,586万3,000円の増額としております。

続きまして、19ページをお開き願います。

15款県支出金、2項県補助金についてですが、20ページをお開きいただきまして、項全体で昨年度比995万円減の2億4,027万4,000円と見込んでいます。

22ページをお開き願います。

次に、17款寄附金、1項2目農林水産業寄附金につきましては、農林業費寄附金といたしまして、青生野地区の太陽光発電の売電収入の一部を受け入れるものであります。

22ページをお開き願います。

18款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金2億900万円につきましては、こどもセンター

運営事業費のほか6事業の財源といたしまして繰り出し、昨年度比3,400万円の増額となっております。

23ページをご覧ください。

同じく5目公有施設整備基金繰入金につきましては、旧国保診療所解体事業費分などの減により、昨年度比1,880万円の減額となっております。

同じく9目農山漁村活性化基金繰入金につきましては、農山漁村活性化事業費といたしまして、農業の担い手などへの支援事業に充当するため466万円を繰り入れることとしております。

次に、歳出予算についてであります。

先月20日に開催いたしました議会全員協議会におきまして、その概要を説明させていただきましたが、事業の追記及び若干の数字の調整をいたしまして、再度、令和6年度一般会計予算案主要事業調書、特別会計予算、企業会計予算案概要調書を配付させていただいておりますので、新たな部分のみご説明申し上げます。

資料、6ページをご覧ください。

表の中頃、6款2項1目林業振興事業費2,133万8,000円につきましては、林業専用道路整備事業負担金を計上しております。

この事業は、中沢地内に林業専用道路を整備するに当たり、当該道路の利用対象となる森林面積が50ヘクタール以上になることから、福島県が事業主体となり実施する工事に対しまして、村が事業費の30%を負担するものであります。

次に、8ページをご覧ください。

表の下ほどになりますが、9款1項、一番下から2段目、3目防災無線施設費につきましては、村の移動系の防災行政無線設備代替といたしまして、防災無線機5台をリースする予算を計上しております。

これにより、写真や動画の送受信も可能となることから、災害時はもとより、通常の業務においてもリアルタイムで現場との情報共有が可能となるものと考えております。

また、村の防災行政無線は、平成25年度の整備から10年以上経過し更新時期を迎えていることから、機器の更新に要する経費を計上しております。

同じく、その下の3目防災活動費につきましては、福島県が整備する防災ネットワークシステムの更新に要する負担金を計上するものであります。

次に、10ページをお開きください。

表の中ほどになりますが、10款5項2目公民館費のうち施設管理費につきましては、公民館内のネットワークの無線化に要する経費を計上しております。

続きまして、特別会計についてご説明申し上げます。

予算書及び予算説明書の109ページをお開き願います。

議案第17号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算につきましてご説明申し上げます。

113ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は前年度比278万2,000円減の4億1,646万6,000円となっております。

114ページをお開き願います。

国民健康保険の被保険者の状況につきましては、1つ目の表の欄外下部に記載のとおり、世帯数が458世帯、被保険者数は762人であり、前年度比10人の増と見込んでおります。

また、1人当たりの保険税額は12万3,204円、前年比3,734円の増となりますが、保険税の本算定につきましては、村の国民健康保険事業の運営に関する協議会において審議され、6月の議会定例会において決定いただくことになっております。

128ページをお開き願います。

次に、議案第18号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算につきましてご説明申し上げます。

130ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は前年度比421万2,000円増の5,604万円となっております。

131ページをお開き願います。

2、歳入についてです。

1款診療収入、1項外来収入の合計2,973万8,000円につきましては、前年度比93万6,000円の増額を見込んでおります。

133ページをお開きください。

歳出の主なものにつきまして、1款総務費、1項1目一般管理費につきましては、総額で3,699万2,000円、前年度比378万9,000円の増額となっておりますが、これは主に職員の人件費の増額によるものであります。

135ページをお開き願います。

2款1項1目医療用機械器具費、17節備品購入費につきましては、エックス線画像処理等機器を購入するため、その経費を計上しているものであります。

次に、3目医薬品衛生材料費につきましては、前年度比240万円の減となっておりますが、これは、医薬品の購入費の減によるものであります。

139ページをお開き願います。

議案第19号 令和6年度鮫川村村営バス事業特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

141ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は782万7,000円であり、前年度比344万1,000円の減額となっております。

これは、バス車両の購入の際の借り入れた地方債を令和5年度におきまして、繰上償還したこと及び管理するバス車両が2台から1台になったことにより管理費用が減額になったものでございます。

146ページをお開き願います。

議案第20号 令和6年度鮫川村介護保険特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

149ページをお開きください。

歳入歳出予算総額は5億2,917万円であり、前年度比4,949万8,000円の増額となっております。

150ページをご覧ください。

歳入でございますが、1款保険料、1項1目第1号被保険者保険料につきましては、前年度比2,345万6,000円増の1億720万2,000円を見込んでおります。

次に、歳出についてでございますが、156ページをお開きいただきまして、2款保険給付費、1項介護サービス等諸費から、159ページ、6項特定入所者介護サービス等費までの各項、各目におきましては全て増額を見込んでおり、2款保険給付費全体で見ますと、前年度比3,912万6,000円の増の4億7,240万7,000円となります。

これは令和5年度の給付費の実績などを考慮し算定したものであります。

続きまして、166ページをお開き願います。

議案第21号 令和6年度鮫川村学校給食センター特別会計予算につきましてご説明申し上げます。

168ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は9,943万3,000円であり、前年度比984万2,000円の増となっております。

169ページをご覧ください。

歳入についてでございますが、1款分担金及び負担金、1項1目古殿町負担金につきまし

ては、前年度比574万3,000円増の5,831万円を見込んでおります。

これは、171ページをお開きいただきまして、3番、歳出、1款総務費、1項1目一般管理費における12節、172ページに移りますが、給食調理業務委託料の増額及び14節工事請負費において施設電気設備及び換気扇設備更新工事に係る経費の増額によるもの。

2款給食費、1項1目給食費、10節事業費、給食材料費の高騰により増額になるものであります。

169ページにお戻りください。

歳入の2款繰入金、1項1目一般会計繰入金につきましては、前年度比165万5,000円減の2,674万2,000円を見込んでおります。

これは、前年度まで給食材料費の不足分を一般会計から繰り入れておりましたが、令和6年度につきましては、給食費無償化分以外の不足分のみを一般会計から繰り入れることとしたため、減額となるものでございます。

4款諸収入、1項1目給食費納付金575万2,000円の減額につきましては、給食費の無償化に伴う収入の減であります。5款村債1項1目1節過疎対策事業債におきまして、財源不足を補うため、1,200万円を借り入れることとしております。

180ページをお開き願います。

続きまして、議案第22号 令和6年度鮫川村後期高齢者医療特別会計につきましてご説明申し上げます。

182ページをお開き願います。

歳入歳出予算総額は4,365万2,000円であり、前年度比509万3,000円の増額となっております。

これは歳出の2款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金の増額に連動いたしまして、歳入の1款後期高齢者医療保険料、1項1目後期高齢者医療保険料を増額するためのものであります。

187ページをお開きください。

続きまして、議案第23号 令和6年度鮫川村簡易水道事業会計予算につきましてご説明いたします。

令和6年度から簡易水道事業特別会計予算は、公営企業会計予算に移行いたしますので、昨年度までの様式とは変更になっております。

まず、第2条、業務の予定量につきましては、給水戸数616戸、年間総給水量16万7,640立

方メートル、1日平均給水量459立方メートルといたしております。

主要な建設改良事業は、水道施設機器更新事業を予定しております。

次に、第3条、収益的収入及び支出についてでございます。

収入科目、1款簡易水道事業収益は6,704万2,000円を見込んでおります。

1項営業収益は2,259万5,000円で、水道使用料金新規加入負担金などがございます。

2項営業外収益は4,444万7,000円で、企業債償還金利子に係る一般会計からの繰入金などがございます。

支出科目、第1款簡易水道事業費用は8,525万1,000円を計上しております。

第1項営業費用7,811万3,000円につきましては、光熱水費、修繕費などの施設維持管理経費、人件費などに充てるものでございます。

第2項営業外費用416万5,000円につきましては、企業債利息、消費税などがございます。

第3項特別損失210万3,000円につきましては、過年度に負担すべき消費税などがございます。

188ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出であります。

収入科目、第1款資本的収入、第1項他会計補助金3,838万6,000円につきましては、企業債償還金元金に係る一般会計からの繰入金であります。

支出科目、第1款資本的支出は4,469万4,000円を計上しております。

第1項建設改良費530万8,000円予定しておりまして、主な建設改良事業といたしまして、配水池等の機器更新工事などに充てる費用でございます。

第2項企業債償還金3,838万6,000円につきましては、建設改良のための企業債償還金でございます。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額630万8,000円につきましては、損益勘定留保資金で補填するものであります。

次に、議案第24号 令和6年度鮫川村集落排水事業会計予算につきましてご説明申し上げます。

208ページをお開きください。

集落排水事業特別会計予算につきましても、公営企業会計予算に移行いたしますので、昨年度までの様式とは変更となっております。

まず、第2条、業務の予定量につきましては、接続戸数195戸、年間総処理水量7,366立方

メートル、1日平均処理量20立方メートルといたしております。

主要な建設改良事業の予定はございません。

第3条、収益的収入及び支出についてでございます。

収入科目、第1款集落排水事業収益は2,690万円を見込んでおります。

第1項営業収益901万1,000円につきましては、集落排水水道使用料金、新規加入負担金などであります。

第2項営業外収益1,788万9,000円につきましては、企業債償還金利息に係る一般会計からの繰入金などであります。

支出科目、第1款集落排水事業費用につきましては3,653万5,000円を計上しております。

第1項営業費用3,428万8,000円につきましては、光熱水費、修繕費など、施設の維持管理に係る経費などに計上しております。

第2項営業外費用174万7,000円につきましては、企業債利息、消費税などあります。

209ページをお開き願います。

第4条、資本的収入及び支出についてでございます。

収入科目、第1款資本的収入につきましては1,992万2,000円を見込んでおり、企業債償還金元金に係る一般会計からの繰入金でございます。

支出科目、1款資本的支出、第2項企業債償還金1,992万2,000円につきましては、建設改良のための企業債償還金を計上しているものであります。

以上で、議案第16号から議案第24号までの9議案の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

◎議案第25号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第27、議案第25号 和解についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案25号 和解についてご説明を申し上げます。

議案書の37ページをご覧ください。

この議案は、村が損害を受けた事故につき、地方自治法第96条第1項第12号の規定により、和解について議会の議決を求めるものであります。

和解の相手方の氏名等につきましては、記載のとおりであります。

次に、事故の概要であります。

令和5年12月17日午後5時30分頃、大字富田字八斗蒔地内におきまして、相手方が運転する車両が村道寅卯平・富田線を走行中、積雪の影響によりスリップし、カーブを曲がり切れず、道路脇のガードパイプに接触し、当該ガードパイプに損傷を与えたものであります。

和解の内容につきましては、相手方は、ガードパイプの修繕費用72万8,000円を負担すること及び当事者双方は将来にわたりその他一切の債権債務がないことを確認するものであります。

以上で、議案第25号の説明とさせていただきます。

◎議案第26号～議案第28号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第28、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について鮫川村社会福祉協議会から日程第30、議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について特定非営利活動法人さめがわスポーツクラブまでの3議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第26号から議案第28号までの3議案につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の38ページをお開き願います。

初めに、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について鮫川村社会福祉協議会、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの鮫川村高齢者総合福祉センターひだまり荘、鮫川村村民保養施設交流福祉センターさざり荘、鮫川村高齢者向け優良賃貸住宅の指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでありますが、過去の実績に基づきまして、鮫川村社会福祉協議会を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に、議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について鮫川村農産物加工・直売所運営協議会提案理由の説明を申し上げます。

議案書の39ページをお開き願います。

本案は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの鮫川村食と農の学習施設鮫川村農

産物加工・直売所手・まめ・館、鮫川村特産品加工施設、鮫川村農産物保管調整施設、鮫川村農産物備蓄倉庫、鮫川村豊かな土づくりセンター、鮫川村薪ステーションの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでありますが、過去の実績に基づきまして、鮫川村農産物加工・直売所運営協議会を指定管理者として指定しようとするものであります。

次に、議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について特定非営利活動法人さめがわスポーツクラブ、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の40ページをお開き願います。

本案は、令和6年4月1日から令和11年3月31日までの村民グラウンド、青少年広場、富田体育館、西山体育館、トレーニングセンター、西野グラウンドの指定管理者の指定について、議会の議決を求めるものでありますが、過去の実績に基づきまして、特定非営利活動法人さめがわスポーツクラブを指定管理者として指定しようとするものであります。

以上で、議案第26号から議案第28号の提案理由の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

◎議案第29号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第31、議案第29号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 議案第29号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の変更についてご説明申し上げます。

議案書の41ページをお開き願います。

鮫川村過疎地域持続的発展計画につきましては、過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和3年度から令和7年度を期間とする計画を策定しておりますが、今般、小・中学校給食費無償化事業及びこどもセンターの幼稚部給食費無償化事業の財源として、過疎対策事業債を活用するため、当該事業を追加する計画変更が必要となったことに併せ、計画全体において、数値の修正や文言の整理などについて福島県から助言がありましたので、今回の事業の追加に併せ、計画を変更したく、過疎地域持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上で、議案第29号の提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

◎議案第30号～議案第33号の上程、説明

○議長（前田武久君） 日程第32、議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について西山辺地から日程第35、議案第33号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について渡瀬辺地までの4議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第30号から第33号までの4議案につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

議案書の53ページから61ページでございます。

このたび、計画を変更しようとする西山、遠ヶ竜、戸草及び渡瀬の各辺地につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のため、財政上の特別措置等に関する法律に基づき、令和2年度から令和6年度までの5年間分を計画期間とする総合整備計画を策定しておりますが、既存計画に登載されていない事業があることから当該事業を追加する計画変更が必要となったため、法第3条第8項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

初めに、議案第30号 西山辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきまして、ご説明を申し上げます。

54ページをご覧ください。

村道菅ノ目・浅川線におきまして、安全な通行を確保するため、舗装補修事業を実施しようとするものであります。

また、水口地内の農業用用水路に利用するのにおきまして、近年頻発するゲリラ豪雨などの対策のため、水路の補修や拡幅を計画しようとするものであります。

次に、議案第31号 遠ヶ竜辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の56ページをご覧ください。

村道遠ヶ竜・戸草線におきまして、安全な通行を確保するため、舗装補修事業を計画しようとするものであります。

次に、議案第32号 戸草辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の58ページをご覧ください。

村道唐露・葉貫線におきまして、安全な通行を確保するため、道路工事を計画しようとするものであります。

次に、議案第33号 渡瀬辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更につきまして、ご説明申し上げます。

議案書の60ページから61ページをご覧ください。

村道戸草・関口線におきまして、安全な通行を確保するため、舗装補修事業を計画しようとするものであります。

また、林道木之根線におきまして、安全な通行を確保するため、路面補修事業及び橋りょうの架け替え事業を計画しようとするものであります。

以上で、議案第30号から第33号までの提案理由の説明とさせていただきます。

原案に賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

○議長（前田武久君） ここで午後1時まで休憩といたします。

（午前11時40分）

○議長（前田武久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

◎一般質問

○議長（前田武久君） 日程第36、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 北 條 利 雄 君

○議長（前田武久君） 8番、北條利雄君。

〔8番 北條利雄君 登壇〕

○8番（北條利雄君） 8番、北條でございます。

今般の定例議会で、2点の一般質問を行います。

1点目は、農地などの災害復旧における農家負担の軽減策でございます。

近年、震災や台風などによる農地、農業用施設が過去に例を見ない甚大な被害を受けており、災害は激甚化する傾向が高くなっております。さらに、円安などの影響による燃料代、肥料代の高騰に加え、農業者の高齢化や後継者不足などにより、農業を取り巻く環境は厳しさを増しております。

こうした状況の中、被災された農業者が継続して営農ができるよう、農地、農業用施設の災害復旧事業における農家負担の軽減策について、平常時の今だからこそ令和元年激甚災害や通年災害での経過を踏まえ、その対応と改善策を伺ってまいります。

まず、国の災害復旧補助事業についてであります。

1つは、農地、農業施設が被災した場合の国の災害復旧事業の事業主体は、都道府県、市町村、土地改良区、農協等であります。事業主体の地方負担分は、市町村と受益者、農家等が分担することになります。具体的な負担割合は、市町村によって異なっております。事業主体である本村が、災害復旧事業で国の補助制度を一部しか利用しないとする事案があったのかどうか伺います。

2つは、農地災害復旧事業は、農家負担の軽減の観点から、被災農家1戸当たりの復旧事業費に応じて高率補助が適用されるため、市町村毎に補助率が決定されております。災害復旧事業費の採択条件とする事業費の最低基準は、箇所の復旧工事の費用が40万円以上であります。総額査定額を被災農家数で除した1戸当たりの被害額となります。本村の令和元年の通年災害と激甚災害指定時の1戸当たりの換算事業費は幾らであったのか、お伺いいたします。

3つ目です。

災害復旧事業概要計画書、査定設計書になりますが、これらは知事、農政局長に60日以内に提出するとされております。令和元年激甚災害時に、把握できないものや取り残された災害箇所などはなかったのかどうかお伺いいたします。

4つ目です。

通常業務と異なる激甚災害に対応する場合、業務の多忙化による体制や職員の配置、本村には専門的な技術職員がおりません。査定設計書を作成する設計委託受業者の不足などによる遅延があり得ます。こうしたことがなかったのかどうかをお伺いいたします。

5つ目です。

本村の元年激甚災害の最終的な事業補助率と、災害復旧事業査定設計委託費などの補助率は何%であったのかをお伺いいたします。

6つ目です。

災害復旧事業は、地方負担分を市町村と受益者、農家などで分担することになっております。市町村などの地方公共団体は、必要に応じて地方債を発行、農村に係る補助事業の被災充当率は90%、一定割合の交付措置、基準財政需要額の算入率95%を受けることができます。本村の地方債発行による受益者負担を軽減することが可能でもあります。地方債発行制度の利用状況をお伺いいたします。

これが、国の補助制度に関する災害復旧補助事業に関する質問であります。

次に、本村の農地等小規模災害復旧支援事業についてであります。

1つは、村が事業主体となる国の災害復旧事業に該当しない受益者、農家自身が事業主体となる農地等小規模災害復旧支援事業は、村単独で交付しております。令和元年から令和3年までの農地等小規模災害箇所数の把握と、事業実施箇所数をお伺いいたします。

2つは、小規模災害とはいえ、連座制の高い農地、これらの復旧を放置すれば、後年度に大規模災害を誘発する危険がございます。農地等小規模災害復旧支援事業を実施しない箇所数の指導と対策についてお伺いいたします。

次に、補助災害や単独災害、小規模災害の受益者負担率の統一についてであります。

1つは、国の災害復旧事業と村の農地等小規模災害復旧支援事業では、それぞれの災害規模と採択要件により異なっております。しかし、農家等の受益者負担割合の逆転が見受けられます。不公平が生じていると思われませんが、解消策についてお伺いします。

2つは、補助災害や単独災害、小規模災害を問わず、さらに全国的な受益者負担割合の流れを踏まえ、事業費や査定設計委託費などを含め、受益者負担率を統一した負担軽減策を講じるべきではないかと思えます。見直す考えについてお伺いいたします。

1点目は、災害復旧補助事業に関する国と村、それに関する質問でございます。質問項目が長いのですが、ご答弁をいただきたいと思えます。

〔「これトータルして答弁しちゃっていいのかい」「いいです」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 8番、北條利雄議員の質問、農地等の災害復旧における農家負担の軽減策についてお答え申し上げます。

令和元年の台風19号等により被災した農地等の災害復旧事業は、激甚災害の指定を受け、

令和元年度から令和3年度まで3年間に於いて、43か所の農地災害復旧工事を実施いたしました。以下、令和元年に被災した農地等災害復旧事業について答弁いたします。

議員おただしの1番、国の災害復旧補助事業についての(1)事業主体である本村が災害復旧事業で国の補助制度を一部しか使用しないとする事案確認につきまして、台風19号等に於て被災した農地等災害復旧事業に該当する農地43か所及び農業用施設31か所は、国への被災報告及び災害査定等を経て農地等災害復旧事業の査定額が決定し、実施設計、入札へと進めることとなります。この過程に於いて、激甚災害指定により工事の国庫補助率が95.6%に増高するとともに、査定設計に要する測量設計費の50%国庫補助が認められ、補助申請を行っており、財源が有利に該当する国庫補助制度は、全て活用したところであります。

次に、(2)令和元年の通年災害と激甚災害指定時の1戸当たりの換算事業費につきましては、1人当たりの事業費のことかと存じますが、これは本村の農地及び農業用施設の総事業費を耕作の事業を行う者の実数で除した値となり、事業費は90万5,956円となります。

なお、この値は、農地等災害復旧事業費の採択要件である40万以上を満たしております。また、事業費であるため、通常の災害と激甚災害で1人当たりの事業費の値に差はございません。

続きまして、(3)令和元年激甚災害時に把握できていない箇所や取り残された箇所の有無につきましては、事業費40万以上の工事を農地等災害復旧事業にて対応するとともに、災害復旧事業の要件に満たない2万以上の工事等かつ32万円の補助金を上限とする村単独事業の農地等小規模災害復旧支援事業にて対応してまいりました。村としましては、被災の報告があった箇所について対応しており、取り残された箇所については把握できておりません。

次に、激甚災害に対応する場合、業務の多忙化による職員の体制や配置と委託事業者不足などの事態や遅延の有無についてにつきましては、職員の体制や配置においては、公共土木災害復旧事業及び農地等災害復旧事業を地域整備課が担当し、国の災害復旧事業に該当しない農家支援策として、農地等小規模災害復旧支援事業などについては、農林商工課が担当する職員の業務の分担を図りました。

また、台風19号等は、県中、県南、南会津郡を中心とした被災が広域かつ甚大であったため、測量設計事業者等の不足により影響は想定していましたが、遅延なく、契約のとおり納品しております。

次に、元年激甚災害の最終的な事業補助率、災害復旧事業査定設計委託費等の補助率につきましては、激甚災害の国庫補助率は、1点目でご説明したとおり、工事が95.6%です。測

量設計費は、激甚災害指定により、査定設計に要する費用のみが50%の国庫補助が認められております。

なお、測量設計は、補助の対象とならない実施設計を併せて業務委託しているため、測量設計業務費の41%相当が国庫補助額となります。

次に、災害復旧事業の地方負担の地方債発行制度の利用状況についてお答えいたします。

国庫補助の対象となる農地等災害復旧工事の実施に当たりましては、そもそも国の補助率が高率であることや、補助率増嵩申請が認められればさらに補助率が上がること、激甚災害に指定されればさらに高率補助となり、95%を超えることもあることから、災害復旧工事に対しては、災害復旧事業債は利用していないのが現状となっております。

また、測量設計に係る経費も起債の対象となっておりますが、激甚災害以外の災害復旧の場合は、測量設計に要する経費もそれほど高額なものではないことから、災害復旧事業債は利用しておりません。ただ、令和元年の台風19号災は、激甚災害に指定されたものの、測量設計に係る経費についても2,300万を超える金額であったことから、国庫補助金を差し引いた地方負担額のうち、710万について災害復旧事業債を借り入れるところであります。

次に、議員おただしの2番目、村の農地等小規模災害復旧支援事業について、（1）令和元年から令和3年までの農地等小規模災害箇所数の把握と事業実施箇所につきましてお答え申し上げます。

村単独事業の農地等小規模災害復旧支援事業は、令和元年度、2年度は農林商工課が担当し、令和3年度は地域整備課が担当しております。

まず、令和元年台風19号及び令和元年10月25日の豪雨により被害を受けた農地、農道、水路について、災害復旧工事に要する工事の80%を補助金として交付しておりますが、国の補助対象となる工事を含めて件数が多く、全ての工事が完了したのが令和3年度であります。被災の報告があった箇所数は、農地328か所、農道48か所、水路77か所、合わせて453か所になりましたが、そのうち国の災害復旧補助事業に該当したもの、申請を取り下げたものなどを除き、最終的な申請件数は254件となっております。

なお、令和2年度は対象となる災害はございませんでした。

令和3年度は、令和3年8月10日に大雨による災害が発生し、崩落した農地等の復旧支援のため、令和元年の時限立法として終了していた農地等小規模災害復旧支援事業を再興しております。問合せされた方が事業実施者となったため、対象箇所の把握と事業実施箇所は、同数の7件でありました。

2 番目の農地等小規模災害復旧支援事業を実施しない箇所の対応策につきましては、令和元年11月に、全戸へ村単独災害復旧対策補助事業のお知らせを配付しております。11月25日から申請受付を開始し、5日間で69件の相談がありました。また、令和3年度は、8月10日に発生した災害以降に、広報さめがわによる事業の周知を図っております。事業を実施しない箇所の対応策としましては、事業費の2割の受益者負担金が発生するものであるため、農家への申請の勧奨は行っておりません。自主的に申請いただくものとしております。

議員おただしの3番目、受益者負担率について（1）国の災害復旧事業と村の農地等小規模災害復旧支援事業では、農地等の受益者負担割合の逆転が見受けられる。不公平がある解消策についてお答えします。

受益者負担金の率は、村の農地等小規模災害復旧支援事業が定額20%であり、国の農地等災害復旧事業は、おおむね5%から7%を中心としており、国の農地等災害復旧事業が低い率となっております。

1件のまれなケースであります。農地等災害復旧事業の査定決定額に対して、工事の変更により実施設計額が大きく減額したため、国の災害復旧事業の受益者負担金率が村の農地等小規模災害復旧支援事業の受益者負担金率を超える約21%となりました。ただ、比率上は高い率となりましたが、数字上の見え方の問題であります。工事の減額により、受益者が負担する実負担額も減額となっております。

複数の災害査定設計書を実施設計にまとめる際に、こうした案件が発生することは考えられます。また、今回の件を含めまして、測量設計費における案分額が受益者分担金額に大きく影響していることを確認いたしました。より一層の農家の支援を図るため、今後、農地等災害復旧事業における受益者分担金の低減について検討してまいります。

（2）補助災害や単独災害を問わず、事業費や査定設計委託費等も含め、受益者負担金の統一した負担率への見直しにつきましては、補助災害や村単独災害に関わらない統一した受益者負担率への検討も必要と存じますが、3、受益者負担率についての（1）にご説明したとおり、まずは農地等災害復旧事業における受益者分担金の低減について検討を進め、農業生産の維持を図るとともに、安定的な農業経営を確保するための農家支援に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、北條利雄議員の1点目の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 多くの質問に回答ありがとうございます。

まず、国の災害復旧補助事業について伺っておきます。

1つ目の具体的な負担割合、もう国の災害復旧事業ですから、具体的な負担割合は市町村によって異なります。それはなぜかという、国の補助を受けて被災した農地等を復旧するその農地災害復旧事業の採択条件というのは、事業費の最低基準は、箇所の復旧工事の費用が40万以上になっていると、これが原則なんです。分かりますよね。通常、何もない国の補助事業というのは、農地50%、農用施設65%です。

ところが、暫定措置とか、特別財政援助等による法律でかさ上げされる制度があるわけです。通常ですと、毎年1月1日から12月31日までの発生した災害による被害を受けたその農地とか農業施設に、農家関係戸数、被害農家から除した数に応じて加算があるわけですよ。課長、分かりますよね。通常災害ですと、その年から3年間、合計事業に対する補助事業を算定して、現年災害分の補助率よりも高い場合は、その補助率を適用するということにもなっています。激甚災害の場合は、当然指定されていましたが、かさ上げの高率補助率が適用されている。

当然、今、答弁されたようになっておりますけれども、村長、申し訳ないんですが、村長選の告示の前に配布したチラシ、私ここでもう一度指摘しておきたいんですが、郡内地の高額負担、国の補助制度を利用せず、さらには復旧事業には国の手厚い補助制度があるにもかかわらず、村は一部しか利用せず、それが農家負担となって重くのしかかったのですという記載がございました。そんなことがあるのかと、私、半信半疑でした。ところが、そういうふうに言われたチラシに載ってました。村は、本当に国の補助制度を一部しか利用していなくて、農家負担が高くなったのかという物すごく疑問だったんです。ですから、第1問目に本当にそういう事実があったのかどうかを確認したかったんですが、本当にそれはないということよろしいですか。ご答弁をお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 再質問にお答えさせていただきます。

まず、村のほうで今度答弁したのは、あくまでも起債を使わなかった場合に、95%ということになると思います。それプラス、農地災害復旧事業についての国の考え方は、災害を受けた農地は農家の責任であります、国土の保全、管理につながるものと考えて、こういう補助事業、例えば2つ、直接的補助金制度、地方債制度、2つを設けています。

例えば、1,000万の工事だとすれば、95%が国の補助、そして起債を地方債を設ければ、87くらいだから大体4.3%、差引き0.7%です。結局、1,000万の事業に対して0.7%しか、70

万だと思います。それに付け加えて、その1000分の7万ですか、2分の1ですから3万5,000円、そしてプラスアルファ、特別交付税というのも手当があります。特別交付税は、事業費の3%国から補助になります。例えば、1,000万なら3万だと思います。だから、3万5,000円の3万で、5,000円で済んだわけでありますよ。それは、個人の負担の軽減にもなるし、村の財政の軽減にもつながる。そういう思いで私はチラシを出しております。

以上です。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 今の答弁では、国の補助制度を、村長は補助金と地方債をひっくるめて答弁しております。補助金と地方債の定義というのは全く別なんです。国でもそういうふうに言っています。

地方債発行するのは、地方負担分をどうするかは市町村によって考え方であります。例えば、財政調整基金を利用するか予備費を利用するか、先ほど言った地方債を利用するかの話ですから、国の補助制度の中にはそれは入っていません。例えば、補助金です。補助金はいろんな補助金がありますけれども、国・県、市町村、特定の事務事業に対してそれぞれの見地から公益性があると認めた場合に、その事務事業の実施に資するために、反対給付を求めることなく交付される金銭的給付であります。反対給付というのは、補助金の給付に対して交付した補助金相当額の財務サービス費が、直接還元されることであります。

地方債とは何かといったら、分かっていると思いますが、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務であります。その履行が、1会計年度を超えて行われるものであります。そうですよね、総務課長。公営企業の経費とか、建設事業費の財源を調達する場合、地方財政法、それに該当した場合に発行できます。

さらに、地方財政計画上の通常収支の不足を補填するために、発行される臨時財政対策債というのもございます。ですから、この災害復旧事業の中で、補助金と地方債を混ぜて言うことはあり得ない。定義が全く別であります。

村長が先ほどご答弁いただきましたけれども、それは定義が違うのであるから、全く国の補助制度ではないんです、地方債は。あくまで市町村が考えることであります。補助制度にその地方債発行しなさいという話はないんです。発行はできますけれども、補助制度の中にはないんです。ですから、補助制度そのものではないということです。お分かりですか。もう一度ご答弁いただきます。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 質問の趣旨は、いかに耕作者に負担金、負担を減らしてやるかという内容だと私は認識しております。そのために、もちろん95%起債を、これは市町村の考えだという北條議員も言ったとおりであります、起債を利用して、そして特別交付税を利用して、村民がますます耕作者が減る中で、いかに耕作者に負担をかけないで農家を持続してもらうか、そういう考えの下でやっていかなければ、本村の農家などはなかなか継続できない、そういう思いでもありますし、そういうときに、国の補助起債を利用してやるのがもっともだと私は考えております。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 今、答弁された地方債の話は、この後の幾つかの中で、私ももう一回質問させていただきますけれども、一つはやはり補助制度は最初から地方債発行してくださいよという話はないんです。だから、国の補助制度ではないんです。分かりますか。地方債です、あくまで。それは認めますよね。

次に、2つ目です。

当然、先ほどから言われているその40万以上なった場合に、かさ上げ制度があります。ですから、2つ目では、市町村ごとに40万以上、例えば鮫川が40万だったらば棚倉が50万かも分かりません、60万か分かりません。そこ事業費に対する1戸被害者数を割った数字なんです。それを40万以上出た部分にはかさ上げされているんです。一次高率から二次高率ということになります。ですから、同じ激甚災害を受けたとしても、激甚災害の場合はもっとかさ上げになるわけですが、それを比較して、市町村より高い低いのを論じることはおかしいんです。

だから、最初の出だしが違うんです。これは、鮫川も棚倉も同じ激甚災害を受けたからといって同じくないんです。40万以上である鮫川40万であろうと、棚倉は60万も分かりません。それは、40万以上の出た部分は、1日でかさ上げされていくんです。分かりますか。激甚災害はさらにプラスされるんです。そういう制度になっているんです。だから、同じ激甚災害を受けても鮫川と棚倉、そのほかの町村もあろうと思いますが、違うのです。ですから、郡内地で同じ災害を受けて低いのはどういうことだというのは、論じること自体がまずおかしいのであります。村長、分かりますよね。

先ほど、地方債のことを言っています。当然、市町村が資金をやりくりするのに地方債発行することはできます。先ほど言ったとおり、地方負担金の9割分を地方債発行できるんですね。最終的には、国から交付税として95%戻ってきます、村長がお答えしたとおりです。

当然、それを利用すれば、財政調整基金を使ったり予備費を使っていなくても、一定の部分、国から返ってくるというのがあるんです。だから、それは利用するか利用しないかは市町村の考え方ですよということで、そのとおりなんです。だから、この時点で地方債を発行したかどうかという話を言いたかったんです。

それと、小規模災害、村では単独でやっていますけれども、前までは50%だったのを80%にして、2割が農家が負担だということになっていますけれども、それはそのとおりで。なぜ逆転現象起こるかということなんですが、例えばぎりぎりの村の小規模災害やった場合、40万の災害起きたということが、逆に言ったら村で32%ですか、ですから3万2,000円ですよ。8割ですから四八、三十二、3万2,000円、残りが農家負担になります。ところが、国のやつの激甚災害のやつ補助制度を受ければ安くなるんですよ。小規模災害より高いほうが、被害が多いほうが高くなるんです。そういう逆転現象が計算上起きているんですよ、起きているんです。私、計算しましたけれども。だから、そこをそういう逆転現象が生じるのはおかしいでしょうという話を私はしています。

先ほど、地方債のことを村長も言ったんですが、当然、災害復旧に関わる場合の地方債措置というは、大きく言えば3つあります。1つは、補助災害復旧事業債というのがあります。2つ目には、単独災害復旧事業債というのがあります。さらにですよ、小規模災害復旧事業債というのがあるんです。これは、40万以下ですよ。国では、この小規模事業債発行する基準は、13万以上と言っているんです。13万以上40万未満。国が同意すれば、この地方債を発行することも可能なんです、細かく言うと。

村では、これはどうしてこういうふうに該当させることをやらなかったのか私は分かりませんけれども、こういう制度もあるんです。これは、条件も当然あります。当然、事業主体が村の小規模災害の場合は、農家等が事業主体なんです。ところが、国の13万以上40万未満の場合は、村が事業主体にならなきゃならないんです。ただ、小規模災害であっても、こういう激甚災害の場合で大幅な災害箇所が起こる場合は、村が事業主体となって小規模災害の対応をすれば、13万16万の災害であっても、地方債発行して村も農家も負担率が軽減できるんです。分かりますか。

これがやられていなかったのはやっぱり問題だし、確かに先ほど、村の職員の技術者がいない、本当にいないんですよ。当然、設計委託をする事業者もいないんです。そうした中で、大変な数だと先ほど村長から答弁あったとおり、災害箇所も物すごい数です。激甚災害に該当する補助率、該当するさらにいろんな交付をやって、小規模災害を農家の人たちがや

ってください、事業債を復旧させてください、そういうことをやってきたにもかかわらず、残っている被災農家がいるんです。

私の見た結果は、先ほど村長が答弁したとおり、かなりの数に上りますけれども、大体、災害箇所として発見したうちの200か所くらいは未実施なんです。災害復旧されていないんです。だけれども、それは農家が事業主体であるから、やるかやらないは農家の考えだという話ではあるけれども、その小さな災害が、次にちょっとしたことで大規模災害に誘発される事案になるわけですよ。だから、私は指導とか対策はどうされているんですか、通知したから農家がやりませんよという話にはならないんです。先ほど、冒頭で言ったとおり、後継者、それから高齢者、そんなのぶん投げておくような話になっている人がいるわけですよ。それを放置すれば、次の大きな災害につながる。これだってやっぱり行政として指導とか対策はやるべきじゃないですか。

それと、その指導、対策と地方債発行、あと一番最初のやつです。村長、考え方は違いますよね。私、指摘もしましたけれども、補助金と補助制度と地方債は違うんですよという話です。全く違うものだと分かりますよね。その辺をちょっと答弁いただけますか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 何度も答えるようで申し訳ございませんが、いかに災害が起きたときに人命救助と起きた箇所の負担金、農家に対する負担金の軽減を図って農家に対しての意欲を高めてもらいたい、そういう思いであり、起債でも何でも使って、できるだけ軽減策を図ってやるのが私は行政の仕事だと思っております。

また、郡内一の高い負担金だという話も私が言ったというご指摘もありましたが、あくまでも他町村と比較して、これに対してどうしてそういう低い金額になっているのか、そういう他町村と比較して勉強するのも、これも行政の仕事でありまして、矢祭町などは台風19号の激甚災害負担金に関しては、ゼロ円だそうであります。いかに勉強して住民に負担かけない、そういう施策も勉強しているだと思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 先ほど言ったとおり、補助事業と地方債違うんです。だから、地方負担分は国の補助制度を使った場合に、事業主体は村です。だから、村の地方負担分は村が全部出すか、地方債を発行して農林水産省も公表しているんですよ。国の補助制度をやった場合に、地方負担分はおおむねですよ、自治体が9割持って農家が1割というところが多いん

ですよ。それが、もう大体そういうふうになっていると言っているんです。鮫川5対5ですよ。50%、50%。だから、それ市町村の考え方、やり方だから、国もその地方負担分は地方が考えることですよと言っているわけです。だから、矢祭であろうと棚倉だって鮫川だって、一つ一つの自治体が違うんです。そこをごちゃ混ぜしちゃうと、農家負担を軽減すると本当にやれば、だから矢祭がゼロだとすれば、全部多分地方債発行しているんだと思うんですよ。地方債プラスそのほかの財源を充当している。それしか考えられない。

当然、激甚災害の場合は、農家はゼロにしようと思ってやったかも分かんない。鮫川は違うですよ、地方負担分5対5ですよ。それは、じゃ、私は当然、村長が言っているとおり、農家の軽減負担は、やはりそういう激甚が起こる災害の場合は低くしたいんだということになれば、自治体が考えてやることです。ただ、考え方としては、全くひっくるめて補助制度ではないんですから、補助制度を利用しないって話はないから、これは改めていただきたい。ただ、地方負担金を地方債で賄う、そのほかの財源があればそれで賄うことというのは、我が村が考えればいいことであります。そこをやはり勘違いすると、このチラシのようになるんです。残念でなりません。

こういうことも含めて、今はまさに平常時であります。これから、まだ激甚災害が起こるかも分かりません。先ほど、今日の議会の冒頭で村長が挨拶しました。能登半島地震、最近では千葉、こういうところが起こっていて、大規模災害につながるようなやつがもう起っているし、これからも起こり得ることになります。

当然、私はこの場合は、農地など、それから農業施設などについてお話ししましたがけれども、そういうきちんと村が考えておかなきゃならないことが、いっぱいあるわけですよ。だから、この元年度激甚災害も含めて、もう一回見直しをやって、地方債発行できるものであれば村も負担も軽減できる、農家も負担できる。まして、国の地方債を発行するんであれば、小規模であっても村が事業主体になって農家の災害復旧にやりますということになれば、幾らでもできるわけですよ。そういうことを、やはりきちんと村側でやっていただきたい。だから、村長選のチラシの話言くと、ああだこうだと言う人といいますけれども、やはり考え方が、村長、違いますからね。全て含めて一部しか利用しないというというの違います、はっきり言って。これは提言を全く理解していないことになりますから、そこは改めてください。

それと、やはり平常時でありますから、これからまた激甚災害が起こるかも分かりません。農家の軽減を考えたら、その制度を今の平常時、村側できちんともう一回、検討して点検してください。村長、もう一度答弁をお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 確かに、地方債、村側で考えること、それは北條議員の言うとおりでと思います。だからこそ、村で考えて農家の負担額を減らしてやる、それが行政の仕事だと私は思っております。また、今後、災害が起きた場合は、私は率先してお金のかかからないように、農家負担を軽減するために今後やっていきたいと思います。

以上です。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） これ、なかなか自分で被災農家の人、先ほど言ったように、高齢化しているわけですよ。ましてや後継者がいない。ちょっとした小規模災害であっても、ぶん投げておく人たち、どうせ先はないんだから、災害復旧しないということを述べる。先ほど言ったと200か所もあるんですよ。村で把握している災害箇所ですよ、小規模も含めて歯がゆい人たちがいるの200か所もあるわけですよ。それが今も残っている。これを放置すれば、次、起きたときにまた大規模になるわけですよ。そこを、そういうことを考えて、当然、指導だとか対策もチラシで配付して、農家がもうやんないと言うんだからそのまま放置しておくんじゃなくて、できるだけ事業をやるようにやってほしいし、例えば激甚災害だったら、いや村が事業主体でやって、小規模災害だって地方債を発行してもらって、村の負担も軽減できる、農家も軽減できるということ簡単にできるわけですよ。そういう知恵を働かせれば、村の負担も農家の負担も軽減されるわけですよ。

前回の元年の激甚災害は、先ほど言った国の小規模災害の地方債発行はやっていないということですから、これをなぜ活用できなかったのか調べて、課長、もう一回調べて地方債なぜ発行できなかったのか、小規模災害、国で言っている13万以上40万以下の条件があるわけですけども、村は10万以上40万ですけども、国もそういうの、地方債発行制度をつくっているわけです。補助制度では違うけれどもね。だけれども、それを利用することによって、村も農家も負担軽減になるわけですよ。そういうことを頭にないと、いざ対応するときに対応できないということになります。ましてや、この補助制度と地方債ごとをひっくるめて、ごちゃごちゃにして一部しか補助制度を利用しないとか、ほかの市町村と違うということは全く違いますから。

その辺は、村長も職員も理解して、これから平常時だからこそ、きちんとした村と農家軽減策に対応していただきたい。そういう指導と対策を、やはり今だからこそ考えて、その災害時にきちんと対応していただきたいと思います。村長、対応することで、これから検討す

ることを今年中にやっていただけますか。その辺、もう一度。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） しっかりと職員の勉強と指導、もちろん私もしっかりと勉強して、農家の負担の軽減を図っていきたいと思います。

以上です。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 長たらしい質問なんですが、やはりこれ大変だし、一部しかその制度を利用しない制度です。補助制度じゃありませんけれども、補助制度は、村は行政ですからきちんと利用して、一部しか利用しないなんということはある得ないことでありますが、そういう細かいところまで含めて対応をやはりしていただきたいと思います。村長が今、ご答弁なつたとおり、そこはしっかりとやっていただきたいと思います。

なお、さっきの私、200か所残っているのあるよと言っていましたけれども、私の調べた結果ですので、正確かどうか分かりませんが、かなり村でも対応しています。ましてや、小規模災害50%から80%に、それだけでも伸ばすだけでも30%ですよ。この補助金を伸ばすだけでもすごいことだと思うんです。こういうのを、ほかの周りの市町村でもないです。鮫川、すごいことです。ただ、もう少し頑張っていたら、国の地方債発行で負担が村も農家も減るということもあるということですよね。そこをやはりもう少し工夫を凝らして、村も農家も軽減できる策を講じていただきたい。ぜひお願いしたいと思います。課長どうぞ。課長と俺が言わない ……

〔「議長をとおして」と言う人あり〕

○8番（北條利雄君） 分かりました。そういうことで、答弁お願いします。

〔「村長が答弁したんだから、村長を通して発言させなきゃ駄目だよ」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 地域整備課長。

○地域整備課長（齋藤利己君） 地域整備課です。

令和元年災時に、40万に満たない工事につきまして検討は行っております。小災害復旧事業という起債費用の検討は行っております。行いましたが、最終的にその起債基準が、たしかすみません、曖昧な記憶ですみませんが、補助金額で700万で事業費で1,200万以上が必要だったというふうに記憶しているんですが、中間集計の中でそこまでに満たないと、満たさないということで、断念した経緯があったことを記憶しておりまして、村側のほうでそうい

った起債事業に取り組んだけれども、最終的には基準を満たさないことから見送らざるを得ず、そして単費事業の8割補助で実施したという経緯が、検討した結果の事実でございます。以上であります。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 小規模災害の国の地方債発行のやつを検討したけれども、該当しなかったということですね。先ほど700万と言っていたけれども、800万です。もう少し工夫すれば多分なったような数字だと私は思うんですけども、そこはそういうことも含めて、あるものはやはり補助制度ではないけれども、地方債も利用して、村も農家も、国の地方債発行するときは村が事業主体にならなきゃ駄目なんですよ。農家が事業主体になったって、そういうの発行できないから。その辺、だからこういう激甚災害のときは、村が事業主体になって、細かいところまで復旧させるという努力をやるべきなんだろうと私は思うんで、これから村長も言ったしっかり検討するということなので、それはぜひやっていただきたいということで、私の1番目の質問を終わりたいと思います。

次に、2点目です。

2問目、私の一般質問への答弁結果についてであります。

これについては、政治団体の後援会組織ですね。この届出の対処状況についてであります。

この案件は、昨年の9月定例議会で私の一般質問でもあります。経過は、9月1日付で一般質問通告書を提出しております。9月12日に議会運営委員会が開催されております。9月19日に本会議で一般質問を行っております。内容は、9月の一般質問を呼び起こしてもらえば分かると思いますが、村長の基本理念と政治施政についての3つ目の村長後援会組織の公職選挙法並びに政治資金規正法の法的手続についての質疑であります。

後援会組織については、私は届出が基本であります。さらに、政治資金規正法を遵守すべきことから、一定の届出義務が課されていることをただしております。質問する1週間前の9月11日に無届であることを最終確認しておりまして、設立の届出を逸されるかと質問しております。当然、村長からは「適正に処置したいと思います。繰り返しますが、適正に処置します」。さらには、「申し訳ございませんが適正に処置します」という、再質問も含めて3回答弁をいただいております。具体的な内容に言及する答弁は、一切ございませんでした。

昨年、福島県報の10月27日付で、福島県選挙管理委員会告示第58号、その他の政治団体として9月15日付で宗田雅之後援会の届出が告示されていることを確認しております。私自身、大きな驚きでございました。一般質問の質疑は9月19日ですね。村長後援会、政治団体の届

出が9月15日であります。村長が答弁された本会議と届出日の時差が4日間ございます。なぜ、後援会届出を済ましていたのにもかかわらず、私に対して疑念が生じる答弁を、9月定例会本会議のこの時点でなされたのか、ご答弁をお願いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 北條利雄議員の2点目の質問にお答えします。

当時、私の事務所を手伝ってくれた者は六、七人いたと思います。事務的なことはその中でいろいろ話し合って、その都度対応していたものと思います。私は忙しくて、このような話合いの場に交ざることとはほとんどありませんでした。政治団体届出のことを担った者の話によりますと、7月下旬に届出を準備しましたが、その過程の中で、前村長が県選挙管理委員会に提出した令和元年の政治資金収支報告書を目にしたようであります。令和元年は、前回村長選挙が行われた年であります。その年の政治資金報告書には、収入ゼロ円、支出ゼロ円で報告され、県選挙管理委員会ではこれを受理し、県選挙管理委員会のホームページに掲載していたようであります。そして、前村長が後援会を結成したのも、選挙の当選後の11月頃ではなかったかと思ったようであります。

このようなことから、選挙後、当選後に届けばよいものと考え、9月15日に県庁にあります県選挙管理委員会に出向き、提出したとのこと。この届出に関して、私に相談があったのが9月初旬だと記憶しております。ところが、その者が当時、コロナ感染が相当はやっておりまして、コロナ感染にかかってしまい、家族の感染なども重なり、私に報告されたのが議会開会以降になってしまったとのことであり、そのようなことから前回の答弁となったところであります。

今後は、関係法令を熟読し、遺漏のないよう事務方を指導してまいりたいと考えているところであります。

以上で、北條議員の2番目の質問にお答えします。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 私が先ほど質問した中で、9月19日に一般質問をした時点では、村長は知らなかったということですね。7月下旬には一応準備はしていたけれども、しなかったということですね。当然、私は実際は、村長自身が自らの後援会、日付を知らなかったとか知らされなかったというのは、基本的にはあまり考えにくいんです。一心同体ですよ、村長自身の後援会ですから。だから、ちょっとそこは私は疑問を持つんですけれども、ただ届

出はしなきゃならなかったという努力をされていて、9月15日付で、どなたか知りませんが、届出をされたということなんだと思います。

9月15日は、当然、付で届出がされましたから、後援会活動というのは、当然、政治資金規正法がございます。収支の報告がなされることになるんですね。先ほど、前の村長の話も出ましたが、私は前の村長の話は聞いていませんし調べてもおりませんが、これらについては、当然、9月15日以降の収支については、宗田雅之後援会は報告が出されるはずですよ。12月31日までですから、次の1月以降、届出されたかされないか、それはまだ確認していませんけれども、届出されていると思いますが、9月15日以前の後援会の名前つけた活動は、これ政治団体の活動じゃないですか。じゃ、9月15日以前の活動は、村長はどうしようと今考えていらっしゃるんですか。お伺いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） あくまでも私は後援会という活動ではなくて、9月15日以前は、私を議員のときもそうですけれども、村長になってもそうです、私を応援の方が一生懸命事務方をやってくれていたものですから、そこまでの深い考えはなく行動したことであって、しっかりと反省をしたいと思っております。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） そうなんです、誰でもできれば面倒くさい手続はやりたくないけれども、でも公職選挙法であり政治資金規正法でもう義務づけられているわけですよ。課されているわけですよ。国でも昨日、今日あたりも政治資金規正法でどうだこうだやっていますけれども、私には国のことだから、関心はあるにしてもこの場であまり出したくないんですが、やはり村長であろうと、私たち議員であろうと、やはり12月、私、質問しました。コンプライアンス、法令遵守、村長からすばらしい、私、答弁いただいています。そういうことをやはりきちんと、自らのことです。知りませんでした、存じませんでしたではあり得ないんです。こういうことをきちんとやっていただきたい。

当然、住民から不信感買いますよ。私が言ったから、あのやろうが言ったから、あの議員が言ったからの話じゃないんです。そういう法令になっているんです。前村長であろうと前々村長であろうと、立候補して戦った人たちがこういう組織をつくったときは、政治資金団体として後援会活動として活動する場合は、届出してから活動しろと言っているわけですよ、法律は。それを前の人がやったから、前の人がそう同じようなことをやったからの話にはならない。そんなこと誰でも理由がつくはずですよ。それはやめていただきたい。

ここで聞きたいんですが、9月15日以前、先ほど言ったんですが、政治活動のお話ししたとおり、チラシ等作成とか、後援会活動費用というのは発生していると思います。届出以前に寄附を受けて、または支出が一切されていなかったんですか。村長、ご答弁願います。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 後援活動そのものは私していないと思っていますし、収支報告書は、今年度の4月1日までに収支報告書を出してくださいというはがきが来ております。その中で対応していきたいと思っております。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） いや、9月15日に後援会届を出したんだから、届出した以降のものは分かりますよ。当然、出さなきゃならないから、政治資金表。その前の、宗田雅之後援会の名前を使って、チラシをつくって活動をやっているわけでしょう。その経費があるわけでなんですよ。それは全然ありませんというのは理由にもなりませんから、その以前のやつはどうされるんですかと聞いているんです。答弁願います。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） しっかりと検討して対応していきたいと思います。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 村長、いつ知ったかは、これ村長先ほどの答弁で7月下旬準備したと言うから、やっぱり届出しなければいけないことは分かっていたわけですよね。先ほど、その間には前の村長の話も出される、そういうことを理由で出さなかったという話だけれども、でもこの人の対立候補である人の話だけじゃなくて、自分自身はきちんと同じようなことやるから間違うんですよ。きちんとした手続をやっていれば、きちんとした手続ができるわけですよ。これからもそうです。それを忘れてもらっては困ります。

いろんな話がありますが、これ私は質問の中で、疑念が生じるという届出の時差によって疑念が生じるという優しい言葉で言っているんです。これ本来からいっただらば、虚偽事項になりますから、村長。虚偽というのは、真実ではないのに真実のように見せかけることなんです。これ事実をゆがめて伝えた場合には、虚偽事項の公表罪にも該当しますからね。さらに、9月に私に答弁言ったやつでは、答弁をしておりますから、地方自治法では正当理由をなく資料の提出を拒んだりした場合、そして答弁をした場合は刑事案件として立件されることになるんです。だから、私は質問しているんです。

こういう部分では、この前も言ったけれども、司法機関がやるかどうか別、あとは誰か

が告訴すればそういう事件に発展するということになるので、だから村の最高機関のトップがそういう立場に立たされるのは、私は嫌なんです。分かりますか。やはりきちんと届出なかったことを反省して、これからのことはきちんと法令に遵守に基づいて手続をやっていたきたいと思います。

村長、これらの対処についてのいろんな理由はつけ方でありますけれども、日にちとか手続、時期、そういうことから含めると、いまいちその疑念を吹っ払うようなご答弁ではないと私感じているんです。だから、そこは間違いは間違いであったことを認めて、やはり釈明してほしいんです。釈明をやれば、また同じことをこの定例議会でまたやるような話になりますから、そこがすっきりさせたい。住民の皆さんのために、いろんな疑問を持っているわけですよ。そこをやはりすっきりして、前に進みたいというのを私も考えがあるんです。同じようなことを、質問を定例会のたびに述べているわけにはいきません。大事な村です。先ほど、いろんなことがありますから課題も多いわけです。これを前に進めるのには、間違いは間違いと認めて、やはり前に進む答弁をいただきたいんです。村長、いかがですか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 全く北條議員の言うとおりでありまして、しっかりと反省しまして、今後の政治活動に生かしていきたいと思います。

以上です。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 村長からそのようなご答弁をいただきました。私もそこはしっかり受け止めておきたいと思います。やはり、前段で述べたように、本村の指揮官とするトップリーダーでございます。今般の質問内容も厳しいし、あのやろうまた俺のこといじめてなんという人もいるかも分かんないんですが、そうは思いません。私は、やはり宗田村長になった以上は、村長にはしっかりと村の指揮、監督するトップリーダーとしてしっかりやっていただきたい。それについては、いろんな提言も提案もいたします。

これから、私は村長に対してこういうことを言っておりますけれども、やはり村長自身は、副村長もそうです、教育長さんもそうでしょうが、その部門において、当然、法令遵守は当たり前だと思ってやられていると思いますので、その辺やはり後ろ指指されないような、疑念を持たれるような、そういうことは私自身も受けてなくしていかなければならないというのは、12月定例会の私と村長の話の中でも出されております。もう一度肝に銘じて、お互いにそこを守りながら、自ら立場としてその率先と実践していくべきだと私は思います。申し

訳ないんですが、村長に答弁いただきましたけれども、副村長と教育長に一言ずつ、その辺についてご答弁いただければ。よろしいですか、議長。副村長と教育長に。

○議長（前田武久君） いや、それはもう通告ないですから。

○8番（北條利雄君） 言葉あれば、短くて結構ですからやはり……

○議長（前田武久君） いや、答弁者が村長で村長に通告した以外のことは通告は……

○8番（北條利雄君） 分かりました。

だとすれば、村長、自らもそうなんです、同じ立場というか、自分の両腕でございます。副村長、教育長も含めて法令遵守しっかりと。それから、職員も含めてしっかりと12月で一般質問やったこと、答弁をいただいたことも含めて、しっかりとやっていただきたいと思います。教育長よろしくをお願いします。副村長もよろしくをお願いします。

長くなりました。今般、一般質問、今後の分に日程変更になって初めてで、あまり長くなると後の同僚の議員7名ほどおりますので、私だけが分捕ることはできないと思いますので、この辺でやめておきたいと思いますが、最後に、やはり誰も失敗したことを繰り返させないためには、きついことも言いますけれども、やはり自分が守れなかったことを理由をつけて守ろうとする、まだまだぼろが出ているんです。そこは私自身も考えておりますし、そこはやはりきちんとこれからも守っていただいて、村長、もう一回しっかりとそこを反省しながら、お互いに守って村づくりやっていきましょう。よろしくお願いします。これで一般質問を終わります。

◇ 緑 川 茂 君

○議長（前田武久君） 9番、緑川茂君。

〔9番 緑川 茂君 登壇〕

○9番（緑川 茂君） 9番、緑川でございます。

私のほうからは、3つの質問をさせていただきます。

まず、1つ目でございますが、昨年発生しました戸草川の汚濁問題についてであります。

村の美しい自然、守っていかなければならないという強い思いから、質問させていただきます。

昨年4月、住民から苦情の第一報があり始まったこの汚濁問題は、間もなく1年となります。この問題は、鮫川ファームの畜産において、コンポストと呼ばれるし尿浄化施設の故障により、し尿処理が不完全なままに川に流れ出して河川を汚濁し、広範囲に悪臭も発生する

など地域住民に大きな影響を与えたものであります。

従来から、きれいな川を守ろうと定期的に水質検査を行い、調査をするなど、環境保全に取り組んでいる水産資源保護会及び鮫川にカジカを呼び戻す会の方々からも、改善を求める要望書が出されるなど、村として長期間対応に迫られました。我々議員も、現地調査により確認をしましたが、川に流れ出している汚濁による泡の状況や臭いの強さなど、被害の大きさを実感したものであります。村の鮫川の源流地として、きれいな川、清流を誇りにしてきた本村にとりましてイメージダウンとなり、住民説明会を開くなど、非常に大きな事案でありました。二度とこのような問題が起こらないよう、再発防止を図らなければなりません。

現在、村で発表しているデータを見ますと、水質は改善しているようではありますが、その後の現状と会社側への行政指導及び浄化槽処理施設等の確認はどうなっているのか。また、会社側からの報告等はなされているのかお伺いをいたします。よろしくお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 9番、緑川茂議員のご質問、戸草川汚濁問題の再発防止策についてお答え申し上げます。

戸草川の水質汚濁は、昨年4月21日に、住民より河川の濁りと悪臭の苦情通報が村へ寄せられた件に端を発し、苦情を相談した水質汚濁対策に係る県の監督官庁である県南地方振興局が、5月2日、水質汚濁防止法に基づく水質検査及び敷地立入検査を実施し、村は県南農林事務所、県中央家畜保健衛生所とともに同行しております。以後、継続した県の各監督官庁への相談、連携し、また棚倉警察署及び弁護士への相談を図りながら対応してまいりました。

村では、7月24日に住民説明会を開催し、鮫川ファームを実質運営する神明畜産の代表取締役より、河川の水質汚濁に関する住民への謝罪とともに、これまでの経過及び今後の対策について説明があり、同席した県担当者からは、「神明畜産が提出した改善計画書が不十分であり、修正指導をしている。改善がなければ勧告、命令が出る」旨の説明がありました。

次に、水質検査の状況についてですが、村は7月18日から、おおむね2週間に1度の頻度にて戸草川の水質調査を開始し、検査項目は県南地方振興局が行う検査と同様に、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量、浮遊物質、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、大腸菌群数の5項目にしております。

7月時点では、大腸菌群数が1万8,000個と、排水基準の3,000個に対して大きく超過して

おりましたが、その後、全ての項目が排出基準値内に改善し、数値が低い値で落ち着いた12月19日をもって調査の実施を休止しました。今後、河川水質状況の変容が確認された場合に再開するものとしております。

次に、神明畜産が県へ提出する改善計画書につきましては、7月14日付にて提出しましたが、内容が不十分であることから、9月1日付で再提出し、県南地方振興局にて受理されております。また、10月4日の施設の立入調査時に大腸菌群数の超過結果があったことを受けて、県では10月19日付で第2回改善計画書の提出を求め、神明畜産は11月2日付で改善計画書を提出し、同日付で県南地方振興局が受理しております。

村といたしましては、地域の住民より戸草川の濁りや泡立ち、臭気に関する問合せが寄せられたときには、通報後すぐに現地に向かい、戸草川等の色、濁り、臭気に関する現状の確認及び写真記録し、適宜、県南地方振興局、県南農林事務所、県中央家畜保健所へつなぎ、情報の共有を図りながら対応しているところであります。

今後も監督官庁である県と連携を図りながら、村のきれいな河川水質環境を取り戻し、安心安全な生活環境を保全するため、継続して監視と対応を行ってまいります。

以上で、緑川茂議員の1点目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 9番、緑川君。

○9番（緑川 茂君） 村のほうには、住民からの苦情があった場合に相談窓口というものがあるかと思いますが、そうしますと最近は、そういう苦情は1件もないということでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 担当課長に答弁させます。

○議長（前田武久君） 地域整備課長、齋藤君。

○地域整備課長（齋藤利己君） 地域整備課長です。

近頃でございますけれども、たまに河川の泡立ちとか、河川の色が濁っているよという情報が寄せられることはあります。その際は、今、村長が答弁いたしましたとおり、すぐに現地に地域整備課長、農林商工課の職員が現地に向かって、現状を調査して写真記録して、そして状況が必要な場合には、監督官庁である県のほうに情報をつなぐということを行っております。情報が、地元からの声が全くなかったということではないのが現状でございます。

以上であります。

○議長（前田武久君） 9番、緑川君。

○9 番（緑川 茂君） 全くなくなったというわけではないということでございます。

当時、いろんな数項目にわたって関係法令違反というものがあったわけですね。例えば、廃棄物の処理に関する法律、水質汚濁防止法、それから家畜排せつ物の管理適正化に関する法律、そしてまた農地法違反もありました。これらは当然、県のほうの所管といたしますか、管理、監督ということになるかとは思いますが、これ違反項目というのは改善されているのかどうか、どうなのでしょう。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） これも担当課長に答弁させます。

○議長（前田武久君） 地域整備課長、齋藤君。

○地域整備課長（齋藤利己君） 地域整備課長です。

水質汚濁防止法は、主たる県南地方振興局の今、指導内容になっておりまして、答弁書に書きましたとおり、指導して改善計画を提出していただいて、1 度目は不十分な内容であったがために再提出を求めて、2 度目の提出の際には、それを受理したということは十分な対策が図られている内容だということで、県南地方振興局が受理しております。

そして、そこで終わりではなくて、振興局としましてはその改善計画が計画どおりに実施しているか、これを確認するために現地調査を行ったり、現地で水質検査を県が自ら行ったりして確認をしております。それで改善が図れない場合にはまた指導、そういった中で起きたのが、2 回目の改善計画書を求めるような大腸菌群数が高い数値が出たということに基づいて、その2 回目の改善計画を求めたところがそういった内容であります。改善が図られていればそれでフェードアウトというんですか、認められればそれで了承しますが、不十分だった場合にはそうした第3、第4の起こってくることを念頭に、振興局は対応しているというところでございます。

以上です。

今現在の水質の状態は、全て排出基準内になっておりますので、そこも併せて報告させていただきます。

以上です。

○議長（前田武久君） 9 番、緑川君。

○9 番（緑川 茂君） 分かりました。

住民説明会のときに、会社側の説明でコンポストに故障は付き物だというようなことを言っているんです、あの社長が。それで、現在の施設が存続する限り、同様の問題が起こる可

能性というものも否定できないことだと思います。今後、再発防止のために、村としてはもう強い態度でこれからも監視、あるいは指導、こういったものをお願いしたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。

次の質問は、近年、頻発化傾向にある災害発生時の対策についてであります。今年の元日に発生しました能登半島地震では、多くの犠牲者を出し、今なお被災者が避難所生活を強いられるなど、大きな被害となっております。心よりお見舞い申し上げますとともに、1日も早い復旧をお祈りしたいと思っております。

13年前の平成23年に発生しました東日本大震災、そして5年前の令和元年に、浜通りを中心に甚大な被害をもたらした台風19号による東日本台風災害などを含めまして、全国的に地震や台風、そして大雨等による自然災害が頻発化傾向にあります。いざ災害が発生したときに、村民の安全を確保するため、最大限の対策を講じる必要がありますが、このような有事に備えての危機管理が求められております。こういったことから、次の2点についてお伺いをいたします。

まず、災害発生時の組織、連絡体制及び緊急時用の物資等の備え、そして避難所確保などの現況はどうなっているのかお伺いします。

また、災害時における企業の、あるいは団体などからの支援とか協力に関する協定をされているものがあるのかどうか。ある場合には、こういった内容の災害協定を結んでいるのかお伺いをいたします。よろしくお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 緑川茂議員の2つ目、災害発生時の対応についてのご質問にお答え申し上げます。

まず、最初におただしの災害発生時の組織、連絡体制についてです。

村では、鮫川村地域防災計画におきまして、災害対策本部を設置する際の4つの基準を設けております。

1つ目は、大規模な災害が発生するおそれがあり、その対策を要するとき。

2つ目は、災害が発生し、その規模及び範囲からして特に対策を必要とするとき。

3つ目は、災害救助法による救助を適用する災害が発生したとき。

4つ目は、村内で震度5弱以上の地震が観測されたときとしております。

これらの基準に該当した場合、つまり比較的大規模な災害が予想される、またはすでに災

害が発生している場合に、村長を本部長とする災害対策本部を設置し、全所属課の職員数の50%を配備する第1非常配備を経て、特別職を含む全職員及び全消防団員を動員して、災害対応に当たることになっております。

また、状況に応じて、各行政区長を班長、副区長及び村消防団分団長等を副班長、役場職員を構成員とする災害対策現地警備組織を各区単位に立ち上げ、情報収集や緊急対応を行う体制も整備しているところであります。

次に、緊急時用の物資等の備え、避難所の確保などの現況についてのご説明を申し上げます。

村では、令和5年12月に、国の指針などを参考に、鮫川村災害時備蓄計画を策定したところであります。その備蓄計画におきましては、被災人数を人口の5%程度の150人と想定し、備蓄すべき物資の数量を算定したところであります。

現有の備蓄品につきましては、食料品、飲料水、毛布、体温計、段ボールベッド、パーティション、ポータブルトイレ及びその吸水材、屋外用テント、車椅子、赤外線ヒーターなどがあります。食料品、飲料水、毛布については目標数量を確保できておりますが、不足しているものにつきましては、適正な数量の確保に努めていきたいと考えております。また、村が備蓄する公的備蓄のほかに、家庭内備蓄や事業所内備蓄などにつきましても、この備蓄計画では言及しておりますので、自助的な備蓄について啓発を強めてまいりたいと考えております。

次に、避難所の確保の状況についてのおたかしですが、村におきましては、屋外の緊急避難場所として校庭など10か所を指定し、一時的に滞在されるための指定一般避難所として村の公共施設7か所を指定。また、指定福祉避難所としまして保健センターとひだまり荘の2か所を指定しております。また、自らの判断により一時的に避難する場所として、各区の集落センターなど6施設を指定しております。これらの避難所等につきましては、令和4年度に全戸配付しました鮫川村防災マップに記載しております。

次に、おたかしの災害時における企業、団体等の協定の締結についてお答え申し上げます。

村の防災計画におきましては、応援協力体制の整備等とする項目の中で、民間協力計画として掲載しており、複数の事業者と協定を締結しております。

生活物資の確保及び供給に関しまして、平成26年5月に、白河市にごございます白河青果株式会社、丸水白河魚市場株式会社と協定を締結しております。内容といたしましては、村の要請に応じ、生鮮食品などを確保し、有償で供給するというものであります。

また、令和３年１月には、東北電力株式会社との間に、医療機関、役場庁舎、避難施設等の電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的としました協定を締結しております。

同じく、令和３年１月には、日本郵便株式会社との間に、大規模な災害発生時の対応を含んだ包括的連携に関する協定としまして、車両の提供や、被災者の同意の上での避難先リストの提供などについての協定を締結しております。

同じく、令和３年６月に、ヤフー株式会社との間で、村が提供する避難に関する緊急情報、村内の被害情報や、必要な救援物資に関する情報などをヤフーサービス上に掲載して、一般に広く周知することなどに関し、協定を締結しております。

今後も、村にとって必要な物資の供給を受けられるよう、さらなる協定の強化を図ってまいりたいと考えております。

以上、９番、緑川茂議員の２つ目の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君）　９番、緑川茂君。

○９番（緑川　茂君）　ありがとうございました。

最近の災害は、気候変動により想像を超えた激甚災害というものが非常に多くなっており、様々な災害状況を想定しながら、随時、先ほど村長から答弁ありましたような計画があるわけですが、そういったものを随時見直したり、あるいは新たに加えたりということが必要かと思いますが、その辺はどうなっているのかお伺いします。

○議長（前田武久君）　村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君）　災害時には、日頃の訓練、これが最も有効だと聞いております。その訓練を繰り返しやること、あとその他に関しては担当課長から説明させます。

○議長（前田武久君）　総務課長、渡邊君。

○総務課長（渡邊　敬君）　総務課、渡邊であります。

マスター計画の改定についてというおただしかと思いますけれども、実は手元に私持っているのが、令和３年３月に最初に策定をした防災計画でありますけれども、それを令和５年３月に一部改定ということをしております。ですので、必要に応じて、さっき議員がおっしゃったとおり、不足するものは掲載するし、古くなったものは改定をしていくということで、今後も当たってまいりたいというふうには考えております。

○議長（前田武久君）　９番、緑川君。

○９番（緑川　茂君）　よく分かりました。

この災害時の応援協定につきましては、数件、協定を結ばれているということで、村にと

っては本当に緊急時に心強いし、本当にありがたいことだと思います。これからも1件、2件と増えていくことを希望したいと思います。

それでは、最後の3つ目の質問でございます。

次の質問は、青生野の太陽光発電所についての質問でございます。

当時、阿武隈南部開発事業として国が主体で進められ、鹿角平を含めたこの地区の大規模事業、これは周辺町村からも非常に注目された大きな事業であったことを記憶しております。この土地も時代の変化に伴い未利用地となっていたわけですが、太陽光発電所の建設により有効活用することができ、さらに再生可能エネルギーの促進を図る観点からも、大きく貢献をしているものと思っております。

売電収入の一部が継続的に村に還元されることになっておりますが、発電事業所からの収入の現状と、今後の村政にどう生かしていくのかお伺いをいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 9番、緑川茂議員の3つ目、青生野太陽光発電所についてのご質問に対してお答えいたします。

鮫川青生野太陽光発電所は、昨年4月に運転を開始し、2040年3月までの17年間、合同会社鮫川エナジーが事業主体となり、発電事業を行います。事業用地は約63.1ヘクタール、想定出力規模は約40.8メガワットと大規模な発電所となっており、北茨城市関本地区にある東京電力の変電所までの区間を、地下埋設の自営送電線により送電しております。

事業用地は、東日本大震災に伴う原発事故の影響により使用されなくなった採草放牧地などを、農山漁村再生可能エネルギー法の適用を受け、特例により農地転用をしたものであります。この法律では、再生可能エネルギー発電設備の整備に併せて、農林漁業発展のための取組を行うことになっており、本村においては、令和5年度から21年度までの17年間で、売電収入見込額の3%に相当する6億8,400万が農林業振興協力金として発電事業所から寄附されます。

なお、令和5年度分については、今月中に1,000万が寄附される予定です。

寄附を受けた協力金は、12月の議会定例会において条例案を可決いただきました農山漁村活性化基金に積立てし、本村の農林業発展のために活用してまいります。積立金は、今後、農業担い手の育成、鳥獣被害対策、環境保全型農業の推進、県産物直売施設等の整備などに活用する計画であります。

現在、村では、農業者の高齢化や担い手不足、耕作放棄地の増加が深刻化しており、多様な農業担い手の確保、育成、定着のための支援策が必要であると考えております。そのような中、村では、令和6年度から新たに、未来へつなぐ多様な農業担い手応援事業を創設し、新規就農者や50歳以上65歳以下のシニア世代の就農者への独自の支援を始めたいと考えております。その財源として農山漁村活性化基金を活用する考えであります。

以上で、9番、緑川茂議員の3つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 9番、緑川君。

○9番（緑川 茂君） ありがとうございます。

阿武隈南部開発事業として行われた広大な土地なんですが、鹿角平は村を代表する観光地となっております。そして、荒廃し利用されていなかったこの牧野、これは太陽光発電施設として一部が村に還元され、ただいま申されたような内容で今後の村政に有効に活用されるということで、当時の造成工事が行われていた状況を記憶している者として、大変うれしく思っているところでございます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（前田武久君） ここで、3時15分まで休憩します。

（午後 2時55分）

○議長（前田武久君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時15分）

○議長（前田武久君） 引き続き一般質問を行います。

◇ 森 隆 之 君

○議長（前田武久君） 6番、森隆之君。

〔6番 森 隆之君 登壇〕

○6番（森 隆之君） 6番、森でございます。

私のほうからは、3つの質問をさせていただきます。

まず、1点目なんですけれども、農地改良工事の補助と景観維持対策についてでございます。

村の基幹産業である農業について、次の2点をお伺いいたします。

1点目は、農地改良工事に伴う村の補助制度はどのようなものがあるのか。また、その補助額は適正な金額か。

2点目は、中山間地域等直接支払制度（5年間）の第5期が、令和6年度で終了となります。この事業が継続されたとしても、参加する方は少なくなると思われます。

今後、耕作放棄地の景観維持や利活用等の対策はあるのか、村長にお伺いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 6番、森隆之議員の1つ目、農地改良工事の補助と景観維持対策についてのご質問に対してお答えいたします。

まず、農地改良工事に伴う村の補助制度についてですが、水田作付条件整備事業として、水田の暗渠排水を実施した農家に対して、1メートル当たり750円を補助しているところです。農地改良に対する村単独の補助は、この事業のみとなっております。

補助額については、平成24年度に1メートル当たり500円から750円に引き上げましたが、それ以降は据置きとしてきました。今後、昨今の資材価格の高騰などを鑑み、過去数年間の補助実績などを踏まえた上で、見直しを検討してまいります。

次に、中山間地域等直接支払制度についてお答えいたします。

村では、平成12年度から中山間地域等直接支払制度に取り組んでおり、第5期対策の現在も68集落、776人が集落協定を締結し、農用地保全活動などを実施しているところです。しかし、全村的に農業従事者の高齢化や担い手不足に加え、役員を引き受ける人材がいらないなどの理由で、第6期は難しいとの声が聞かれているのも事実であります。これは、全国的な傾向でもあります。

そのような中、県においては、持続可能な体制整備の対策の1つとして、市町村内での活動組織の広域化を推進しているところです。

例えば、5つの集落があれば、事務作業を行う人材が5人必要となりますが、活動組織を広域化すれば人員が削減され、集約化が図られます。

現在、県内では15の市町村が広域化に取り組んでいるところです。

村といたしましては、広域化についても検討しながら、今後、進めていく地域計画の策定に併せて、第6期対策への参画を促進し、農地の保全、景観維持を図ってまいりたいと考えます。

以上、6番、森隆之議員への1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 6番、森隆之君。

○6番（森 隆之君） ありがとうございます。

今現在、物価高騰ということで、昨日も株価が4万円を上回しまして、大変な好景気だとニュースでは言われているんですけども、実際、現場サイドでお金を稼ぐほうの立場としては、全然その実感がない、還元されていない、そういった状況でございます。

村としては、農家の方がそれ以上に苦しい状況だというのは、今に始まったことではなく、前々からそういう状況ではございますが、やっぱり世の中の状況というのは、もう1年単位で、すぐ、すごいスピードで変わっていきますので、やっぱり村としての補助、助成なんかも、やっぱり5年前、6年前に設定された条件、金額では、もう対応し切れないのかなと思います。やっぱりその状況、物価の状況を見て、あと経済の状況を見て、公務員であれば人事勧告を受けて連動して給料が上がりますけれども、私たち議員とか農家の人たちは、据置きのまま、ずっと何十年も一緒の金額でやっております。

そこは村のほうとしても、資材高騰何パーセント上がれば、補助額も何パーセント上がるみたいな、まずは話合い。そういった話合いをして、2年に1回、1年に1回、補助額を見直すというような対策も必要かなと思いますが、村長どうお考えでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 森隆之議員の全くおっしゃるとおりでありまして、村の景観を守っているのは農業の方であり、そして食の安全・安心を届けてくれるのは農家の方でありますので、まして、これだけの燃料、資材が高騰している中で、しっかりと前向きに検討していきたいと思っております。

○議長（前田武久君） 6番、森隆之君。

○6番（森 隆之君） 前向きに、もうすぐにでも検討委員会を立ち上げて、これだけではないですが、農地改良に伴う補助金だけではない、他の補助金もちょっと検討していただきたいなと思います。

2点目の景観維持に対して、中山間地域等直接支払制度というのが、話を聞くと、いろんなところから、次期6期目はちょっとやめたいなという声が上がっております。実際、私もちょっと農家をやってまして、実家が農家でして、米を作るのを一部やめました。そのやめた田んぼをどうするか、親から譲るよと言われたんですけども、私は要りませんと言いました。実際、これ、何を言ってんだ、お前ばかかと言われるんですけども、これは実際、

若い人の意見で、譲られたところで農家をやるわけではないし、どうしよう、困ったなというのが、実際の私たちの意見でございます。今後、そういった状況がどんどんいろんなところから出てきて、この景観を維持するには、国では補助金を出しますが、村としても何らか農地を荒れさせない方法、プラス農地を何かに使わなきゃいけない。ましてや、見せる農地という案もあります。水を張ってきれいにして、とりあえず荒らさない。そういう景観維持方法もありますし、農地ですから、なかなか転用というのは難しいですね。これを人に与えたり、違うものを使ったりするのもできないので、それは法律を変えないと前には進まないと思うんですけれども、やっぱり、そこで法律を変えるまでの間、何としても農地を荒れさせないということで、村として何かこれといった対策、今考えている対策というのはございますか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 6年度より、耕作放棄地での景観保持などについては、今後、農道、林道、村道などの草刈作業は、建設部会と提携し、建設部会に一部お願いしたいなと思っております。残りを、例えば、農家の耕作放棄地にならないためにも、シルバーの方をお願いして、お互い協力し合って、村の景観を守っていきたいと思っております。

その他の詳細は担当課長に答弁させます。

○議長（前田武久君） 農林商工課長、舟木正博君。

○農林商工課長（舟木正博君） 今後は、農地を荒れさせないためにということで、取りあえず、今、中山間地域の農地対策ということで、あと1年度で、少しでも6期対策にスムーズに移行できるような形で、先ほど村長の答弁にもございましたが、全国各地で法律化という取組がございます。どうしても、高齢化もありまして、その事務作業が容易でないということもあつたりしまして、その役員がなかなか引き受け手がいないということもあり、全国の例を見ますと、本当に市町村単位で1つの集落にして、そこで、集落で事務員を雇用しているという、そういう事例もありますので、今後、中山間制度というのが、今、考えつくところでは、継続して取り組んでもらうということを中心に、今後1年間で進めてまいりたいと思います。

県内にも15の市町村で広域化に取り組んでいますので、今月中に県北の桑折町に、話を聞きながら勉強に行ってまいりまして、今後の鮫川村に置き換えた場合の、鮫川村に合った方法というのを、いろいろ模索していきたいと考えております。

以上です。

○議長（前田武久君） 6 番、森隆之君。

○6 番（森 隆之君） 第6期が継続するかどうかというのも、まだはっきりは決まっていな
いと思います。広域化しても、鮫川の場合、立地条件が悪い、なかなか1つにまとまらない。
いろんな問題があります。なので、今現役世代の人に意見を聞くのもそうなんですけれども、
やっぱり若い人、次担っていく世代の人にどうしたいかを聞いて、上の人が今頑張っている
ので、何とか何とかもっているんですけれども、そこで頑張っても、幾ら頑張っても、もう
限界がきますから、そうしたときに、村としては、がらっと展開を図るべく今から会議でい
ろんな対策を考えて、第6期に移行しなかったときの場合を考えて、対策していただきたい
なと思います。

それでは、2点目いきたいと思います。

新規事業者や起業についてでございます。

村で新たに事業展開する人や起業する人への支援策はございますかという質問になります。

村長お願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 6 番、森隆之議員の2つ目、新規事業者や起業についての質問に対し
てお答えいたします。

議員おただしの起業する人への支援策については、これまで村単独事業としては取り組ん
でおりませんでした。新たに、鮫川村きぎょう支援事業を創設し、令和6年度から村内で
起業、創業する方を支援したいと考えております。

支援の内容としましては、事業所の開設等に必要な施設の整備や改修、備品購入等に係る
経費の一部を補助することで、初期投資の負担を軽減し、村内で起業、創業しやすい環境を
つくってまいりたいと考えております。

以上、6 番、森隆之議員の2つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 6 番、森隆之君。

○6 番（森 隆之君） ありがとうございます。

今まで、村は、やっぱり農業に関係することはいろいろ補助はあったと思うんですけれ
ども、やっぱり事業的なこと、サービス業だったり、商業だったり、工業だったり、新たに
事業を立ち上げることについては、どことなく補助がなかった、推進してこなかったかなと
いうことです。今現在、やっぱり前から考えれば、村としては人口がいない、なかなかお客

さんがいないということで、そういういろいろな企業、商売というのが、新規で立ち上げるという方が少なかったと思うんですけども、今、インターネットを使ってリモートワーク等ございまして、自宅にいながら起業も会社もできる、商売ができるという状況になっていますので、やっぱり事務所、住むところと、あとネット環境、そういうところを補助してやれば、若い人たちはどんどん発想の転換で、自然環境がいい場所なので来て、起業するんじゃないかなと思います。

ちなみに、事業所開設経費の一部ということなんですけれども、具体的にはどの辺まで決まっているんでしょう。金額の面とか、そういうのは決まっているんでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 内容的に詳細は課長に答弁させます。

○議長（前田武久君） 農林商工課長、舟木正博君。

○農林商工課長（舟木正博君） 農林商工課長です。

鮫川村きぎょう支援事業ということで、新年度から立ち上げるに当たりまして、具体的な補助の内容なんですけど、先ほど村長が答弁した事業所の開設に必要な施設の整備や改修、その他いろいろあるんですけども、その補助対象経費の3分の2以内の額で上限30万円ということで、今考えているところです。

以上です。

○議長（前田武久君） 6番、森隆之君。

○6番（森 隆之君） そうしますと、事業所開設する場合には、空き家対策なんかも絡めて、こちらから紹介などといったような、事務所としてここを使ってみてはみたいな紹介、あと改装して貸し出すみたいな形もあるのでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 空き家対策を含めてやっていきたいと思いますが、詳しいことは課長に答弁させます。

○議長（前田武久君） 農林商工課長、舟木正博君。

○農林商工課長（舟木正博君） 空き家の利用ということも含めていまして、担当の村づくり推進室と連携を図りながら、そういったことに取り組んでいきたいと。それと、関係人口から定住人口、そういったことでも鮫川村で起業したい、創業したいという人も、今後増えてくればいいなというふうに考えています。

以上です。

○議長（前田武久君） 6 番、森隆之君。

○6 番（森 隆之君） 今までなかなかやったことがない事業ですので、新たに始めて、これがどこまでできるかというのをやっていくのは大変いいことだと思いますので、ぜひとも成功できるようにやっていってほしいと思っております。

次に、3 点目にまいります。

うまいもの祭りについてでございます。

うまいもの祭りに代わるイベントや後継事業についてあるのか、村長にお伺いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 6 番、森隆之議員の3 つ目、うまいもの祭りについてのご質問に対してお答えいたします。

高原の鮫川うまいもの祭りについては、昨年9 月7 日に商工会、J A、村の3 者で協議し、令和5 年度の開催中止を決定したところであります。また、令和6 年度以降についても、スタッフ不足により運営体制の確保は難しいことから、うまいもの祭りは行わないこととし、それに代わるイベントを検討することとしました。

村内には、飲食業者、総菜製造者、農産物加工者、新鮮な野菜を生産する農業者など、おいしいものをつくる人がたくさんおります。それらが一堂に会し、鮫川村の食の豊かさを実感できるイベントを開催できればと考えております。

令和6 年度につきましては、9 月15、16 日の2 日間、鹿角平観光牧場を会場に、フリースタイルモトクロスと音楽をメインとした「ドレッドカリパーティー」と称するイベントが開催される予定となっており、そのイベントとの同時開催を検討しているところであります。今後、関係者と協議を進めた上で詳細が決まりました際には、改めてお知らせしたいと考えております。

以上、6 番、森隆之議員の3 つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 6 番、森隆之君。

○6 番（森 隆之君） ありがとうございます。

一堂に会して、いろんな鮫川のおいしいものを楽しむ行事、うまいもの祭りだったんですけれども、やっぱり年々回を重ねるごとにイベントというか催し物がなくなってきて、やっぱり1 点目の質問じゃないですけども、時代の流れとニーズに、ちょっと対応し切れていなかったのかなという思いでございます。

新たに若い人たちの意見を聞いて、村として、ちょうどコロナだったということもありまして、1回は立ち止まってまた考えましょうということで、今年、新たなイベントということで、まず村の方が、若い人が考えるのが一番なんでしょうけれども、やっぱりプロのイベントの人、イベント慣れている人なんかには土台をつくっていただいて、それに村がコラボじゃないんですけれども同時にやらせていただいて、ある程度基盤ができれば、それを今度、村が運営していくような形で、やはりその考え方を変えて、村でできなければほかの人に手伝ってもらって、ある程度土台をつくってもらって、それを継続していくというようなやり方で、私はいいんじゃないかなと思って、今年9月15、16日にその第一弾という形で村もコラボさせていただいてやっていくということなので、これはこれでいいとは思いますが。

ちなみに、村としてこれを同時にやるとすれば、どのようなイベントをもっていくような考えなのかなというのを聞きたいんですけれども。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 詳細は、担当課長に説明させます。

○議長（前田武久君） 農林商工課長、舟木正博君。

○農林商工課長（舟木正博君） 9月15、16日に、フリースタイルモトクロスと音楽のイベント、それから「ドレッドカリパーティー」というイベントがあるということで、そこで村のイベントも同時開催ということで進めるという予定であります。

それで、詳細については、これからにはなるんですけれども、そのモトクロスのイベントがキャンプ場を一面貸し切った開催となるようです。村で開催するイベントは鹿角平の駐車場の脇の多目的広場、サッカーゴールとかあるその広場でブースを15かそのぐらい販売ブースを設けまして、そこで村内の飲食業者とかお総菜を作っている人とか、当然、直売所手・まめ・館とか、そういったところの、いろいろなおいしいものをここに一堂に会して、参加者にいろいろおいしいものを食べて楽しんでもらうということで考えております。

「ドレッドカリパーティー」につきましては、大体の概要が決まったということで連絡を受けまして、今月中に主催者と鹿角平観光センター、村との3者で、3月26日に打合せをすることになっていますので、またそこで話を煮詰めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（前田武久君） 6番、森隆之君。

○6番（森 隆之君） そうしますと、村はいろんなブースを出していて、マルシェ的なような形ですかね。

村民はもちろん村民の感謝祭も兼ねて、やっぱり一番のメインは村外からどれだけ人が集まってくれるか、関係人口そういうのを増やすために、ちょうど道も349、289よくなりましたし、いわきから高速降りて35分、40分かからないで鹿角平に来られますので、やっぱりそういう村外の人口を、どんどん交流人口を増やしてもらって、次年度につなげていくという形で試みるというのもいいんじゃないかなと。今までのうまいもの祭りですと、1日でどうしてもその日だけで、天気が悪ければ終わりというもったいないイベントだったので、今回2日間ありますので、天気がどちらか悪くても、どちらかはもつのかなと。

まして、泊りがけで来る人たちもいますし、夜は花火なんかも上げられそうな感じなので、第一弾として、鮫川はこう変わりましたよと、新しい鮫川になりましたよということで盛大に、今から皆さんで、鮫川村もとよりほかのところに告知していただいて、盛大にできればいいかなと思いますので、私も応援しますので、ぜひとも皆さんもご協力のほどよろしくお願いします。

以上で、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

◇ 青 戸 義 之 君

○議長（前田武久君） 3番、青戸義之君。

〔3番 青戸義之君 登壇〕

○3番（青戸義之君） 3番、青戸です。

4点ほど質問させていただきます。

まず、1点目です。

観光資源の活用と交流、関係人口の増加、推進について。

本村には、心癒される環境、里山景観、魅力ある観光、交流資源があります。本村を繰り返し訪れていただける魅力ある整備、活用が、今以上に必要となります。

今後、村としての特性や地域の資源を生かし、どのように展開していくのか伺います。お願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 3番、青戸義之議員の1つ目、観光資源の活用と交流、関係人口の増加、推進についてのご質問に対してお答えいたします。

議員おただしのとおり、本村には里山景観、様々な観光資源があり、それが村の魅力であ

ると認識しております。

私は、美しい景観、おいしいものがある場所に人は集まると考えております。湯の田温泉、村民保養施設さざり荘は、村内外から訪れる多くの人でにぎわっておりますが、施設周辺をきれいに整備することで、さらなる集客が見込めるものと考えております。

そこで、さざり荘周辺にモミジなどを植栽して景観を整備し、村の貴重な資源である温泉、景観を生かし、交流人口の拡大を図ってまいります。湯の田温泉を起点とし、手・まめ・館や商店への誘客を図り、中心地の活性化にもつなげていきたいと考えております。

また、村内には、鹿角平、江竜田の滝、強滝、天狗橋などの景勝地や、富士山が望める朝日山があり、四季折々に美しい風景を楽しむことができます。そのほか、史跡、文化財、手・まめ・館やさざり荘を含め、村内を巡る周遊モデルルートを確立したいと考えております。

さらに、食も本村の貴重な資源であり、魅力でもあると考えます。アイデア次第で可能性が広がります。今後、手・まめ・館を中心に食の魅力を高め、多くの人が本村を繰り返し訪れる、いわゆるリピーターを増やす仕掛けづくり、わざわざ足を運んでもらえるような村づくりを進めてまいります。

そして、主に観光を目的とした、交流人口と呼ばれる人たちが、本村に深い愛着を持ち、村の人たちと様々な形で関わっていく中で、鮫川村を応援したい、村づくりに関わりたいといった、関係人口に発展していくことを期待するものであります。

また、村では、令和6年度から県内初となる保育園留学に取り組みたいと考えております。保育園留学は、主に首都圏に在住する比較的余裕のある子育て世帯をターゲットに、鮫川村にきた家族のお子さんを、村子どもセンターでお預かりし、その間に、親はリモートなどで仕事などができる仕組みでございます。これまで村を訪れた方から、子供を預けるところがあれば長期間の滞在が可能となる。都会に住む子供に、村で多様な経験をさせたいなどの声が寄せられておりました。

村では、長期滞在による経済効果や村民との交流、農業体験、自然観察などを起因とする関係人口創出のほか、村子どもセンターにおける子供同士の交流による子供の成長にも期待しているところであります。

このほかにも、引き続き、地域活性化企業人や地域おこし協力隊を活用するほか、新たに国の制度である地域力創造アドバイザーの設置などにより、これまで以上に村の資源に磨きをかけ、村に共感する多様な人材に関わってもらいながら、魅力ある村づくりに取り組んで

まいります。

以上、3番、青戸義之議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 3番、青戸義之君。

○3番（青戸義之君） 大変細かくありがとうございました。

続きまして、2つ目の質問に移りたいと思います。

2つ目の質問も、1番につながっていくような質問かと思うんですけども、村民保養施設さざり荘についてです。

さざり荘の利用者は、村内はもとより多方面からの来訪者が多々あります。利用者からは、「宿泊施設はできないのか」「売店があり、村のお土産等を購入できればよいのでは」などの意見があります。

また、さざり荘内施設設備及び周辺の環境整備については、「施設入り口の案内看板が見えにくく、字が消えかかっている」「施設の前にPRのために“歓迎 湯の田温泉さざり荘”の看板を設置してはどうか」など、また、「季節に応じて散策できる遊歩道を設置してはどうか」などの取組により経済効果が期待できるのではないのでしょうか。答弁を求めます。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 3番、青戸義之議員の、保養施設さざり荘についての質問にお答え申し上げます。

現在運営しております保養施設さざり荘は、平成23年4月29日にオープンし、12年が経過しようとしております。

この施設は、オープン当初より社会福祉協議会へ指定管理をお願いしている施設であり、利用者は、村内はもとより村外の方にも数多く利用されていることは承知しております。

しかし、ここ数年は、新型コロナウイルス感染症の影響で利用者数も減少しておりましたが、5類への移行後は、コロナ以前の利用状況まで回復しているところであります。

まず、ご質問の1点目、宿泊施設ができないのかにつきましては、改築当時の話になりますが、隣接地に民間の宿泊施設があることから、原則、日帰り入浴施設として改築をしたという経過があること、現在も隣接地に公設民営の宿泊施設が営業していることや、仮に宿泊施設を増設したとしても、人件費や管理費等の経費がかさみ、経営が困難になることが予想されることから、宿泊施設を増築することは、現在は考えておりません。

次に、2点目の売店があり、村のお土産品等を購入できればよいのではないかのご意見が

あるとのことですが、お土産等の販売が可能であるかも含めて、運営主体でもある社会福祉協議会と協議してまいりたいと考えております。

次に、3点目と4点目であります。施設入り口の案内看板が見えにくい、字が消えかかっていること、PRのための看板設置であります。現在設置されている施設入り口の案内看板は、改築当時に設置したもので、設置後十数年が経過しております。看板の劣化についても認識しており、新しい看板設置の指示を考えていたところでありましたので、社会福祉協議会と検討を進めてまいりたいと思います。

次に、5点目の季節に応じて散策できる遊歩道を設置してはどうかにつきましては、新年度、農林商工課で、さざり荘周辺の環境整備を検討することとしております。

青戸議員からの貴重なご意見などを参考に、今後も、憩いの場として親しまれるよう周辺の環境整備はもとより、さらなる利便性の向上を図るよう努めてまいります。

以上で、3番、青戸義之議員の2つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（前田武久君） 3番、青戸義之君。

○3番（青戸義之君） どうもありがとうございました。

さざり荘については、これから鮫川村発展には大変必要な施設だと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

3つ目の質問に入らせていただきます。

人口減少と今後の農業経営について。

今後、人口減少等により、農業を継続していくのが困難であると危惧されております。田畑が荒れ、環境、里山景観の維持など、多くの課題が生じてきます。

本村においては、多くの家庭が農業を営んでおります。農業を継続していく農家に対し、何らかの支援策が必要ではないでしょうか。

今後の施策について伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 3番、青戸義之議員の3つ目、人口減少と今後の農業経営についての質問に対してお答えいたします。

人口減少については全国的な課題となっており、生産活動の中核的担い手となる生産年齢人口の減少により、労働力不足、国内需要の減少による経済規模の縮小など、様々な社会的・経済的課題の深刻化が懸念されております。

先頃、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所が公表した地域別推計人口で、2050年の15歳から64歳の生産年齢人口を2020年と比べたところ、本村の場合は、2020年の1,512人に対し、2050年には471人となり、30年間で7割近く減少すると推計されております。これは、農業担い手を含めた働き手が不足することを意味し、農地の維持が困難を極めることが予想されるということです。

国においては、令和5年4月に、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律を施行し、これまでの人・農地プランが、地域農業経営基盤強化促進計画、通称、地域計画として法定化されました。この地域計画は、これまでの人・農地プランに10年後に目指す地域の農地利用を示した、目標地図の作成が加わった内容となっております。

目標地図とは、地域の農地を誰が利用し守っていくのかを、集落、地域で話し合い、1筆ごとに将来の農地利用の姿を明らかにするものであります。目標地図ができれば、将来にわたって守るべき農地が明らかになってきますので、その後の支援策について、改めて検討してまいりたいと考えております。

また、先ほど、緑川茂議員の質問にもお答えしたとおり、多様な農業担い手の確保、育成、定着に必要な支援策を講じるため、新たに、未来へつなぐ多様な農業担い手応援事業を創設し、令和6年度から新規就農者やシニア世代の就農者等への支援を始めたいと考えております。

さらに、中山間地域等直接支払制度を引き続き推進し、農家の皆さんの力を借りながら、農地の維持管理、里山景観の保全に努めてまいります。この制度は、国が2分の1、県・村がそれぞれ4分の1、事業費を負担しております。村としましても、重要な事業であると考えており、引き続き、予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

里山は、農業を中心とした人の営みによって成り立ち、人の手が加わることで、美しい景観や生態系が守られてきました。今後、人口減少が加速するとされている中で、農地をどのように整理、維持していくかが課題であり、これからの村づくりに大きく影響してくるものと認識しております。今後の対策について、さらに検討を重ねてまいりますので、議員各位のお力添えをお願いいたします。

以上、3番、青戸義之議員の3つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 3番、青戸義之君。

○3番（青戸義之君） ありがとうございます。

つい先日、私の部落でも、中山間に登録している人らがみんな集まって、今後どうするか

なんてことで話はしたんですけれども、今、入って登録している人たちが、できるだけ続けてやっていくということで頑張っていこうなんてことで話し合って、今後とも、また続けていくということを、皆さんで約束しました。できるだけ、私たちも協力していきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、4番の質問に移り、質問させていただきます。

デジタル田園都市国家構想総合戦略についてです。

デジタル田園都市国家構想総合戦略の進捗状況と今後の進め方、また、この事業をどのように展開するのか、できれば具体的に例を挙げて答弁を求めます。よろしくお願いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 3番、青戸義之議員のご質問の4点目、鮫川村デジタル田園都市構想総合戦略についてお答えいたします。

国は、令和4年12月に、デジタルの力を活用し、全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会を実現するため、デジタル田園都市国家構想総合戦略を策定し、1つ目は地方に仕事をつくる、2つ目は人の流れをつくる、3つ目は結婚、出産、子育ての希望をかなえる、4つ目は魅力的な地域をつくる、4つの取組を掲げました。

村では、国並びに県の総合戦略を勘案し、令和5年度から、鮫川村デジタル田園都市構想総合戦略の策定に着手しているところです。これまでに職員による策定委員会を8回開催し、移住定住、地域コミュニティの維持、教育、産業、地域活性化、自立、保健福祉の7つのテーマを抽出し、課長等の審査会を経て、将来像の素案をまとめたところであります。この素案を基に、12月から住民とのワークショップを全4回開催し、参加者からの様々なご意見を踏まえ、課題を整理しているところであります。

これらを踏まえて、令和6年度は素案のさらなる検討、修正を図りながら、総合戦略における基本構想を定め、パブリックコメントを実施します。その後、附属機関である有識者会議に諮った後に、議会定例会へ上程してまいりたいと思います。

なお、今後の事業展開につきましては、村の上位計画となる総合戦略が決定してからになりますが、村の魅力である自然の豊かさ、美しい里山の景観などを生かし、交流人口、関係人口の創出を図り、子供から高齢者まで安心して暮らせる環境を整えるなど、総合戦略に描かれる、地域が目指すべき理想像の実現に向けた事業を構築していくことになります。

以上、3番、青戸義之議員の4つ目の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 3番、青戸義之君。

○3番（青戸義之君） 大変どうもありがとうございました。

以上で、質問を終わらせていただきます。

◇ 森 田 重 男 君

○議長（前田武久君） 5番、森田重男君。

〔5番 森田重男君 登壇〕

○5番（森田重男君） 5番、森田重男でございます。

今般の定例会にて、通告書に基づいて、私の一般質問をさせていただきます。

施設の維持管理費の一部助成について。

青生野地区には、国道349号線、289号線が接続し、重要路線道路がある。また、その道路は奥久慈街道サイクリングルートにも指定されている。

大犬平地区沿いにある国道は、年々交通量が増加傾向にあり、村民の方や来村する観光客等のためのトイレ設置を以前、地区民が村へ陳情をしたところ、村でも必要とのことで助成をいただいた経緯がある。

トイレは、くみ取り式のため、利用者の増加により維持管理費の負担が容易でないと思われる。公共性の高い施設でもあり、管理者への一部支援策を講じるべきと思うが、いかがか。村長、お願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 5番、森田重男議員の、施設の維持管理費の一部助成についてのご質問にお答え申し上げます。

ご質問の青生野地区の大犬平地区にあるトイレは、地元の住民や観光客、通行人の利便性の向上を目的として、令和2年7月に青生野区から村に対し、建築に関する陳情があったものであります。

その後、令和3年12月に青生野区を事業主体とする、青生野区屋外トイレ設置事業の補助金の交付申請があり、村として150万円の補助金を交付した施設であります。

この交付申請を受けた際には、施設設置後の維持管理について、村に頼らず最後まで責任を持つことを確認しております。

こういった経緯も踏まえ、管理費用につきましては、まず、地元において十分に検討いただきたいと考えております。

以上、5番、森田重男議員の質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 5番、森田重男君。

○5番（森田重男君） 管理者の話によりますと、以前、サイクリングロード大会があり、トイレを借用してほしいとのことがありました。

ところが、利用者が多く、水洗ではないために満杯になっており、使用ができなくなっていましたので、埴町でくみ取りをしてくださいましたとのことあり。トイレは観光者の来村のためにも必要不可欠であると思います。

土地管理者によりますと、村に無償提供してもよいとの話がありましたので、村長の所見を伺いたい。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 私も現状は見ております。そして、あそこにあれだけの道路ができて観光客、もちろんあそこを通っていわきまで行く方がかなり多くなっております。

また、あそこをくみ取り、維持清掃をしている方も、大分高齢化になっていると思います。それらも含めて、今後、私個人としては検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 5番、森田重男君。

○5番（森田重男君） やはり、観光客、鹿角平の観光開発にも、またあと関連してなんですけれども、鹿角平のトイレもかなり使いづらいというか、あまり衛生状態もよくない状態になっておりますので、できればその辺も検討していただきたいと思っています。

以上で、私の質問を終わります。

◇ 窪 木 浩 一 君

○議長（前田武久君） 1番、窪木浩一君。

〔1番 窪木浩一君 登壇〕

○1番（窪木浩一君） 1番、窪木です。

先ほどの青戸議員と一部内容がちょっとかぶりますが、あえて内容をそのまま質問させていただきます。

関係人口の創出のための施設強化、再建の今後のビジョンについて伺います。

さきの12月定例議会の一般質問において、関係人口の創出を行う。まず、さざり荘の景観整備を行うと、村長から答弁をいただきました。

景観整備とは、具体的にどのような整備をしていく予定なのか、内容を伺います。

また、旧交流施設、ほっとはうす施設の今後の利活用をどのようにお考えか、併せて伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 1番、窪木浩一議員の、関係人口の創出のための施設強化、再建の今後のビジョンについての質問に対し、お答えいたします。

初めに、さざり荘周辺の景観整備については、12月議会定例会において窪木議員の再質問に対し、関係人口の創出についてお答えした中で申し上げたものであります。

今回ご質問いただきました具体的な整備についてですが、さざり荘の裏山は、毎年、森林環境交付金事業を活用し、雑草木の刈払いを実施しておりますが、そこに、モミジなどを植栽し、人が訪れるきっかけにしたいと考えております。

令和6年度は、専門家の知見をお借りしながら、植栽計画や遊歩道の整備計画などの全体構想をまとめていきたいと考えております。

まずは、鮫川村に足を運んでもらうことが重要であります。さざり荘周辺を紅葉の名所にするすることで、村を訪れる交流人口が増加し、ひいては村内の商店、手・まめ・館やさざり荘などの各施設の集客や売上アップにつなげたいと考えております。そして、交流人口から関係人口に発展することを期待するものであります。

次に、旧交流施設の今後の利活用についてのご質問にお答えいたします。

旧交流施設については、12月議会定例会において、遠藤貴人議員の一般質問にお答えしたとおりであり、当面は閉鎖することを考えております。施設、設備が老朽化し、ボイラーや浄化槽の破損や不具合が生じており、これらを正常に機能させるためには、設備の入替えや修繕が必要になり、多額の費用が発生します。

また、当該施設の建設には国の補助を受けており、令和10年度末までは解体も難しいと考えます。

当面は閉鎖するとはいえ、草刈りなど施設周辺の管理は必要となりますので、地元葉貫集落の皆様と相談しながら進めてまいりたいと考えているところです。

以上、窪木浩一議員のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 1 番、窪木浩一君。

○1 番（窪木浩一君） ありがとうございます。

ほっとはうすは、あれほどの施設なので、非常にもったいないという気持ちはやっぱりあるのですが、費用の面を考えると、仕方がないのかなという気持ちもあります。

先ほど、青戸議員のお話のときにも村長が答弁されたように、私も鮫川村の関係人口を増やすためには、さぎり荘、鹿角平、手・まめ・館、強滝、江竜田の滝など、様々な観光資源が重要になってくると考えます。ただ、現状を見ますと、まだまだ点と点で、それを線で結ぶ必要があるように思われます。

観光には、ストーリーを意識した結びつきが大切とよく言われますが、例えば、桜のシーズンや紅葉シーズンに、鮫川村に訪れ、宿泊して温泉に入り、おいしい地元食材の料理を食べる。おいしかったら帰りに、手・まめ・館で地元の野菜を買って帰ろう。そういうシンプルな例えではありますが、鮫川に来た人が、ただ通過するだけ、用事を済ませれば帰るではなく、長く滞在できる仕掛けづくりや施設づくりが、今後、さらに必要になってくると思われますが、いかがお考えでしょうか。よろしくお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 窪木浩一議員の、全くそのとおりでありまして、私も村の関係人口をつくるのに一番のところは、やっぱりさぎり荘であると思っております。さぎり荘の温泉は、昔は、上野の駅に湯の田温泉という看板がありました。それだけ有名な温泉であります。いまだ、湯の田温泉もかなりのお客様が来て、ご評判はすこぶるいい状態であります。それに加えて、あの湯の田温泉の周辺のもみじは、私は、日本一きれいな美しいもみじだと思っております。そこに、新たにもみじを、そしてショウブなどを植栽することによって、すばらしい観光地ができるものと考えております。

そして、なぜ、さぎり荘がという問いもありますが、今までは、強滝、鹿角平、江竜田の滝、そこまでは、人は結構来ていただけます。ただ、そこから帰ってしまう、それでは村の中心地の活性化にもならないし、商売の関連もできない。そういう思いで、さぎり荘の改善、改修、景観整備は、本当に大事なところであります。

そしてまた、昨今、ある世界的な有名な仲田農園かな、植栽とかいろいろやっている方が、私のところに訪れまして、強滝の景観について、外人さんが何人か来て、この強滝の景勝はすばらしいねというお話をいただきましたというお話もいただきました。

そして、あそこの上から下までつながる景観整備、それをやることによって、また、あそここの集客を図れることと思います。あそこに集客を図って、そしてその仕掛けづくり、湯の田温泉の景勝地をつくる。それによって、点と点、そして今言った点と点を結んで線にしていく。それが、将来的な村の構造づくりであり、関係人口創出のためにも、大変重要な景勝施設と考えております。

以上です。

続き、不足点は、副村長から答弁させます。

○議長（前田武久君） 副村長、鈴木大介君に答弁を求めます。

○副村長（鈴木大介君） 私のほうから、点と点を結ぶということにつきまして、来年の事業についてご説明申し上げたいと思います。

村では、ガストロノミーということで、おいしいものを食べ歩きしながら村を回る事業を、県の補助事業を受けまして、来年度考えてございます。

村長からも答弁ありましたとおり、村にはおいしいもの、美しい景観というのがございますので、こちらを多くの方に楽しんでいただきながら、村を楽しんでいただくということを考えてございます。

また、窪木議員から長期滞在というお話がございましたが、先ほど、議員の質問に対して村長からお答えいたしましたとおり、保育園留学という制度を活用いたしまして、長期滞在する方を増やしていきたいなというふうに思っています。

具体的には、1週間から2週間村内に滞在しながら、村内でお仕事をしたり、また、農作業を体験したりしながら、子供を保育園に預かるという事業でございます。

また、村の子供たちに取りましても、ほかの子供と接することによりまして、多様性が育つということでございますので、観光という視点を起点にしながらも、交流人口、関係人口の創出を含め、村への経済効果の向上についても考えてまいりたいと思います。

私のほうからは、補足は以上でございます。

○議長（前田武久君） 1番、窪木浩一君。

○1番（窪木浩一君） ありがとうございます。すばらしい企画だと思います。

さきに、東京鮫川会を訪れた際にも、村長が、鮫川村に遊びに行きたいが宿泊施設はあるのかという問いに、ほっとはうすが営業していた際は、気軽に宿泊できてよかったという意見もあったり、その際に宿泊場所として、地元の旅館さんや農家民宿さんを挙げられておりましたが、宿泊の実情としては、地元旅館さんに頼るところが大きく、個々に頑張っておら

れる農家民宿さんがあるのは存じていますが、知らない方も多く、村としてもPRやサポート、観光、宿泊案内等の充実など、もっと後押しすべきではないかと考えますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 今のお話も、東京鮫川会でお伺いして、農家民宿こういう利用法もある、そして農家民宿のお母さん方は本当に地のものを使って、地の食材を作ってくれるんですよ。その思いが、来た方に本当に伝わるものと思っておりますので、農家民宿のPRは、ぜひとも検討していきます。

以上です。

○議長（前田武久君） 1 番、窪木浩一君。

○1 番（窪木浩一君） ありがとうございます。頑張っている農家民宿さんがいらっしゃるの
で、ぜひ応援していただければと思います。

それらを踏まえて提案型の質問をさせていただきます。

子供を持つ親世代から、鮫川村にも広い平面の公園が欲しい。館山とかもすばらしい景色なんですけれども、どうしてもやっぱり立体的で、お年寄りとかがなかなか登るのが難しいということもあり、広い平面の公園が欲しい。また、雨の日でも子供を連れて遊ばせることができるような屋内施設が欲しいとの要望があります。

現在、手・まめ・館敷地内にある小さな公園でも、お弁当を持ってきて楽しむ家族や、村民の交流の場となっており、もっと使いやすく駐車場なども整備した公園があれば、イベントや販売会等などにも活用できて、関係人口の増加、村民の交流の場などにもつながると、私は考えます。

また、さぎり荘などの施設などを例に挙げても、食堂等の飲食を充実させてほしいとか、宿泊できるようにしてほしいとか、そういった意見をよく耳にします。ほかにも、子供がのびのび遊べる遊具施設を整備したり、会員制のジムなどを併設することで仕事帰りにトレーニングや健康増進などにも活用でき、汗をかいた後にお風呂に入れる施設としての利用もできるのではないのでしょうか。

簡単にいろいろ挙げましたが、どれだけ費用がかかるんだということも予想した上で、夢物語のような提案をさせていただきましたが、施設をより強化して様々な客層が利用しやすいバージョンアップが、今後必要になってくると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 昨年12月から、幼保小中連携協議会、将来の小中一貫義務教育学校の策定についてお話がありました。その中で、周辺の地域中心地活性化事業として、私は公園なども含めて検討していきたいと思います。

まずは、中心地の活性化策は、今年度から森林再生事業によりまして、周辺の山林が間伐されます。そこを含めて、村を核として公園づくり、学校づくり、今言った高齢者から若者まで、本当に、来ていて、鮫川に住んでいてよかったなと思えるような設備、そしてゲートボール、グランドゴルフなどをやる高齢者に対しても、それらを含めて検討していきたいと思っています。

今度も村のほうで、1,100万円をかけて、旧診療所を取り壊しました。現場を通るたびに、ここ何かうまい方法、利用はないかなと思って、今も通っているところでありまして、後からも含めて、今後、検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（前田武久君） 1 番、窪木浩一君。

○1 番（窪木浩一君） ありがとうございます。

大分飛躍した話になってしまいましたが、人口減少等で現状を維持するのも大変困難ではありますが、暗い話題が多い中、若手議員として、村民が未来に期待を持てるわくわくするような攻めの村づくりをご提案できればと思い、質問させていただきました。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

◎会議時間の延長

○議長（前田武久君） ここで、会議時間の延長についてお諮りをいたします。

会議規則第9条に規定されております会議時間は午後5時までとなっておりますが、本日の議事日程について時間内での終了が見込めないため、会議時間の延長についてお諮りをいたします。

本日の議事日程が終了するまで、会議時間を延長することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

よって、本日の議事日程が全部終了するまで、会議時間を延長することに決定いたしました。

◇ 本 郷 弘 義 君

○議長（前田武久君） 2 番、本郷弘義君。

〔2 番 本郷弘義君 登壇〕

○2 番（本郷弘義君） 2 番、本郷弘義。

質問の前に、去る 1 月 1 日家族団らんを襲った能登半島地震により亡くなられた方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました全ての皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

1 つ目であります。

災害に対する食糧や生活必需品の備蓄保管についてであります。本村における想定される災害発生時の被災者のための食糧、生活必需品の備蓄の確保、保管、管理についての現状をお聞かせ願いたいと思います。例えば、飲料水、食糧品については、温度の管理や消費期限の管理、そして発電機等の機械については、燃料の保管、定期的な始動、点検、整備の管理等についてであります。また、想定被災人数に対しての備蓄数量や備蓄環境、備蓄拠点は適正であるか伺います。よろしくお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 2 番、本郷弘義議員の 1 つ目、災害に対する食糧や生活必需品の備蓄保管についての質問にお答え申し上げます。

まず最初に、おただしの食糧、生活必需品の備蓄、保管、管理の現状についてお答え申し上げます。

本村の備蓄品につきましては、先ほど、緑川議員の一般質問でもお答え申し上げたとおりであります。

不足している品目につきましては順次、適正な数量の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、保管、管理の現状につきましては、毎年点検を実施しているところであります。

次に、備蓄拠点は適正であるかとおただしについてお答え申し上げます。

現在の備蓄場所は、旧修明高校鮫川校の敷地の資機材保管庫、トレーニングセンター及び役場庁舎であります。これらの備蓄場所につきましては適正であると考えておりますが、現在の資機材保管庫につきましては、今後の土地の有効活用を考えると移転を検討する必要が

出てくることも考えられます。

以上、2番、本郷弘義議員の1つ目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 2番、本郷弘義君。

○2番（本郷弘義君） 丁寧なご答弁、ありがとうございました。今回の能登半島地震におきまして、避難されている方々の意見として何が一番必要かとの報道がありました。やはり、水、これは飲料水のことです。それから、トイレですね。これは高齢者対応の洋式トイレ、それから電気、今スマホを使いますからそういうふうなものの高機能の電源、そういうことがありました。近年の災害を教訓としまして、備蓄品も時代に即応した対策が必要と思われるので、備蓄される生活必需品の内容も時々対応していただければいいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 災害時の対応として一番大事なのは常日頃からの備蓄品の点検、そして訓練を繰り返すことによって有事の際の行動力とか判断力につながるものと考えております。今言われましたことに対しても、今後しっかりと精査して検討してまいります。

以上です。

○議長（前田武久君） 2番、本郷弘義君。

○2番（本郷弘義君） 我が村は分水嶺にありまして、他町村に比べて比較的自然災害は少ないとは思いますが、過去に大規模な林野火災、それから一晩で70センチを超えるような大雪もありましたので、油断することなく対応をお願いしまして、次の質問に移ります。

2つ目ですが、原材料支給事業についてであります。

村では、原材料支給事業の中で道路等整備事業として生コンクリート購入費を1行政区30立方メートル以内と定めて実施しておりますが、この事業は単年度事業となっており、要望しない行政区分、割当て、これをほかの必要としている行政区へ予算を移行できるような柔軟な対応はできないのでしょうか。

支給対象の組合や団体には土木の知識や技術、技能を持った者、建設機械を所有しているところもあります。こういった団体が事業を行うことで結果的に集落が整備され住みやすくなり、村当局の負担も軽減できるものと考えます。

また、増量の支給については上限を設け、多少の補助をするなどしていただければ地域の活性化にもつながるのかなと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 2 番、本郷弘義議員のご質問、原材料支給事業についてにお答え申し上げます。

原材料支給事業は平成21年7月に開催した村懇談会の中で、生活道路や水路の整備に使用する原材料の支給を求める意見が出されたことを受けて、地域環境の整備とコミュニティーの活性化、連帯感の醸成、活力ある地域を実現することを目的に、平成21年9月から事業を開始しております。

原材料支給する生コンクリートは、1行政区当たり20立方メートルを上限としておりましたが、区切りのよい施工延長を求める各行政区からの声に応えるため、平成24年度より1行政区当たり30立方メートル以内へ変更しております。

また、砂利道への碎石支給の要望が多く寄せられていることを受け、生コンクリートの基礎碎石として利用しないこと並びに村に在庫があることを条件に令和2年9月より砂利道等への碎石支給を実施しております。

議員おただしの要望しない行政区分を他の必要としている行政区へ予算の移行につきまして、これまで他の行政区の移行事務は行ってまいりませんでした。村は生コンクリート30立方メートルを7行政区へ支給するための予算を措置し、6月末日を各行政区の申請期日として受付しております。1行政区当たり30立方メートル以内と要綱に定めていることから予算は各行政区へ割り当てた既存の権利として捉え、6月末日の期日を過ぎた以降の要求に応えられるよう予算を確保してまいりました。

ただ、直近3か年間の生コンクリート支給の申請状況は令和3年度が3行政区、令和4年度が4行政区、今年度が4行政区であり、申請は期日内であり、申請のない行政区から期日以降の問合せ等もございませんでした。

現状といたしましては、申請が恒常的または適宜の申請であるなどと行政区ごとに要望に差があることから、今後は事業の促進を図り、追加を求める行政区の要望に応える上での予算の移行について検討してまいりたいと考えております。

また、生コンクリートの増量のおただしにつきましては、生コンクリートは今般の物価高騰の影響を受けており、令和3年度と令和5年度の見積単価の比較にて2割程度増額していることから、さきに申しました希望する行政区の予算の移行を検討するものとし、増量については見合わせたいと考えております。

以上で、本郷弘義議員の2点目のご質問に対するお答えとさせていただきます。

○議長（前田武久君） 2番、本郷弘義君。

○2番（本郷弘義君） ありがとうございます。ぜひ、やる気のあるところに移行、これ、ご期待いたしますのでよろしくお願いします。

全ての村民は地域の活性化、環境美化、水質保全のため工夫をしながら一生懸命頑張っておりますので、ご支援お願いし、質問を終わります。本当にありがとうございました。

◇ 遠 藤 貴 人 君

○議長（前田武久君） 7番、遠藤貴人君。

〔7番 遠藤貴人君 登壇〕

○7番（遠藤貴人君） 私もしばらく議員生活をさせていただいておりますが、この時間に一般質問するのは初めてでございます。どちら様も大変お疲れの色が見えますし、私自身も若干尿意を催しておりますが、通告に基づきまして質問をさせていただきます。

私が知る限り、恐らく全議員が一般質問をしたというのは今議会が初めてではなかろうかなというふうに感じています。決して一般質問しなかった議員がいたということを申しているわけではありませんので、その質問を一点に受ける村長は非常に大変かと思われませんが、議員が議会に取り組む前向きな姿勢だというふうに捉えていただきまして、お付き合いをよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。

公職選挙法についてです。

公職選挙法は地方自治体の首長や議員を選ぶための公職選挙についての法律であり、選挙の制度自体と立候補や選挙運動に関して定めています。

条文の全てを理解することは簡単ではありませんが、とはいえ選挙に立候補するには理解すべきものでもあると考えています。この公職選挙法について、これまでどのように向き合い、取り組まれてきたかをお尋ねします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 公職選挙法のお尋ねであります。議員も村長も選挙管理委員会から説明を受けて選挙に出馬し、その説明の中でルールに乗って選挙をしているものと思っております。今現在、議員の皆様も私もここにいるということは、公職選挙法にのっとって正しく公正に選挙した結果であると認識しております。

以上で、遠藤議員の質問に答えさせていただきます。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤貴人君。

○7番（遠藤貴人君） 私ここに、村長おっしゃったように、我々選挙を通して選ばれていますので、ちょっと選挙の手引というものを選挙出馬するに当たって皆さん同じものが配られているかと思うんですけども、こちらの鮫川村選挙管理委員会名で出されています。こちら見ますと、選挙における候補者及びその運動員の選挙運動の手引として編集したものというふうに書いてあります。非常に多岐にわたるので主立ったところがここに抜粋されているのかなというふうに感じています。

こちらめくっていきますと、個人演説会というような大きな見出しがありまして、個人演説会の記載がこの中に書いてあります。一部読み上げますが、演説会は個人演説会を除いてはいかなる名義をもってするを問わず、開催することはできません。それから、演説会を開催しようとする場合には、委員会が交付する個人演説会等開催申出書により開催予定の前々日までに委員会に申し出なければなりませんといった記載がございます。

こういった中で、8月22日、公民館を使用して総決起大会なるものが開催されていたかと思います。公営施設使用の個人演説会開催の申出が受付されるのは告示日からであり、公営施設使用の個人演説会は告示の2日後からしか開催を開始できません。この総決起大会は選挙管理委員会に届出を済ませたものかどうかをお伺いいたします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 私個人、個人演説会とは認識しておりません。村民との意見交換、そういう中で開催しておりますので、村民の皆様、私を応援してくれる方のご意見を頂戴して今後の村政運営に生かしたいという思いで開催したものであります。

○議長（前田武久君） 遠藤貴人君。

○7番（遠藤貴人君） 今おっしゃられたこと、選挙期間中じゃなければ全く問題はないというふうに私思うんですけども、この選挙の手引、もう一度読ませていただきます。演説会は個人演説会を除いてはいかなる名義をもってするを問わず、開催することはできませんというふうにここに書いてあるんですけども、こちらの認識はいかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） あくまでも勉強会ですので、これはどういうものなんですかね。自分がやっぱり、村長に立候補して、こういう村づくりをやりますと、そしてそれに対しての意見交換会でありますので、前向きな村づくりについての私はお話合いであったと思っております。

ますので、何にも法に触れることはないのではないかなと思っております。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤貴人君。

○7番（遠藤貴人君） ちょっとご理解いただけていないようですけれども、もう一度いいですか。演説会は個人演説会を除いては、これいかなる名義をもってするを問わずというふうに書いてあるんです。ということは、個人演説会以外はやってはいけませんよということだと思ふんです。

〔「 にしろ、その他 」と言う人あり〕

○7番（遠藤貴人君） 分かりました。じゃお話問答の繰り返しになりますので、質問を変えます。じゃ、この総決起大会というものは選挙管理委員会に届出を済ませたものでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 私が支援している方々が主催しておりますので、中身については承知しておりません。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤貴人君。

○7番（遠藤貴人君） 私、選管に伺いました。届出はされていないということでもあります。いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 私個人としては、私を応援してくれる方々がきちんと対応しているものだと思ってそこに出席しております。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤貴人君。

○7番（遠藤貴人君） その選挙は誰の選挙だったんでしょうか。

〔「もう一回お願いします」と言う人あり〕

○7番（遠藤貴人君） その支援者の方が協力していただいている選挙は誰の選挙だったんでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） もちろん私だと思います。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 責任は誰にありますか。

○議長（前田武久君） 宗田君。

○村長（宗田雅之君） 責任は誰にあるか、ないかの問題ではなくて、私はこういう思いで村をよくしたいという思いで出ている問題でありますので、どこに責任があるかというような

話はないと思います。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 村をよくしたいという思いはもちろん結構ですけども、やはり先ほど申したように、選挙とか全ての事柄にはこのルールというものが付きまといまして、そういった中で行われるべきだというふうに思っています。世の中見渡していますと、結局最終的に責任を取っているのというのは、その選挙に出られた方、候補者本人が責任を取られているというふうに新聞、その他を見ても感じるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 責任、責任というけれども、どういうことで私は責任なんだかちょっと不確かであります。

ただ、私にも反問権がございます。そこで選挙法、ここに質問を受けるならば、遠藤議員にお聞きしたいことがあります。これは議長選におきまして各ところどころに行って、金銭問題を問いただして私を風潮した、そういう経過もございます。これは私が元の議員から私のところに手が挙がり、私が議長選である議員のところに挨拶行きました。そして帰った後、封筒の中にお金が入っておりました。そういうお話を各あるところにお話ししました。その中でその旧議員さんが私に電話をよこしていただきまして、こういうお話があります、そういうものでありましたから、私も遠藤議員ご承知のとおり、遠藤議員と1時間近く日曜日お話ししたと思います。こういうことを遠藤議員はお話ししたのか、そういうことで最終的に遠藤議員の答えは言っていないと、言っていないという答弁でありました。本当に公職選挙法どうのこうって問いただすんだらば、本当に自分の出たこと検討していただきたいと思っています。

以上です。

○議長（前田武久君） ちょっと7番、遠藤君、法的な問題でない、これは。

○7番（遠藤貴人君） はい。

○議長（前田武久君） 法律的な問題ね。

○7番（遠藤貴人君） はい。

○議長（前田武久君） これはそれを発言するということは証明できる根拠があって、反問権、今、私許しましたけれども、反問権というのは何回もやる必要ないと思うんですけども、法的に触れるものは国が裁くものだ、これ、はっきりした選挙法というのは。それから、鯉川村に選挙管理委員会というのがあるわね。選挙管理委員会が指摘したとか何かという問題

ならば、これは一般質問等でもこれは当然、特に調査委員会とか特別委員会とかって段階的に踏んでいくけれども、そういうことに達するような状態の確信の持てる一般質問なら私は認めますけれども、今、私、議長として聞いている場合には、お互いに水かけ論のような質問になっていると思うんだよね。これはちょっとあの慎んでほしい。

7番。

○7番（遠藤貴人君） 議長のおっしゃっていることがちょっとよく分かりません。私はお聞きになれば分かっていたかと思うんですが、事実に基づいて一般質問今しています。

○議長（前田武久君） それは、その状況分かるけれども、選挙法に触れるような問題でしょう。遠藤君が、7番議員が質問していること。

○7番（遠藤貴人君） 選挙に関わることはこの場では質問してはいけないということですか。

○議長（前田武久君） いや、それはいいんです。いいけれども、選挙法に触れるような問題を質問しているわけだね。だから、それは確かな確証もあって、本当に選管でもって通告している相手方にそのような申出があったというような事実があるならばいいけれども、遠藤君個人の考えとしての意見が強いというふうに私は思うんですよね。だから、今反問権で言われたようなことも、これは実際に特別委員会とか何かでもって問い詰めていって、そしてそれが本当にそのような事実があったのかどうかということになった上での問題化したものならばこれは一般通告でもいいけれども、法に触れるような問題、それが確信に触れないような事前でもって発言するということは、誠に一般質問ではふさわしくないというふうに私は思います。

7番。

○7番（遠藤貴人君） おっしゃっている意味が分かりません。

○議長（前田武久君） だから、本当に法に触れるようなことを遠藤議員は今ずっと言っているでしょう。

○7番（遠藤貴人君） だから、事実を事実として言っているんです。

○議長（前田武久君） 本当に事実なんですか、これは。

○7番（遠藤貴人君） 事実じゃなかったらこの場で言いませんよ。

○議長（前田武久君） じゃ、続けてください。

○7番（遠藤貴人君） その前に、今、村長のほうから反問ということで襟を正せというようなお話ありましたけれども、法には触れていけませんので全く問題ないという意識であります。だから、議長に水かけ論だというふうにもうおっしゃられますので、届出を選管にしたのか

しないのかということだけ、そこだけ、その１点だけをお伺いさせていただきます。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 何回も繰り返すようで申し訳ございませんが、私を応援してくれる方々がやったものと私は認識しておりまして、そこに指摘しております。

以上です。

○議長（前田武久君） ７番、遠藤君。

○７番（遠藤貴人君） じゃ、言わせていただきますけれども、届出していないものにも出席しちゃ駄目なんですよと私は感じております。

次の質問に入りますけれども、選挙も先ほど言いましたけれども、全ての事柄が決められたルールの中で行われています。選挙に限らず、鮫川村の村長となればあらゆる行政執行もルールの中で行われるべきです。一事が万事とならぬよう、全ての事象で法令の遵守を強く求めます。

それでは、２つ目の質問です。

公務と政務についてです。

公務とは国や公共団体の仕事で公務員の職務であり、公費での活動となります。市長村長としての仕事は公務のため公費を使い、役場の職員が行うことであります。

一方で政務とは政治に関わる仕事のことであり、その仕事のサポートを行うのは私的に雇った担当者であるべきで、役場の職員が行うことではないと考えますが、どのようにお考えかお尋ねします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君、答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 遠藤議員の２点目の質問にお答えします。

公務と政務の振り分けは重々知っているつもりであります。私はそれにのっとって行動をしているつもりでありますので、そのようなことはないものと認識しております。

以上です。

○議長（前田武久君） ７番、遠藤貴人君。

○７番（遠藤貴人君） 公務と政務、誰が見ても公務、誰が見ても政務といったはっきりしたものというのは非常に分かりやすいと思うんですけれども、やっぱりお互いが近くなってくると、やっぱり最終的には薄くなってグラデーションになり、線引きというのは正直難しいなというふうに私も感じております。その線引きが難しいということであれば、その場に居

合わせるメンバーですとか、それからその内容、そして時間帯などによっても、これ変化することであるというふうに考えております。ですから、このすごくグラデーションの部分については、やっぱり十分なマージンを取って、疑念を抱かれるようなことがないように行動を律していくべきだというふうに考えているんですが、いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 全くそのとおりだと思います。私は疑念を持たれるようなことはしておりません。

以上です。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 村長に一手を管理しているのは総務課であり、もちろんこれ最終的には本人の意向に基づいて参加の可否というものを決めていくんだろうというふうに考えますが、参加することで村の益、損益を増すもの、それから参加することでこれを害するものについて参加の可否をサポートしていくということも担当課として必要かというふうに思いますが、担当課から答弁をいただければ、ぜひお願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） じゃ、それでは、総務課長に答弁をお願いします。

○議長（前田武久君） 総務課長、渡邊君。

○総務課長（渡邊 敬君） 総務課、渡邊であります。

議員おっしゃるとおりだと感じております。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） ありがとうございます。ですので、今後そういった案件には十分に気をつけていただきながら公務をしていただければというふうに感じております。

それでは、次の質問です。

政治団体の届出について。

10月27日に発行された福島県報に「政治団体設立の届出があった件」として、宗田雅之君後援会の記事がありました。届出年月日は令和5年9月15日となっております。9月19日の定例議会で「設立の届出をいつ頃するか。」という質問に対し、「適正に処理したい。」という答弁にとどまりました。既に届出が済んでいたにもかかわらず、そのような答弁になった理由を尋ねますということで通告をさせていただきましたが、こちらの質問は先ほど、北條議員の政治団体届出の対処状況についてといったところの答弁で十分にお答えをいただ

きましたので、この質問を終わらせて、次の質問に移らせていただきます。

介護保険条例についてです。

65歳以上が支払う介護保険料は介護保険制度が始まった24年前の2000年度は全国平均で月2,900円程度でしたが、現在は月6,000円以上となり、認定者も当初の220万人から680万人となりました。金額が2倍以上、認定者は3倍以上に増加しています。

今回の定例議会に上程された介護保険条例の一部改正においても、保険料の大幅な増額が提案されています。物価高なども重なって高齢者の実質的な負担が増しているが、今回の増額についての所感をお尋ねします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君に答弁を求めます。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） 遠藤議員の介護保険について答弁いたします。

まず、今年度から介護認定者がかなり極端に増えてきました。また、2025年、団塊の世代の方々が後期高齢者になります。それを含めて、介護保険料の値上げは致し方ないという思いで今度値上げの上程をさせていただきました。

以上です。

すみません、抜けがありました。

それで、遠藤議員の介護保険料条例についての質問に再度お答え申し上げます。

国としても、第9期計画期間中は団塊の世代が後期高齢者となる令和7年度を迎え、さらに高齢者人口がピークとなる令和22年度には85歳以上人口と要介護認定者が増加する一方、生産年齢人口が急減すると見込まれております。

本村においても、人口減少、少子高齢化が進行しており、高齢者人口が総人口の約4割に達している一方で、令和5年には生産年齢人口が総人口の約半分となり、現役世代の減少が進んでおります。

このような状況下で、本村におきましても令和6年度からの3年間の介護保険料の改定を行うこととなりますが、介護保険制度は介護が必要となった高齢者を社会全体で支える仕組みであることもご理解いただきたいと思います。

まず、本村の介護保険事業の現状について申し上げますと、現在、介護保険特別会計につきましては厳しい運営をしております。

現に、令和5年度当初予算に基金繰入金として基金取崩し額を4,794万の予算計上し、運営しているところです。

本村の介護保険料算定に当たりましては、過去３年間の状況や今後３年間に推計をもとより、将来を見据えた推計を基に国のシステムにより保険料を試算し、内容を精査して保険料を抑えるため準備基金を投入することで、前期基準月額保険料は5,700円から1,400円アップの基準月額7,100円での保険料改定で条例改正案を本定例会に上程しているところです。

この1,400円の増額は、議員おただしのとおり高齢者の負担増になることは十分理解しておりますが、現状介護費用が増加している以上、介護サービスを十分に行うためには、この増額はやむを得ないものと考えております。

今後も、介護予防活動の支援や介護予防に関する知識の普及、啓発を行い、要支援・要介護状態にならないよう様々な予防事業に取り組み、介護費用抑制に努めてまいります。

以上で、７番、遠藤貴人議員の４つ目の質問に対する答弁とさせていただきます。

すみません、言い間違えました。

令和５年度当初予算に基金繰入金として基金取崩し額479万4,000円の予算計上で運営しているところです。１桁間違えました。すみませんでした。

○議長（前田武久君）　　７番、遠藤君。

○７番（遠藤貴人君）　再質問の冒頭ですけれども、まず初めに、これ国の制度設計に基づいて計算された金額であり、それぞれの基礎自治体の基金残高の大小はあれど、システムではじかれた金額は動くものではないという認識です。

今後、介護保険料は上がる一方であり、現状の制度では下がることはありません。志を持って村民の負担軽減と向き合うならば焼石に水かもしれませんが、鮫川村議会として地元戦士の国会議員を窓口とし、厚生労働省に赴いて村民の窮状を訴えるべきです。鮫川村議会全体としての行動をこの場から強く議長に求めます。

○議長（前田武久君）　議員相互の協議でもって検討します。

○７番（遠藤貴人君）　よろしくお願いします。

３年前の令和３年３月議会定例会において当時議員だった、宗田村長からこのような質疑がありました。長文ですが、大きくまとめますと２つのことについて質疑をされております。１つは、当初予算を編成するに当たって、一般会計の繰入金から12.5%の減額にもう既になっているのかというようなおただしでした。５％、10％という値ではないのかと、もう12.5%を限度額いっぱいになっているのかといった質疑が一つ。それともう一つ、いろいろ地方交付税とかそれ以外のお金の計算がされまして、これを繰り入れた場合、今１億4,000万、3,500万程度を残っているんだけど、これは財源で余裕を取った金額なのかという

ような2つのおたかしがありました。

この質疑に時の副村長がこのようにお答えになっております。当初予算において一般会計からこの12.5%分の財源をまず入れさせていただいている、最大限に入れているというお答え。それから2つ目、当初予算を編成するに当たり、この介護保険のみならずほかの一般事業も含め、その事業予算を編成するのに歳出と歳入のバランスが取れずに、結局財源不足というものが生じ、財政調整基金から1億9,000万円の繰入れをして当初予算を編成したと、剰余金があるといった認識はないというようなお答えでした。

この質疑の後に、質疑は、宗田村長からありませんでした。この後、審議に移りまして、介護保険条例の一部改正、それから令和3年度一般会計予算に、宗田村長は反対をしております。なぜ反対をしたんですか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 介護保険料って本当に理解するのは、議員のときなどは難しいなという私は思いでありました。そしてその中で、役場のほうの事務方の説明、村長、副村長の説明の中でこれときちんとした説明はなされておりました。それを受けて、そういう中で各町村が500円とか、300円とか、900円とか千何百とかという説明だから、そういう状況だから、村も900円上げるという答弁であったと思います。そういう中で私はきちんとした理解も得ない中で賛同はできない、そういう思いもありましたし、今、国保年金の方々がこれだけ苦しい思いをしている、そういう人に対してこれだけの金額を上げていいものなのか、それを含めて私は反対いたしました。

そしてまた、今、村長となって、担当課長には議員の皆さんがしっかりと理解できるように説明してくださいということで2回か3回、そういうパンフレットを持ってきて、きちんと介護保険について説明をさせていただきました。その中で、議員さんの皆さんの賛同を得ましてこの金額に算定したところであります。

以上です。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 今、大変失礼な発言があったと感じました。説明がなかったという今お話でしたけれども、私は3年前に同じ説明を聞いて理解しました。なぜ、担当の説明で理解ができなかったのであれば、さらに説明を求めなかったんですか。

○議長（前田武久君） 宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 何度も質問をしております。お話しもしております。その中で、遠

藤議員は優秀だから理解できたと思いますけれども、私らは介護のこと保険料についてはそんなに知識はありませんでしたので、そういう意味で言っているわけでありまして、説明は足りない、そういう思いで反対した経緯であります。

○議長（前田武久君） 7 番。

○7 番（遠藤貴人君） もう一度伺います。ですから、なぜ理解ができなかったんだったらさらに説明を求めなかったんですかということをお伺いしています。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） いや、この介護保険料という制度は本当に難しいなと私は感じております。ただ、何回聞いても私の能力の範囲では理解できなかったことだと思います。

以上です。

○議長（前田武久君） 7 番、遠藤君。

○7 番（遠藤貴人君） 3 年前に月額5,400円から6,300円への毎月900円増額を否決し、本日の午前中、月額5,700円から7,100円、毎月1,400円の増額を提案してられました。3年前と今日の午前中とその正誤性をお伺いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之。

○村長（宗田雅之君） 1,400円値上げ、これは一律1,400円ではないと思います。所得によって1から13まであります。所得の低い方は恐らく二、三百、300円か400円だと思います。高い方はそれなりに負担しております。そういう中でこれだけ負担増をお願いするそういう思いの中で国保年金者、そういう方にどうしたら救ってやれるのかなという思いで、今回、一般財源から出せませんから、生活支援金として1人当たり1万円を支給することにしました。それによってできるだけ低所得者の方々の支援をしていきたいなと思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 7 番、遠藤君。

○7 番（遠藤貴人君） 今、低所得者は1,400円の増額ではないというようにお話あったんですけども、これは何も3年前も900円の増額にならない方もいらっしやった。細分化はされましたけれども、それで軽減措置は当時からありました。ですから、今の説明は説明になっていないと感じるんですが、いかがでしょうか。

○議長（前田武久君） 宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 説明になっていないと言われますけれども、できるだけ村民の負担をされたいという思いで、この場合は、私は反対しました。今度の1,400円の上程は村民に負

担をお願いしたところでありますが、そういう中で何とか村民生活を守りたいという思いで、そういう地域生活支援金を充てがって対処したい考えでの思いであります。

以上です。

○議長（前田武久君） 7 番、遠藤君。

○7 番（遠藤貴人君） 実はこの後に再質問で生活支援商品券のことちょっとお伺いしようとしたんですけれども、先に、村長のほうから触れられましたので、まあちょっと後先になってしまいますけれども、今回今おっしゃられたように、2 款 1 項 10 目生活支援商品券発行業務としておよそ 3,000 万円の予算上程がされております。

これ、村民 1 人当たり 1 万円の商品券ということになるんだろうと思いますけれども、これ介護保険料の増額となんかここ抱き合わせのように私見えてしまったんですね。1,400 円の増額、これ年額にすると 1 万 6,800 円ということになるかと思うんですけれども、そういったご負担を 65 歳以上の方をお願いする一方で、1 万円の商品券を配る、抱き合わせのように見えたので、そういった側面はありませんかというようなことをお伺いしようと思ったんですけれども、村長自らそうだよというようなご発言があったと思うんですが、そういったことでよろしかったですか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 生活支援金、これは介護保険料値上げしたばかりではなく、今、ロシアのウクライナ侵攻によって物価高騰が続いている、資材関係も相当上がっております。それと併せて、今度これだけの介護保険料負担をお願いする、そういう中で併せて村民に支援したいという思いで提案しております。

○議長（前田武久君） 7 番、遠藤君。

○7 番（遠藤貴人君） なので、私はやはりこの 1 万 6,800 円の負担をお願いする代わりに、これ村民の方は大変な負担だというふうなことを必ずおっしゃるでしょうから、そういった村民感情を鎮静化するためにした予算措置なのかなというふうに予算書見て感じましたので、それをお伺いさせていただきました。そうであるならば、商品券はこれ村民は非常に助かると思います。今までこの商品券に対して何かそういった反対を唱えた方というのはいませんし、これ大変ありがたい、これは間違いありません。

しかし、今まではコロナ交付金という大きな金額の交付金がありました。今回の商品券は主要事業調書にも記載もありましたし、全員協議会で質問もさせていただきましたけれども、一般財源を充当するといったお話でありました。物価高騰というお話もありましたが、今後

物価高騰が続いた場合、また商品券を発行するんですか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） これは、そのときそのとき私は対応したいと思っております。今現在、これだけ村民の所得が県下ワーストスリー、そういう中であります。その中でこれだけの負担をお願いすることありますので、そういう面も考えまして充てた支援金であります。今後はそのときそのときに合わせて検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 失礼を本当に承知で申し上げますが、非常に場当たりのだといったことが否めません。

3年前の介護保険条例の一部改正を審議した議員は半分以上がこの議会を去りました。各議員の賛否がどうこうということ言うつもりはありません。しかし、私たちが今この場でやり取りしていることは連綿とつながっていくということです。鮫川の未来につながっているんです。3年前、議員はもっと介護保険の理解を深めるべきだったし、村側も条例の一部改正を引くべきではなかった。今でもそう強く思っています。村民を振り回しているのは紛れもなくこの場に携わる我々です。我々の責任です。我々に振り回される村民は不幸です。そう感じませんか。この場に携わる私は、この場に携わる一人として私は悔しい、とても悔しいです。どう感じますか。

○議長（前田武久君） 宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 今、遠藤議員が場当たりのという発言がありました。そのときの議員の皆さんのその方々を擁護するつもりは全くございませんが、その議員は各支持者がいてこの場に立っております。その議員の思いは村民の生活をどうしたら守れるか、そういう思いで議員活動していると思います。そういう中で理解できる、できない、それは人によっていろいろとあると思います。それは遠藤議員の悔しい、そういう思いもありますけれども、その当時の議員さんの支援によって上げなかった、上げられなかった、そういう方々にそういう村民の方も感謝している村民もいたと当時は思います。ただ、きちんとこの介護保険を認識していれば、当時の議員さんもうどういう判断したかは分かりませんが、あくまでも各議員は村民の代表であり、村民の生活を守るために一生懸命活動しております。

以上です。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○ 7 番（遠藤貴人君） 以上で一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（前田武久君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（前田武久君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日 6 日から 8 日までは常任委員会で議案調査及び現地調査を行います。

なお、9 日から 10 日は休会といたします。11 日は午前 10 時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 5 時 3 4 分）

第 2 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

令和6年第2回鮫川村議会定例会

議 事 日 程（第2号）

令和6年3月11日（月曜日）午前10時開議

日程第 1 議案第 2号 鮫川村体育施設条例

質疑・討論・採決

日程第 2 議案第 3号 鮫川村犯罪被害者等支援条例

質疑・討論・採決

日程第 3 議案第 4号 鮫川村公営企業資金運用基金条例

質疑・討論・採決

日程第 4 議案第 5号 鮫川村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

質疑・討論・採決

日程第 5 議案第 6号 鮫川村指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例

質疑・討論・採決

日程第 6 議案第 7号 鮫川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

質疑・討論・採決

日程第 7 議案第 8号 鮫川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

質疑・討論・採決

日程第 8 議案第 9号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例

質疑・討論・採決

日程第 9 議案第10号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）

質疑・討論・採決

日程第10 議案第11号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）

質疑・討論・採決

日程第 1 1 議案第 1 2 号 令和 5 年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算
（第 3 号）

質疑・討論・採決

日程第 1 2 議案第 1 3 号 令和 5 年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第 4 号）

質疑・討論・採決

日程第 1 3 議案第 1 4 号 令和 5 年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

質疑・討論・採決

日程第 1 4 議案第 1 5 号 令和 5 年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第 4 号）

質疑・討論・採決

日程第 1 5 議案第 1 6 号 令和 6 年度鮫川村一般会計予算

質疑・討論・採決

日程第 1 6 議案第 1 7 号 令和 6 年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）予算

質疑・討論・採決

日程第 1 7 議案第 1 8 号 令和 6 年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算

質疑・討論・採決

日程第 1 8 議案第 1 9 号 令和 6 年度鮫川村村営バス事業特別会計予算

質疑・討論・採決

日程第 1 9 議案第 2 0 号 令和 6 年度鮫川村介護保険特別会計予算

質疑・討論・採決

日程第 2 0 議案第 2 1 号 令和 6 年度鮫川村学校給食センター特別会計予算

質疑・討論・採決

日程第 2 1 議案第 2 2 号 令和 6 年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算

質疑・討論・採決

日程第 2 2 議案第 2 3 号 令和 6 年度鮫川村簡易水道事業会計予算

質疑・討論・採決

日程第 2 3 議案第 2 4 号 令和 6 年度鮫川村集落排水事業会計予算

質疑・討論・採決

日程第 2 4 議案第 2 5 号 和解について

質疑・討論・採決

- 日程第 2 5 議案第 2 6 号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村社会福祉協議会）
質疑・討論・採決
- 日程第 2 6 議案第 2 7 号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村農産物加工・直売
所運営協議会）
質疑・討論・採決
- 日程第 2 7 議案第 2 8 号 公の施設の指定管理者の指定について（特定非営利活動法人さめ
がわスポーツクラブ）
質疑・討論・採決
- 日程第 2 8 議案第 2 9 号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の変更について
質疑・討論・採決
- 日程第 2 9 議案第 3 0 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西山辺地）
質疑・討論・採決
- 日程第 3 0 議案第 3 1 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（遠ヶ竜辺
地）
質疑・討論・採決
- 日程第 3 1 議案第 3 2 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（戸草辺地）
質疑・討論・採決
- 日程第 3 2 議案第 3 3 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（渡瀬辺地）
質疑・討論・採決
- 日程第 3 3 請願について
請願第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願
について
審査結果の報告・質疑・討論・採決
- 日程第 3 4 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について
-

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 3 4 まで議事日程に同じ

追加日程第 1 議案第 3 4 号 令和 5 年度鮫川村一般会計補正予算（第 8 号）

提案理由の説明・質疑・討論・採決

追加日程第 2 発議第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出

について

趣旨説明・質疑・討論・採決

出席議員（９名）

1 番	窪 木 浩 一 君	2 番	本 郷 弘 義 君
3 番	青 戸 義 之 君	5 番	森 田 重 男 君
6 番	森 隆 之 君	7 番	遠 藤 貴 人 君
8 番	北 條 利 雄 君	9 番	緑 川 茂 君
10 番	前 田 武 久 君		

欠席議員（なし）

地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	宗 田 雅 之 君	副 村 長	鈴 木 大 介 君
教 育 長	藤 田 充 君	総 務 課 長	渡 邊 敬 君
住 民 福 祉 課 長	鈴 木 隆 寛 君	農 林 商 工 課 長	舟 木 正 博 君
地 域 整 備 課 長	齋 藤 利 己 君	教 育 課 長	星 徹 君
村 づ く り 推 進 室 長	矢 吹 かおり 君	代 表 監 査 委 員	森 洋 君
会 管 理 者 計 兼 出 納 室 長	鈴 木 千 鶴 子 君		

職務のため出席した者の職氏名

議 事 局 会 長	古 舘 甚 子	書 記	我 妻 正 紀
-----------	---------	-----	---------

◎開議の宣告

○議長（前田武久君） ただいまの出席議員は9人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、報道機関、職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（前田武久君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

議会運営委員長から、お手元に配付しました閉会中の継続調査申出が提出されましたので、ご報告いたします。

以上であります。

○議長（前田武久君） これで諸般の報告を終わります。

◎議事日程の報告

○議長（前田武久君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第2号～議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第1、議案第2号 鮫川村体育施設条例から日程第8、議案第9号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例までの8議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 8番、北條です。

議案第9号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例について質疑をしたいと思います。

この条例は、議案第19号の新年度予算、鮫川村介護保険特別会計にも関連いたします。我が村の介護保険基準保険料の改定が提案されております。

この案件については、昨年12月定例議会での予算編成への一般質問、全員協議会での説明

と議論、議員勉強会、さらには、議案調査の経過を踏まえております。さらに、3年前を蒸し返すことは残念でございますが、私は、この時点で、3年後の次期保険料の算定に大きく影響すること、介護制度運営の制度設計が損なわれること、政令により制度化された仕組みと基準保険料確定のあり得ない推計が出されていることなど、多くの課題、問題が残されることを指摘しております。

今回の提案は、前回改定時の判断、つまり、先延ばし、ツケ回しの結果が表面化し、影響が出たものと考えております。

3年ごと、今回で9期目になります、見直しされる基準保険料は、制度設計が組み立てられております。手続には、担当主管課や担当者にとって厳しく、相当な苦悩や限界があったことが推察できるものであります。

改めて人口構成や介護認定者数、所得も異なる他市町村との比較での判断、基準保険料の高い低いありきの判断が優先された結果、前回の議決が制度設計を見誤ったことを示しております。猛省すべき、反省すべき事案であったのではないかと考えております。

特に、介護給付と介護支援予防サービス、保険料負担のバランス、今後のサービスを必要とする介護認定者数や介護度に影響を与えてはならないことは当然であります。さらに、提案の基準保険料改定でも、村の準備基金の枯渇化が現実化しております。今後の県の財政安定基金活用が見え隠れすることも不安定材料として付きまといまいました。

低い負担で高いサービスの享受を願うことは、誰しものが願うものであります。守るべき政令や制度の組立てを守るにも、一連の経過を見ても、過疎地の我が村が制度設計の限界点に到達していることを強く感じております。

介護保険の財源不足は、介護保険制度が直面している大きな問題の1つであります。介護保険制度創設時から、約3倍にまで膨れ上がっております。どのようにして財源を確保するかが重要な課題となっております。

今回の介護保険条例の一部を改正する条例、基準保険料の改正提案、月5,700円から7,100円の1,400円の増であります。本村にとって過去最高の増額となっております。月1,400円増は、村民の皆様から反発を招くことが当然に予想される大変厳しいものであります。介護保険事業と制度は、提案する行政と議決を伴う議会の双方、何よりも村民の皆さんの制度の理解がなければ成り立ちません。思いだけの安易な判断による先延ばし、ツケ回しは、避けるべきものであります。付託者である村民の皆さんへの理解と協力を得る努力が一層不可欠でもあります。さらに、国や県への働きかけを強め、財政負担構成割合の軽減や支援策など、

制度改正を含めた行政等実現をあらゆる機会の中で求める必要がございます。

これらを踏まえ、村長自身、議員として5回の改定議決に直接携わっておられます。今回は、村長として初めてですが、提案する立場にあります。前回の基準保険料の改定対応との格差が大きいと強く感じております。村長自身が議会に至り、提案するに至った所感と、本村の介護保険事業を持続可能とする対処方法について伺いたいと思います。

○議長（前田武久君） 村長、今の意見に答弁を求めます。

○村長（宗田雅之君） 補助金の質問でございます。

まず、前回の保険料の件でございます。

当時、私は議員として、議員の立場として村民の生活を何とか守りたい、そういう思いの中で、提案理由には、900円の提案理由には賛同しませんでした。また、介護保険料、介護制度、そういうのも理解もできない中でもあったと思います。それは大変申し訳ないと思います。

ただ、当時の役場の説明では、私らが何度質問しても理解できない、そういう面もあったもんだと思っております。イの一番に私は、村民生活を守る、それが大事でありまして、そういう中で反対したわけであり、また、反対したメンバーも、その自分の思いで村民を守りたい、そういう思いで反対したものと認識しております。

今度の値上げでございますが、介護給付費が4年、ただ、それにかけて大幅に2,950万、これが落ちています。また、介護認定者もさらに増えています。そして、2025年、団塊の世代の方たちが75歳という年代に到達します。80歳を超すとどんどん入所者が来るという中でありますので、そのために今回の値上げに踏み切りました。

以上です。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 今、村長が答弁されたやつで、前回は村当局からの説明が十分でなかったというお話がありましたけれども、今回で、この制度設計そのものは、創設当時から基本的に何も変わっておりません。組立ても変わっておりません。そうした中で、前回だけが説明がなかったということは、ちょっと私には考えにくいのであります。当然、理解できれば理解できない方だと思いますけれども、村長自身、議員時代、先ほども述べましたけれども、5回も携わっているわけです。全てが引上げになっているわけです。

前回は900円を300円にしたということですが、その300にしたのは、この前も全員協議会も含めてお話ししましたけれども、それは、前回のことを何回も申し上げて申し訳ございま

せんけれども、たまたま3年度から現在の5年度まで、3、4、5です、この三、四年は、介護認定者が、かなりの多くの方が亡くなっておられるわけです。今回5年度は、もう元に戻ってきているわけです。さらに増加する傾向にあります。こういうことで、たまたまの話です。

当然、これ、基準保険料の推定は、あくまで推定であるんですけども、今考えると、これでたまたま取りあえずやってこれたけれども、この1,400円に上げるためには、先ほども言ったとおり基準となる保険料、基金が、準備基金がないんです。なくて1,400円なわけです。どうするかといったらば、例えば、今回の推計では当然ありますけれども、これがオーバーした場合、持ってくる財源がないわけです。分かりますよね。ないとすればどういふことをするかというと、県の財政安定化基金、これは、県内の市町村が全て参加して基金をつくり上げているわけですが、これを借りることになるんです。つまり、借りただけじゃなくて、この借りたものは、次回以降にツケ回し、上乗せして、私たち鮫川村民に上乗せして課税することになるんです。そういう仕組みになっているんです。

だから、思いだけで高い、安い、周りの市町村と比較すると高い、安い、それは、現在の制度の中ではやってもどうにもならないことになります。

例えば、前回900円から300円に引き上げても、前回執行された職員も、村長もそうですが、相当苦しい立場に立たされていたと思います。そのツケ、900、300引いて600へ引き下げましたけれども、前回、それを引き下げないで900円であれば、今回1,400円の必要なかったと思います。

これは、あくまで推計ですけども、推計は、単純な推計じゃなくて、こういうふうにやれば、どこの全国津々浦々の市町村がみんな同じことやって苦しんでいるわけです。けれども、この負担割合制を理解するためには、こういうふうにはバランスが崩れた判断になってこざるを得ないわけです。

ですから、思いだけでは駄目なんです。そういう制度になっているんです。残念です。ほかの財源から持ち出すことができない。そういう仕組みになっているの分かりますね、村長。だから大変なんです。執行者となった以上は、こんな村民に負担を多くかけるわけにはいかない、何とかできないかというのは分かります。私も分かります。先ほど言ったとおり、低い負担で高いサービスを受けたいのは、誰でも同じです。けれども、この制度の中では、そういうわけにはいかないんです。だから大変なんです。

だから、私は、当然担当主管課、担当者が、一生懸命に成形をして出されたもの、これは

相当それでも厳しいと私は思っています。やはりここは、現制度の中では理解をして、必要なものを、村民の皆さんが負担すべきものを、きちんとして示して出すのは本当であります。今回もそういうふうにされていますけれども、この1,400円のうちは、前回の3年前にあるツケが回っていると私は考えているんです。だから、こういうことがあんだが間違っているから、当然そのこと自体、900円から300円にした、そのやり方がいいのか、悪いのかって、当然私は悪いと思います。このツケが今回の提案につながってきているわけです。

やはりここは苦しいけれども、理解しながら進めないと、我が村の介護保険制度事業がパンクします。運営できません。そういうことをもう一度理解しながら、きちんと理解して提案すべきであります。

違いますか、村長。もう一度答弁願います。

○議長（前田武久君） 宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 介護保険の内容につきましては、私、村長になりまして、私らのときはなかなか理解できない面もあったもんですから、議員皆さんによく理解してもらいたいという思いで、担当課に、しっかりと書類を作って議員の皆さんに説明していただきたい、そういう思いで、2回きちんと書類を出してきて、皆さんに説明して、納得していただきました。

その結果、1,400円値上げ。ただ、補助金が前回300円だったから、1,400円、トータル1,700円です。ただ、900円に上げたから、今回が1,400円以下にはなるとは思いますけれども、トータル的に、6年トータルしたときは、割合はそんなに変わらない。ただ、1回多めに払うか、2回目、少なめに払うか、そういう感覚と思います。ただ、300円だったから大幅にという話になりますけれども、そういう中で、今、その情勢も、北條君の言うとおりの、分かります。将来を見据えて、高齢者の安全、安心な暮らしを支えるための介護保険ですから、そういう中で、よく書類を出していないとみんなして勉強して、みんなで検討して、今後の介護保険料に、よく理解して進めていきたい。

また、大幅に、先ほども言いましたとおり、4年から5年度の介護保険の大幅な値上げ、あと、25年の、先ほども言ったように、団塊の世代の、そういうものを含めてだけに、やっぱり1,400円という金額が認めざるを得ない、住民に負担かけざるを得ないという思いで提案しておりますので、よろしくお願いします。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） まず、村長は、3年前と今回、1,400円上げるやつはトータル的には

同じだろうという話を言っていますけれども、違うんです。高齢者、75歳以上の高齢者は、65歳の年金受給者は、基礎年金の受給者は幾らもらっているか、年額分かりますか。63万、63万じゃなくて、81万くらいになるんです。その中で、前回までは300円、それでも特別徴収されているわけです、今、申告時期でもありますけれども。特別徴収されている介護保険料を、さらに、後期高齢者保険料を引かれているわけです、強制的に、国の制度の中で。前回300円は上がってもしようがない、手取りが少ないということを言っていますけれども、これ1,400円ですから。これだけ上がるわけです。相当苦しくなると思います。

ということで、6年間のバランスで考えればそうではないかというけれども、差し引かれる、強制的に差し引かれる保険料、こんな苦しいことはないと思います、実際は。これ上げざるを得ないです、1400円、介護保険運営はできませんから。だけれども、やはりそこは、この介護保険制度もなかなか職員でやったって担当者いない、それから、議員であったって理解し難いんです。だけれども、理解し難いけれども、制度としては理解して、やらざるを得ないんです、現段階で。

当然、今、村長も私も、この村の現状を考えると、大変な事態だというのは認識しているはずであります。だからこそ、この過疎地の我が村が、これから介護事業を運営していくためには、やはりもうどうにも投げられないということを私は訴えているんです。ですから、やはりこの事業の制度の改正も含めて、国に対し訴えるべきなんです。そういうことをやりながら、住民の皆さんにも負担をお願いせざるを得ない。当然であります。簡単にやらないで、自分自身が責任を持ってやる分には、当然、これから1,400円、可決されたとしても、村民の皆さんに説明することはもちろんであります、それと同時に、国、県への働きはやらなきゃならないと思います。簡単に制度改正はできないと思います。

だけれども、引き続いて、いろんな機会を捉えてそういうことをやっていかないと、誰しもが納得するような事業になっていかないんです。特に過疎の村、我が村、先ほど来から言っている人口構成、介護認定者数、高齢者が増加する中で、もう限界に来ているんでしょう。これは、思いだけじゃ駄目なんです、村長。議会もそうですが、村執行部も、県、国に対しての制度改正も含めて訴えていきませんか。

もう一度、最後の質問でありますけれども、きちんとその辺の方針を示していただきたいと思います。

以上です。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 北條議員の言うとおり、やっぱりこれは自治体としては、本当に介護保険の問題は切実な問題だと思っております。もっと、やっぱり県、国のほうにしっかりと訴えていきます。

ただ、今回の1,400円の値上げは、確かに住民に負担をかけます。まして、経済状態がこういう中で、住民に1,400円の値上げは本当に申し訳ないと思っております。ただ、所得によっても、13段階ですか、そういうふうに分かれますが、全部が1,400円値上がりするわけではないと思います。それなりの金額になると思います。

また、これだけの村民に、住民に負担をかけるわけですから、経済状況などを鑑みて、今回、介護保険とは関連づけになってしまうかもしれませんが、生活支援金として、1人頭1万円を住民に支給して、幾らでも財政状況をよくしてもらいたい、そういう思いで提案しております。

以上です。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 私も議案第9号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する条例について質疑をさせていただきます。

今の答弁の中で、13段階あって、全てが値上がりするわけではないんだというようなお話ありましたけれども、ちょっとまだよくご理解をいただけていないのかと思うんですが、全てが値上がりするわけです。13段階になりますけれども、いるステージは一緒ですので、今の保険料よりも増額になるので、全てが増額になるというような理解です。

それで、令和3年3月末の議会臨時会で、これは、3月の定例会で予算が否決された後、開かれた臨時会です。

その中で私は、この介護保険について、このような質疑をさせていただきました。過日の全員協議会にて、住民福祉課より、第8期介護保険事業計画の説明がありました。その中で、第9期推定保険料基準月額7,182円のお示しがありました。今回上程された第8期基準月額5,700円と比較すると、およそ1,500円の増となります。3年後の介護保険事業計画第9期において、このようなご負担を村民の人にお願ひする、そういった計画であるという理解で間違いないんですねということをお尋ねしたんです。そうしたら、時の村長、このようにお答えしました。これは担当課の間違いない試算だから、この数値に近い金額を3年後に設定しなくては、介護保険そのものが回らないという事態になる。当初、6,300円の上程のままの値上げでいくと、少し余剰金が基金として積み立てられたといった状況であったというお答

えをされています。

こういったやり取り、この議場の中でしているんですけれども、先ほどから、担当課の説明が足りなかったと、理解が不十分だったというようなお話、一貫してされているんですが、このやり取りは、恐らくほとんどの方に理解できるやり取りだと思うんですけれども、理解が不足していたというのは、これは本当でしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 大変、さっきの13階、これ全てと、私は言い間違いました。これは金額、金額が一律に1,400円値上がりするのではないという、所得によって金額が変わる、そういう意味で申し上げている、言葉尻が間違いましたが。

まず、当時のご理解、これは各議員が、反対した方が多数でありますんで、各議員がその説明の中できちんと聞いて、村民目線で考え方を、結果が反対多数になったと思います。

以上です。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 再度お伺いしますけれども、理解が十分でなかったというようなことであれば、これ6年前にも、9年前にも同じ条例改正していると思うんですけれども、6年前の介護保険条例の一部改正に恐らく賛成されていると思うんですが、この賛成も理解が不十分なまま賛成したということですか。

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） 私は、そのときそのとき、住民の目線で判断していると思います。6年前のことに關しては、どういう判断で、どういう基準で私は賛成したか、今やぶさかではございませんが、今回は今回、前回は前回、そういう思いの中で、私は賛成、反対はやっているつもりです。

以上です。

○議長（前田武久君） 7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 先ほど、ならば一緒にだということのお話あったと思うんですけれども、私も、長い目で見ればそういった側面はあるということも初日の一般質問の中で述べさせていただきましたが、そうであるならば、そうであるならば、言わば村民目線に立ってというお話ありましたけれども、村民目線に立つのであれば、これ値上がりしていくのであれば、段階的に引き上げていくというのも村民目線ということになると思うんです。据置き、据置き、3,000円上げるよりも、1,000円、1,000円、1,000円ずつ上げていったほうが、私は

それは負担として柔らかいというふうに思うんです。

先ほどの値上げの理由に、団塊の世代がそういった時期を迎えるというようなお話ありましたけれども、そういったことが前もって予想されている、予測できているのであれば、段階的に引き上げるべきだというふうに私は感じるんですけども、団塊の世代がそういったことになってくるということも含めて、3年前に、今回このような引上げになるんだという、増額になるんだという、そのものを予測されていなかったんですか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） 予測とか予測ない、上げたか上げない、できるだけ介護認定者を減らす、減らすことによって介護保険料も減額する、そういう思いもあります。そして、今回の1,400円値上げなんですけれども、この介護認定者を幾らでも何とかして減らして、そして、介護給付費を減らしたい、そういう思いで私はやっておりますので、今回も、今後も、できるだけ介護認定者を減らして、介護給付費を増やさない、そういう思いで今後もやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（前田武久君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号 鮫川村体育施設条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第3号 鮫川村犯罪被害者等支援条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第４号 鮫川村公営企業資金運用基本条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第５号 鮫川村行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第６号 鮫川村指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第７号 鮫川村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第８号 鮫川村固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第9号 鮫川村介護保険条例の一部を改正する改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号～議案第15号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第9、議案第10号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）から日程第14、議案第15号 令和5年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）までの6議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 議案第10号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算、先ほどの介護保険条例と関係しますが、この中で、新たに村民に対して生活支援をするということで約3,000万くらいの予算を取ってありますが、これを関連づけて、やはり別物なんです、会計そのもの。先ほどの介護保険の保険料が値上がりするから、住民が大変だろうと言っています。だからこそ、だから、これで補填するような話は全く別なんだと私は思うんです。それも一定程度あると思いますが。その辺がちょっと関連づけてやること自体が違うんじゃないかと思うんですが、もう一度答弁いただけますか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君、答弁を求めます。

○村長（宗田雅之君） 当初、今年度の予算ではないんです。本年度の予算の中に入っていないので、3,000万は。これ補正ではないかと思います。

すみません。間違いました。令和6年度ではない。申し訳ありません。

○議長（前田武久君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第10号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算（第7号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第11号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第12号 令和5年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第13号 令和5年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第14号 令和5年度鮫川村集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第15号 令和5年度鮫川村介護保険特別会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号～議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第15、議案第16号 令和6年度鮫川村一般会計予算から日程第23、議案第24号 令和6年度鮫川村集落排水事業会計予算までの9議案を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番、北條君。

○8番（北條利雄君） 先ほど補正予算の中で質問したんですが、介護保険事業の基準保険料引上げとともに、それに併せて今回、当初予算の39ページになりますか、予算説明書の2、1、10、12、委託料、生活支援商品券発行業務と関連づけて、一部はそういうふうにならざるを得なかったというのは、気持ちは分かりますけれども、全く別物と考えるべきで私は思うんです。片方はがんじがらめになっている、同情もない中で、分かりますけれども、これやはり生活支援者とその辺も、燃料とか電気料、光熱費も含めて値上がりしているし、円安にもなっておりますので、こういう部分で、さらに少しでも村民の生活向上を図るということからすんだら分かるんですけれども、この介護保険が1,400円になるから、その代わりみたいな話はやはり口に出すべきじゃないと私は思う。一部はあると思いますよ、それは、当然。負担が強制的に年金から天引きされるんですから。

これはやはり、村長、気持ちは分かりますけれども、安易に表立って口に出す話じゃないと思うんですが、これらのことを考えて、もう一度村長から答弁いただけますか。

○議長（前田武久君） 村長に答弁を求めます。

○村長（宗田雅之君） 北條議員のご指摘ですが、あくまでもこういう物価高で、村民も大変な経済状況です。その中で、また村としても、これだけの介護保険料をお願いするわけですから、別枠、これを暫定的に負担をかける別の手では、私はないと考えております。

できるだけ村民のために、村民の生活のために、これだけ迷惑をかけるわけでありますので、関連して、やはりいる、いないは村民の取り方と思いますが、議員さんの取り方とも思いますが、私はそういう思いで出させていただきました。

以上です。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） だから、村長、気持ちは分かるけれども、ただ、今答弁されたように、介護保険の流れ、上がった話だけじゃなくて、全ての負担がかかるわけです、住民の人たちが。介護保険が上がるから、その代わりに、別枠として一般会計から生活支援商品券で事を済ませようというの違うだろうと私は言っているんです。やはりこれは考え方は違うんです。だからといって、この商品券をもらえば当然村民の人はうれしいし、村はよく考えてくれる、うれしいはずです。ただ、2か月に一遍、年金というのは、先ほどお話ししましたけれども、2か月に一遍です。これだけの強制天引きされるわけです。年に6回もらうもの、2か月に1回もらうものの中で、これだけの強制天引きされる中で、目減りするわけです、完璧に。

これで全て、私は、それを補填していると考えたら、全て補填していたら足りないんですよ、これ。そういうことになりますので、私は、それは一部であって、村民の生活の実態を考えれば、それも一部入っています、入っていますというような話じゃないけれども、引換えの話では違うだろうと私は言っているんです。違うんじゃないですか。それに代わっているものじゃないですよ。全て込みですよ。生活支援ですから。だから、介護保険の、先ほども議論になって、また繰り返しになっちゃうと、それはやりたくないです、はっきり言って。だから、単純に、その物々交換みたいな話というのは違うだろうと私は言っているんです。

だから、もう一度そこは、村長のほうはそういうふうな話したくなると思いますが、やはりその部分、介護保険の基準における値上がりの代わりだよという話は、薄めるべきじゃないですか。違いますか。

○議長（前田武久君） 村長、宗田雅之君。

○村長（宗田雅之君） これだけの経済状況、そして、なおかつそれに負担をかける。それだからと、村として、私として、負担するということでありまして、あくまでも関連つくんだか、つかないんだか分かんないですけども、生活の一部から、介護保険も生活の一部から出るわけですから、そのために補填するということを申し上げています。

○議長（前田武久君） 8番、北條君。

○8番（北條利雄君） それは、私と村長の認識の違い、ものの見方、考え方が違うんだと思うんですが、私は全く別物で考えるべきだと。一部は当然入ってもいいと思いますけれども、それが全てではないと私は思います。

以上です。

○議長（前田武久君） ほかに質疑ありませんか。

7番、遠藤君。

○7番（遠藤貴人君） 私も議案第16号 令和6年度鮫川村一般会計予算について質疑をさせていただきます。

質疑に入る前にですが、初日の一般質問を含め、本日のこの質疑のやり取りでも、質問に対しての答弁がしっかりされていないというところが見受けられます。議長は、中立、公正な立場でありますので、答弁がきちんと質問を捉えていないといった場合には、再び答弁を促していただくような、そういった議会運営を求めます。

それでは、質疑をさせていただきます。

一般質問でも伺わせていただきましたが、今までこういった村民支援の商品券は、大きな交付金、コロナ交付金を財源として充てていました。今回初めて、一般財源から拠出をするという予算上程であります。一般質問のやり取りの中でも、この商品券を今後も続けていくのでしょうかといった問いかけに対しまして、村長は、今後の状況を見て、必要なときには措置をしていくというような答弁でありましたが、具体的にどういった状況になったときにこの商品券の配布を検討するというようなお考えかをお尋ねします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 今、遠藤議員のご指摘で、私が質問に対してきちんと答えていないという質問であります。私は私なりにしっかりと答弁に答えているつもりでございます。

また、今後の商品券に対しての質問であります。村民の暮らしを守るのが行政であり、これはもちろん議会の承認も必要ですが、それが主として、私は村民目線でやっているつもりでございます。そのときそのときの財政状況によって検討していきたいと思っております。

○議長（前田武久君） 7番議員、先ほどの質疑の中で、議長が村長にしっかりした答弁をさせろということですが、一般質問並びに質疑においても、議長は、質問者に対しての答弁を村長にさせておる。それを理解して、一般質問、それから、質疑を質問者は打ち切っているはずですから、私は決して公平な中立的な立場で議長を執行しているわけでありま

ので、その部分誤解のないように。

7 番、遠藤君。

○7 番（遠藤貴人君） 何て言えば伝わりますかね。

私は、最初の質疑で、どういった場合に、社会状況になったときに、この商品券の検討をしていくんですかというようなことをお伺いしたんですけれども、今の答弁も、財政状況を考えて交付していくと。財政状況を考えて交付していくのは、これ大前提というか、もう当たり前のことでありまして、すみません、私の聞き方が、ちょっと質問の仕方というか、その言葉使い、日本語の使い方がちょっと悪いのかもしれないんですけれども、私の伺いたいことは、村の財政状況がいいときに商品券出して、悪いときには出さないよということではなくて、それは当たり前です、大前提です。ではなくて、村民がお困りのときに要するに出していくよというような答弁であったものですから、一般質問のときに。

そういった、これから、要するに私は物価高騰とか、そういったこと、コロナで仕事が減っているとか、収入が減っている、収入減、それから、今で言ったら物価が高くなっていて、物価高騰でということで商品券を発行していくんだと思うんですけれども、今後、こういった社会情勢になってきたら商品券の交付をするんですかということをお尋ねします。

もう一度お願いします。

○議長（前田武久君） 村長、宗田君。

○村長（宗田雅之君） 何回も申し上げるようなんですけれども、私は、村民、村民の生活を守るために私は行政のトップになっているつもりでございます。村民がどうしても困って大変なときには、これは行政として面倒を見るのは当たり前の話でありますので、そういう状態になったときに対応していきたいと考えております。

○議長（前田武久君） 7 番、遠藤君。

○7 番（遠藤貴人君） 村民が大変なときに面倒見るのが行政の仕事でもないような気がしますけれども、それを踏まえるならば、なんて聞けばいいのかな、村民が大変なときに商品券を交付するというようなお話でしたけれども、村民が大変なときというのはどういうときでしょうか。

○議長（前田武久君） 村長、答弁を求めます。

○村長（宗田雅之君） 大変なときって、大変なときだと思いますよ。別にそれ以上はないと思いますよ。

〔「具体的にです、具体的に」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 村長。

○村長（宗田雅之君） このように経済状況が、国も県も、恐らく国民の生活を守るために、いろいろな災害だとか、そういうときにお金を出していると思います。私も、そういう災害だとか何かあったときに、また、生活がいろいろな、こういう財政状況が困窮したときに、村として何とか面倒を見たいと、そういう思いでやっています。

○議長（前田武久君） ほかに質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第16号 令和6年度鮫川村一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第17号 令和6年度鮫川国民健康保険特別会計（事業勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第18号 令和6年度鮫川村国民健康保険特別会計（直診勘定）予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第19号 令和6年度鮫川村営バス事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第20号 令和6年度鮫川村介護保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第21号 令和6年度鮫川村学校給食センター特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第22号 令和6年度鮫川村後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第23号 令和6年度鮫川村簡易水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第24号 令和6年度鮫川村集落排水事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第24、議案第25号 和解についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありますか。

〔発言する人なし〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第25号 和解についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第26号～議案第28号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第25、議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村社会福祉協議会）から日程第27、議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（特定非営利活動法人さめがわスポーツクラブ）までの3議案を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第26号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村社会福祉協議会）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第27号 公の施設の指定管理者の指定について（鮫川村農産物加工・直売所運営協議会）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第28号 公の施設の指定管理者の指定について（特定非営利活動法人さめがわスポーツクラブ）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第29号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第28、議案第29号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第29号 鮫川村過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第30号～議案第33号の質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第29、議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西山辺地）から日程第32、議案第33号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（渡瀬辺地）までの4議案を一括議題とします。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから議案第30号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（西山辺地）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第31号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（遠ヶ竜辺地）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案どおり可決されました。

これから議案第32号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（戸草辺地）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第33号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について（渡瀬辺地）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎請願第1号の審査結果の報告、質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 日程第33、請願についてを議題といたします。

総務文教常任委員会に付託いたしました請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についての審査結果について報告を求めます。

総務文教常任委員長、森隆之君。

〔6番 森 隆之君 登壇〕

○6番（森 隆之君） 請願審査結果報告をいたします。

事件名。請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願について。

審査の経過。総務文教常任委員会に付託された請願については、3月6日午前9時から委員会を開催し、慎重に審査をいたしました。

決定及び理由。採択と決定いたしました。

理由。令和5年春闘結果での賃上げ率は、ほぼ30年ぶりの高水準での賃上げとなったものの、急激な物価高騰に追いつかず、実質賃金はマイナスが続き、超少子高齢・人口減少という構造課題やデフレ経済なども相まって、不安定雇用と格差の拡大は最低賃金近傍で働く者の生活はより厳しい状況が続き、経済、物価上昇に見合った継続的な賃上げと早期発効は重要な政策と判断し、採択することに決定いたしました。

少数意見の留保。なし。

本委員会において、以上のとおり決定しましたのでご報告いたします。

○議長（前田武久君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 討論なしと認めます。

これから請願第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書提出の請願についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

この請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、請願第1号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎閉会中の継続調査申出について

○議長（前田武久君） 日程第34、議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長、森隆之君から、鮫川村会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました次期議会の会期日程等の議会運営に関する事項について、閉会中の継続調査申出がありました。

お諮りします。

議会運営委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査調査にすることに決定いたしました。

ここで暫時休議いたします。

（午前11時08分）

○議長（前田武久君） 休議前に会議を開きます。

（午前 11 時 08 分）

◎日程の追加

○議長（前田武久君） お諮りします。

ただいま村長から、議案第34号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算（第8号）が提出され、議長において受理しました。

また、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてが、6番、森隆之議員から所定の賛成者を得て提出され、議長において受理しました。

これらを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2として議題にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1から追加日程第2とし議題とすることに設定しました。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（前田武久君） 追加日程第1、議案第34号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、宗田雅之君。

〔村長 宗田雅之君 登壇〕

○村長（宗田雅之君） それでは、議案第34号 令和5年度鮫川村一般会計補正予算（第8号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の第2回議会定例会におきまして、令和5年度一般会計補正予算（第8号）を追加提案させていただきました。

内容といたしましては、大字赤坂東野字内ヶ竜地内で発生しております、村道内ヶ竜・滝ノ下線の地滑り災害に対する応急、本工事を実施するための予算であります。

補正予算の事業費内訳等につきましては、議案書及び一般会計歳入歳出補正予算書事項別明細書をご覧ください。

それでは、議案書の１ページ、事項別明細書も同じく１ページをご覧ください。

補正前の歳入歳出予算総額34億9,725万5,000円に対し、今回3,000万円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額を35億2,725万5,000円とするものであります。

以下、事項別明細書にてご説明いたします。

初めに、歳出につきましてご説明申し上げます。

11款災害復旧費、１項１目現年度土木施設災害復旧事業費、14節工事請負費に4,595万円前を増額補正し、工事請負費の予算総額を4,600万円とするとともに、13款予備費を1,595万円減額し、その財源とするものであります。

また、歳入につきましては、18款繰入金、２項１目１節財政調整基金繰入金から3,000万円を繰り入れ、災害復旧事業費に充てるものであります。

次に、議案書の３ページをご覧ください。

第２表、繰越明許費補正につきましてご説明申し上げます。

先ほどご議決をいただきました令和５年度一般会計補正予算（第７号）の第２表、繰越明許費、11款１項公共土木施設災害復旧費事業4,745万4,000円に、今回4,600万円を追加し、繰越金額の上限額を9,345万4,000円とするものであります。

以上、議案第34号の説明とさせていただきます。原案にご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、説明を終わります。

○議長（前田武久君）　これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君）　質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君）　討論なしと認めます。

これから議案第34号　令和５年度鮫川村一般会計補正予算（第８号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君）　起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎発議第1号の上程、採決

○議長（前田武久君） 追加日程第2、発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを議題といたします。

ただいまの議案は、さきの日程における請願の採択により提出されたものでありますから、趣旨説明並びに質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（前田武久君） 異議なしと認めます。

したがって、趣旨説明並びに質疑、討論を省略いたします。

これから発議第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（前田武久君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（前田武久君） 以上で本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これをもちまして、令和6年第2回鮫川村議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

（午前11時15分）

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和6年3月11日

議 長 前 田 武 久

署 名 議 員 青 戸 義 之

署 名 議 員 森 田 重 男